

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画）

いきいき安心プラン

（素案）

平成 29 年 12 月

船 橋 市

目 次

第1部	計画の策定にあたって	1
第1章	計画の趣旨と概要	3
第1節	計画の趣旨	3
第2節	計画の概要	4
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	8
第1節	市内高齢者の現状	8
第2節	高齢者生活実態調査結果等の概要	21
第3章	本市の高齢者施策の状況および将来フレーム	46
第1節	第6期計画の進捗状況	46
第2節	船橋市介護保険事業の動向	51
第3節	第6期事業計画値の検証	53
第4節	将来フレーム	57
第2部	ビジョンの実現に向けた施策の展開	61
第1章	ビジョンと基本方針	63
第1節	船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン	63
第2節	船橋市の目指す地域包括ケアシステム	64
第3節	施策の体系	67
第2章	基本方針別の事業	68
第1節	各基本方針の施策一覧	68
第2節	各基本方針の重点事業	82
基本方針	1. 住まい	82
基本方針	2. 予防	88
基本方針	3. 生活支援	93
基本方針	4. 介護	99
基本方針	5. 医療	106
第3部	介護保険事業の現状と見込み	113
第1章	被保険者の現状と見込み	115
第1節	推計方法	115
第2節	被保険者数	116
第3節	要支援・要介護認定者数	118
第2章	第7期介護保険事業計画の施設等整備方針	120
第1節	日常生活圏域	120

第2節 地域包括支援センターの整備方針	121
第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方	123
第3章 サービス量推計	127
第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量	127
第2節 地域支援事業	143
第3節 市町村特別給付	146
第4節 介護保険財政と介護保険料	147
第5節 給付適正化	148
参考資料	149
○計画策定の体制と経緯	
○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱	
○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱	
○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱	

第1部

計画の策定にあたって

第1章 計画の趣旨と概要

第1節 計画の趣旨

社会保険により介護サービスを利用できるシステムとして平成12年4月に施行された介護保険制度は、高齢者を支える制度の1つとして定着してきました。平成17年10月には施設給付の見直し、平成18年4月には地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスと地域支援事業の創設等、予防重視型システムへの転換を図るための制度改正が行われました。本市ではこれを受け、平成18年に「第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定しました。

本市では、その後の高齢者を取り巻く状況と課題を踏まえ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を実現するため、“健やか！安心！いきいきシニアライフ”を高齢者保健福祉・介護ビジョンとして掲げ、「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を平成21年3月に策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭においた取り組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年には要介護（支援）認定者や何らかの支援を必要とする高齢者の激増が予測されています。このような中で、国では「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・予防・生活支援・介護・医療が切れ目なく提供される“地域包括ケアシステム”の実現に向けた取り組みを進める」ため、平成23年6月に介護保険法等の制度改正を行いました。本市でも“地域包括ケアシステム”の実現を目指し、平成24年度を初年度とする「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」に取り組んできました。

平成27年4月から、医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）において、医療提供体制の再編に向けた政策手段の拡充や介護サービスの給付抑制、地域支援事業の拡充を目的とし、地域包括ケアシステムの構築並びに費用負担の公平化が推進されました。こうした流れの中、本市では平成27年に「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムのさらなる構築を進めました。さらに、平成29年5月には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした介護保険法改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組推進、介護保険サービス利用時の負担割合の変化等、様々な取組や制度の変更が進められることとなりました。

このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成30年度を初年度とする「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定するものです。

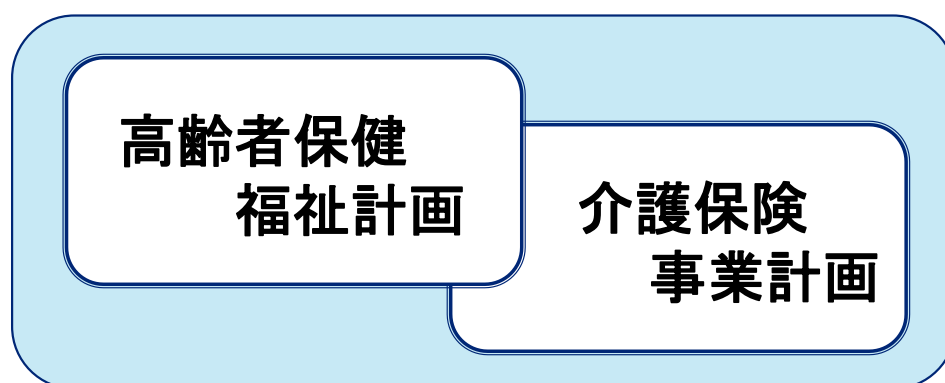
第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。



老人福祉法 第20条の8第1項

○市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

介護保険法 第117条第1項

○市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

【参考】老人保健法と老人福祉計画

従来、高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画と「老人保健法」に基づく市町村老人保健計画を一体的に策定した計画として位置づけられてきました。しかし、平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関す

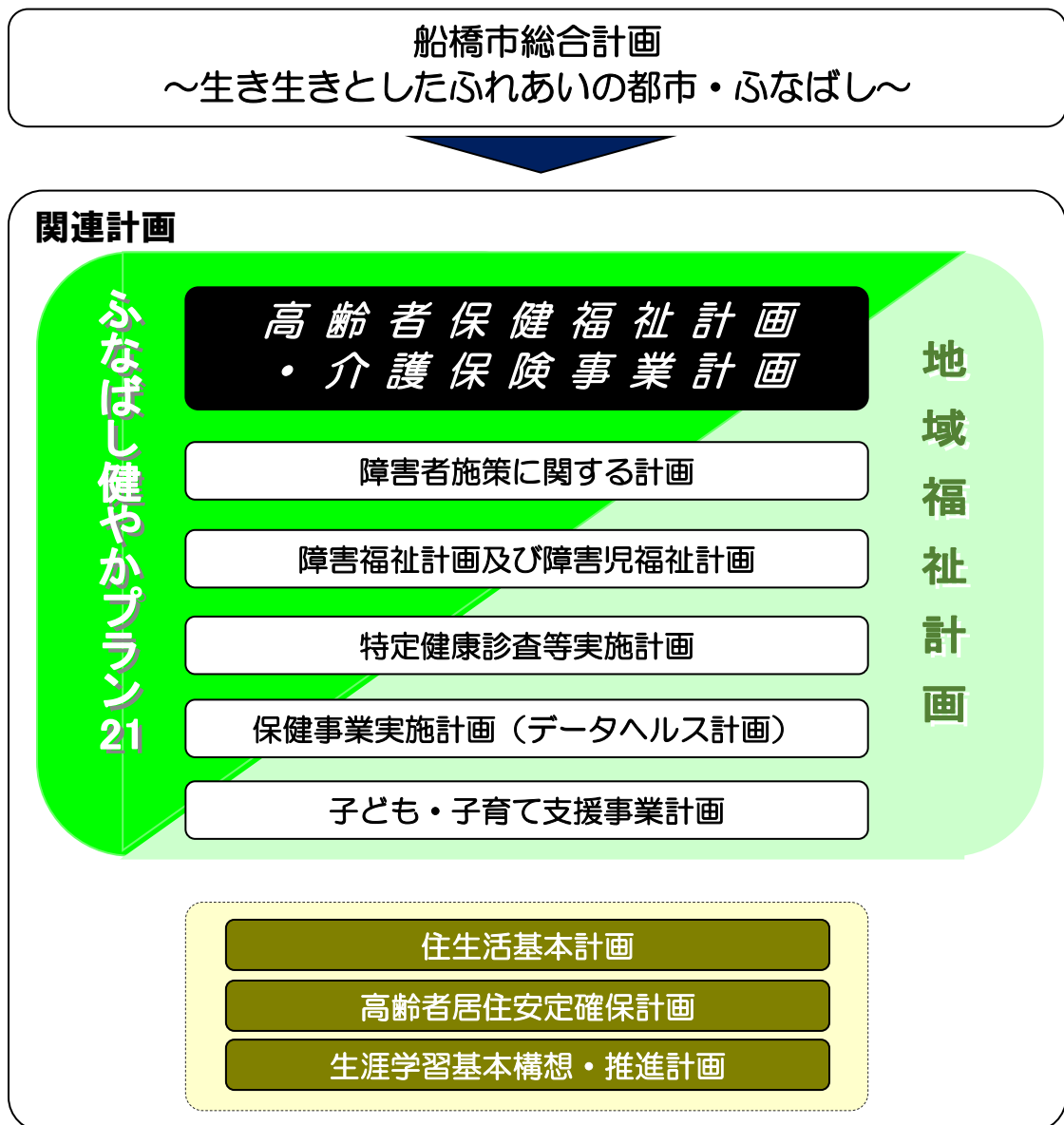
る法律」として全面改正されたことに伴い、市町村に老人保健計画の法令上の策定義務はなくなりました。

本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・医療・介護分野の連携が不可欠と考え、高齢者の保健福祉施策に係る総合的な計画として、「高齢者保健福祉計画」を策定することとしました。

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画 後期基本計画」の個別計画です。

また、平成27年3月に策定の「第3次船橋市地域福祉計画」や関連計画との理念を共有し、調和がとれたものとししました。



2 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として策定します。「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は平成30年度から平成32年度を対象とします。また、本計画は平成37年度までに地域包括ケアシステムを完成させる中期計画の3期目と位置づけます。

平成(年度)											
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
総合計画(基本構想)									【仮称】総合計画		
総合計画(後期基本計画)											
第2次地域福祉計画			第3次地域福祉計画						第4次地域福祉計画		
第6次高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画			第7次高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画			第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			第9次高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画		
第2次障害者施策に関する計画			第3次障害者施策に関する計画						第4次障害者施策に関する計画		
第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画		
ふなばし健やかプラン21			ふなばし健やかプラン21(第2次)								
特定健康 診査等実 施計画	特定健康診査等実施計画					特定健康診査等実施計画					
						保健事業実施計画 (データヘルス計画)	保健事業実施計画(データヘルス計画)				
次世代育成支援行動計画 ふなばし・あいプラン											
			子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画			
住生活基本計画				住生活基本計画					住生活基本計画		
						高齢者居住安定確保計画			高齢者居住安定確保計画		
第二次生涯学習基本構想・推進計画									第三次生涯学習基本構想・ 推進計画		

3 計画構成

本計画は、3部構成になっています。

第1部では、計画の趣旨と概要、高齢者を取り巻く現状と課題、本市の高齢者施策の状況および将来フレームについて示しています。

第2部では、ビジョンと基本方針、基本方針別の事業について示しています。

第3部では、被保険者の現状と見込み、第7期介護保険事業計画における施設等整備方針並びに今後のサービス量推計、介護保険財政、第1号被保険者の保険料について示しています。

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

第1部 計画の策定にあたって

- 計画の趣旨と概要(第1章)
- 高齢者を取り巻く現状と課題(第2章)
- 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム(第3章)

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

- ビジョンと基本方針(第1章)
- 基本方針別の事業(第2章)

第3部 介護保険事業の現状と見込み

- 被保険者の現状と見込み(第1章)
- 第7期介護保険事業計画の施設等整備方針(第2章)
- サービス量推計(第3章)

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 市内高齢者の現状

1 人口構造・世帯構成等

(1) 人口構造

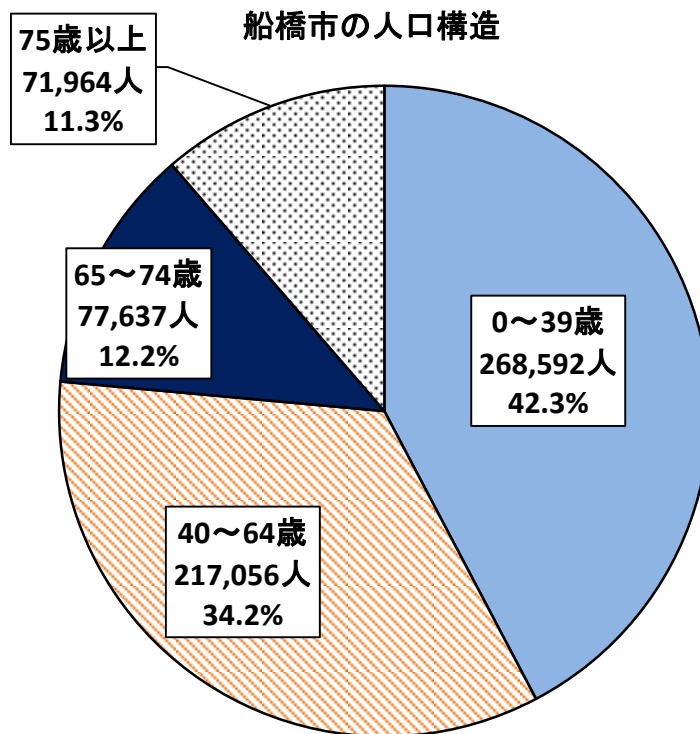
本市の人口構造についてみると、平成29年10月1日時点の総人口635,249人のうち、65歳以上の高齢者人口が149,601人で高齢化率23.5%となっています。

人口(人)	男性	女性	総数	構成比
総数	318,422	316,827	635,249	100.0%
0～39歳	139,223	129,369	268,592	42.3%
40～64歳	112,397	104,659	217,056	34.2%
高齢者人口(65歳以上)	66,802	82,799	149,601	23.5%
65～74歳	36,246	41,391	77,637	12.2%
65～69歳	19,442	21,508	40,950	6.4%
70～74歳	16,804	19,883	36,687	5.8%
75歳以上	30,556	41,408	71,964	11.3%
75～79歳	14,645	17,584	32,229	5.1%
80～84歳	9,991	12,455	22,446	3.5%
85～89歳	4,360	7,097	11,457	1.8%
90歳以上	1,560	4,272	5,832	0.9%

※平成29年10月1日時点住民基本台帳人口（外国人含む）による

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

市の総人口のうち、65～74 歳の高齢者が 77,637 人（12.2%）、75 歳以上の高齢者が 71,964 人（11.3%）となっています。



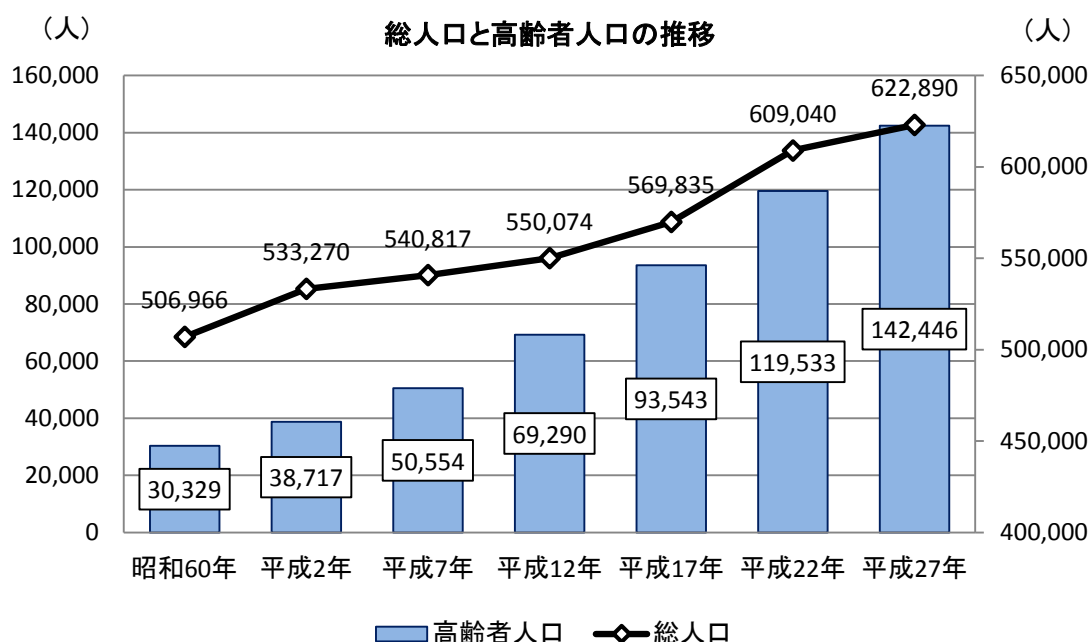
〔総人口と高齢者人口の推移〕

本市の総人口と高齢者人口の推移をみると、昭和 60 年には総人口 506,966 人、高齢者人口 30,329 人であったのが、30 年後の平成 27 年にはそれぞれ 622,890 人、142,446 人へと増加しています。

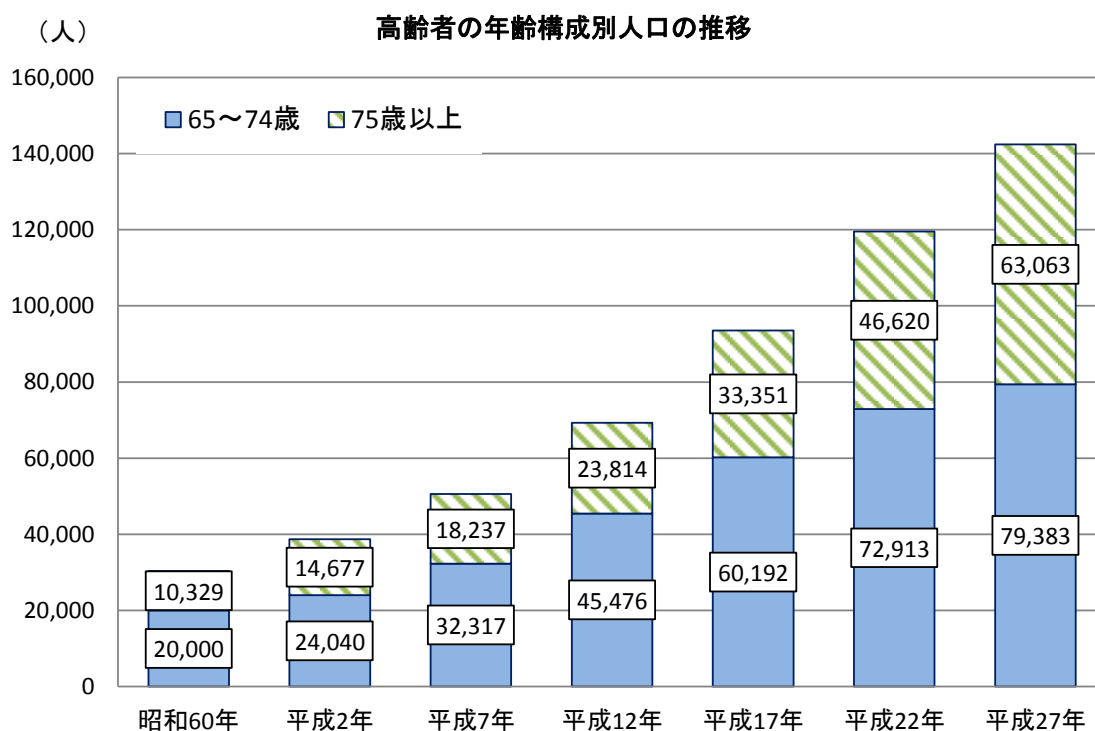
人口(人)	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	506,966	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890
40～64歳	154,808	186,590	195,095	192,299	192,258	202,481	209,031
高齢者人口	30,329	38,717	50,554	69,290	93,543	119,533	142,446
65～74歳	20,000	24,040	32,317	45,476	60,192	72,913	79,383
75歳以上	10,329	14,677	18,237	23,814	33,351	46,620	63,063
総人口に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
40～64歳	30.5%	35.0%	36.1%	35.0%	33.7%	33.2%	33.6%
高齢者人口	6.0%	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	19.6%	22.9%
65～74歳	3.9%	4.5%	6.0%	8.3%	10.6%	12.0%	12.7%
75歳以上	2.0%	2.8%	3.4%	4.3%	5.9%	7.7%	10.1%

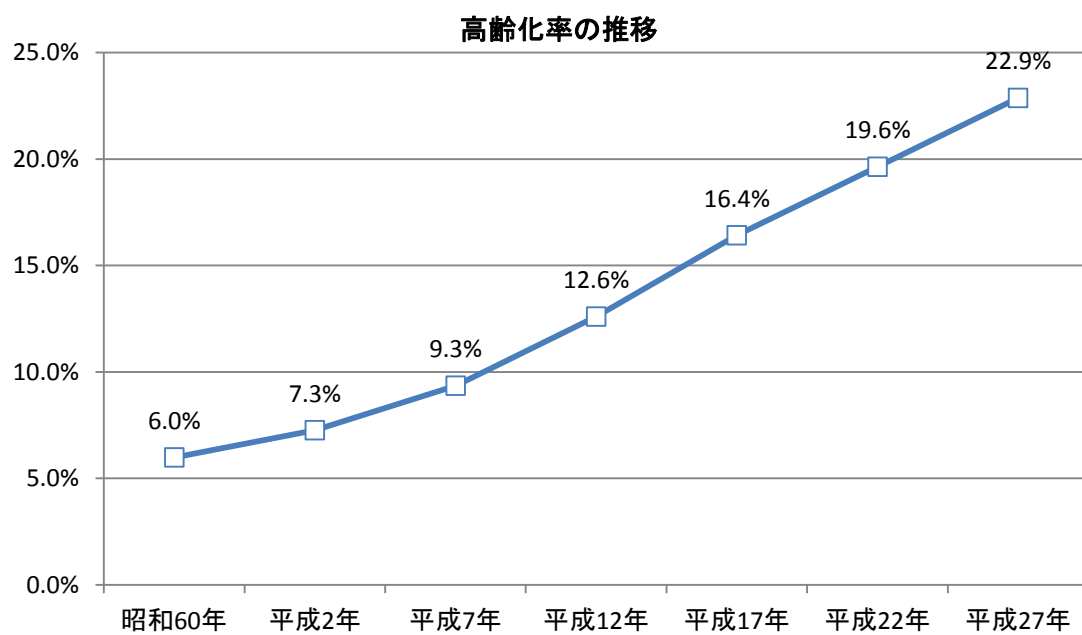
※国勢調査結果（各年 10 月 1 日時点）による

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり



65 歳から 74 歳までの高齢者は昭和 60 年の 20,000 人から平成 27 年には 79,383 人へ、また、75 歳以上の高齢者は同期間において 10,329 人から 63,063 人へと増加し、高齢者人口が総人口の伸びを上回るペースで増加した結果、本市の高齢化率は昭和 60 年の 6.0%から平成 27 年には 22.9%にまで急激に上昇しています。





(2) 世帯構成

本市の高齢者がいる総世帯数は、総人口及び高齢者人口の増加に伴い、平成24年の89,298世帯から平成29年には104,233世帯へと増加しました。

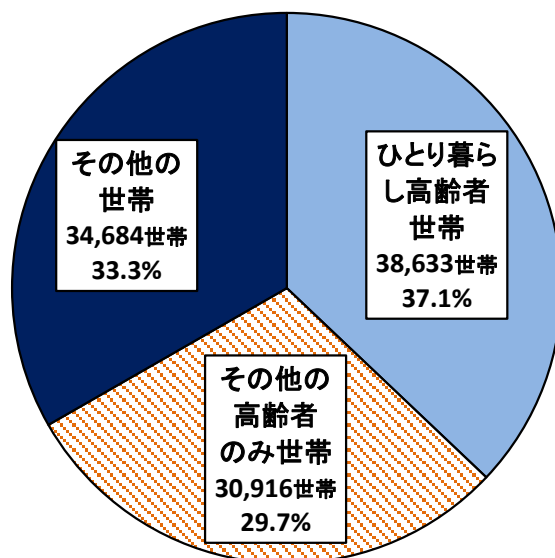
高齢者のみの世帯は、同期間に54,347世帯（対高齢者のいる総世帯比率60.9%）から69,549世帯（同66.7%）へと増加しました。

世帯数(世帯)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者のいる総世帯数	89,298	93,111	96,765	99,771	102,227	104,233
高齢者のみの世帯	54,347	57,737	61,278	64,418	67,193	69,549
ひとり暮らし高齢者世帯	29,143	31,208	33,268	35,212	37,066	38,633
その他の高齢者のみ世帯	25,204	26,529	28,010	29,206	30,127	30,916
その他の世帯	34,951	35,374	35,487	35,353	35,034	34,684
高齢者のいる総世帯数に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のみの世帯	60.9%	62.0%	63.3%	64.6%	65.7%	66.7%
ひとり暮らし高齢者世帯	32.6%	33.5%	34.4%	35.3%	36.3%	37.1%
その他の高齢者のみ世帯	28.2%	28.5%	28.9%	29.3%	29.5%	29.7%
その他の世帯	39.1%	38.0%	36.7%	35.4%	34.3%	33.3%

※住民基本台帳（各年10月1日時点）による(外国人含む)

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

船橋市の高齢者がいる世帯の構成



※平成29年10月1日時点

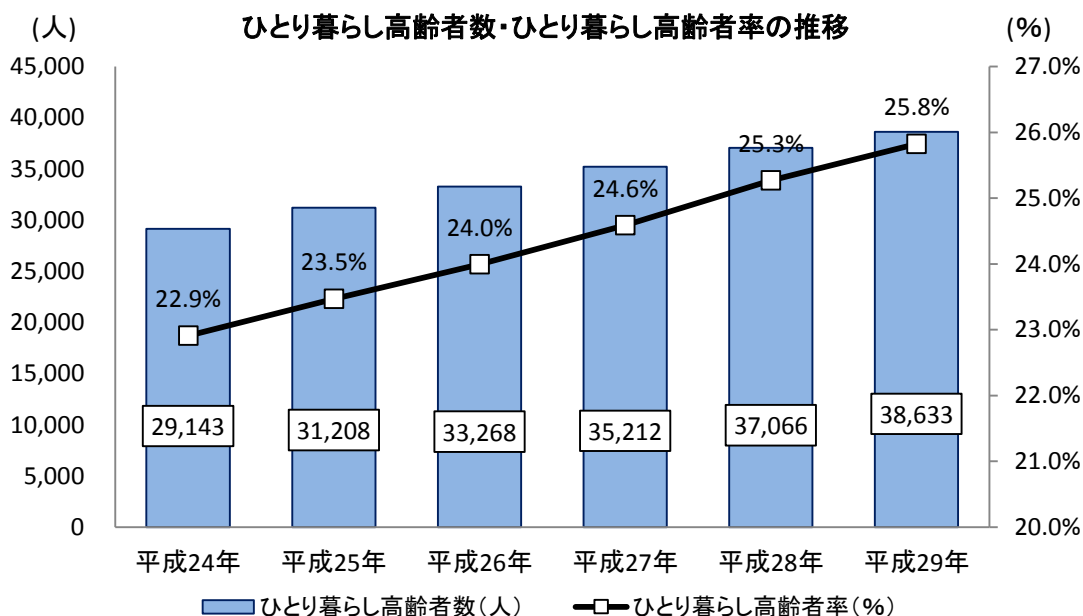
(3) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者についてみると、平成24年の29,143人から平成29年には38,633人へと約1.33倍に増加しており、同年における高齢者人口の伸び（約1.18倍）よりも大きな伸び率となっています。また、高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合（ひとり暮らし高齢者率）は同期間に22.9%から25.8%にまで増加しています。

[ひとり暮らし高齢者の推移]

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口(人)	127,209	132,964	138,643	143,197	146,682	149,601
ひとり暮らし高齢者数(人)	29,143	31,208	33,268	35,212	37,066	38,633
ひとり暮らし高齢者率(%)	22.9%	23.5%	24.0%	24.6%	25.3%	25.8%

※住民基本台帳（各年10月1日時点）による(外国人含む)



(4) 認知症高齢者

見守り等の支援を必要とする「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の認知症高齢者は、平成29年9月末時点で15,685人、要介護（要支援）認定者の61.1%と過半数を占めています。

（単位：人）

		認知症高齢者の日常生活自立度							総計	(再掲) Ⅱa以上
		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ		
要介護度	要支援1	1,591 (6.2%)	1,365 (5.3%)	189 (0.7%)	71 (0.3%)	1 (0.0%)			3,217 (12.5%)	261 (1.0%)
	要支援2	1,365 (5.3%)	2,029 (7.9%)	306 (1.2%)	66 (0.3%)				3,766 (14.7%)	372 (1.4%)
	要介護1	324 (1.3%)	966 (3.8%)	1,761 (6.9%)	2,295 (8.9%)	111 (0.4%)	8 (0.0%)		5,465 (21.3%)	4,175 (16.3%)
	要介護2	384 (1.5%)	867 (3.4%)	774 (3.0%)	1,821 (7.1%)	642 (2.5%)	73 (0.3%)	3 (0.0%)	4,564 (17.8%)	3,313 (12.9%)
	要介護3	127 (0.5%)	389 (1.5%)	326 (1.3%)	902 (3.5%)	1,367 (5.3%)	279 (1.1%)	37 (0.1%)	3,429 (13.3%)	2,913 (11.3%)
	要介護4	106 (0.4%)	309 (1.2%)	213 (0.8%)	679 (2.6%)	1,114 (4.3%)	290 (1.1%)	196 (0.8%)	2,914 (11.3%)	2,499 (9.7%)
	要介護5	60 (0.2%)	123 (0.5%)	85 (0.3%)	263 (1.0%)	762 (3.0%)	202 (0.8%)	831 (3.2%)	2,335 (9.1%)	2,152 (8.4%)
総計		3,957 (15.4%)	6,048 (23.5%)	3,654 (14.2%)	6,097 (23.7%)	3,997 (15.6%)	852 (3.3%)	1,067 (4.2%)	25,690 (100.0%)	15,685 (61.1%)

※認定者データによる（認定調査による認知症高齢者の日常生活自立度により集計）

※平成29年9月末時点、審査等していない転入継続者（177人）は除く

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

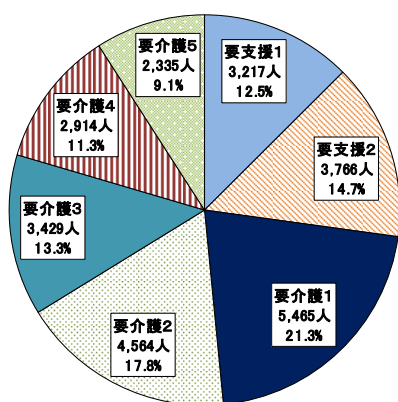
認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

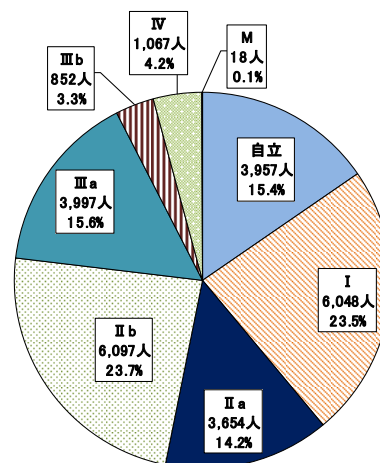
出典：平成21年9月30日老老発0930第2号

厚生労働省老健局老人保健課長通知「主治医意見書記入の手引き」

要介護認定区分の割合

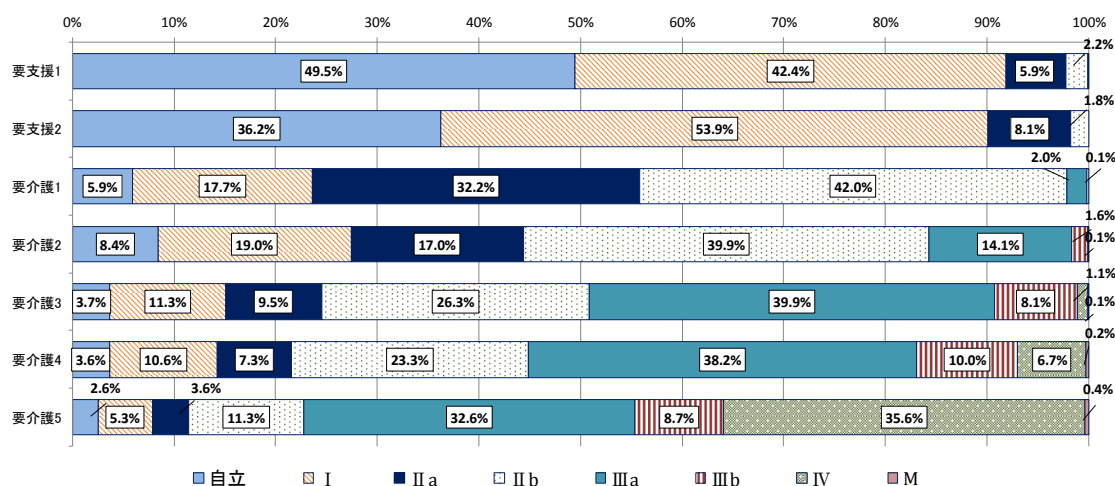


認知症高齢者の日常生活自立度



N=25,690

要介護状態区分別の認知症高齢者の日常生活自立度



※認定者データによる（認定調査による認知症高齢者の日常生活自立度により集計）

※平成29年9月末時点、審査等していない転入継続者（177人）は除く

2 日常生活圏域の状況

本市では、総合計画における行政ブロックに設定されている5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）を日常生活圏域として設定し、高齢者介護に係る基盤整備の中心的な位置づけとしています。

圏域別の概況並びに地域密着型サービス等の基盤整備状況は以下のとおりです。

[圏域別の概況]

圏 域	面 積 (ha)	人口規模 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	要介護 (要支援) 認定者数(人)	要介護 認定者率 (%)
南部	1,544.3	118,426	22,647	19.1%	4,017	17.7%
西部	1,514.5	153,841	29,476	19.2%	4,581	15.5%
中部	1,092.1	83,257	24,122	29.0%	4,275	17.7%
東部	1,616.7	171,930	40,267	23.4%	6,695	16.6%
北部	2,794.4	107,795	33,089	30.7%	5,254	15.9%
合計	8,562.0	635,249	149,601	23.5%	24,822	16.6%

※人口：住民基本台帳による（平成29年10月1日時点）

※要介護（要支援）認定者：平成29年9月末時点

高齢者人口との対比のため、第1号被保険者のみとなっている

※要介護（要支援）認定者については、住所地特例者（430人）は含まれていない

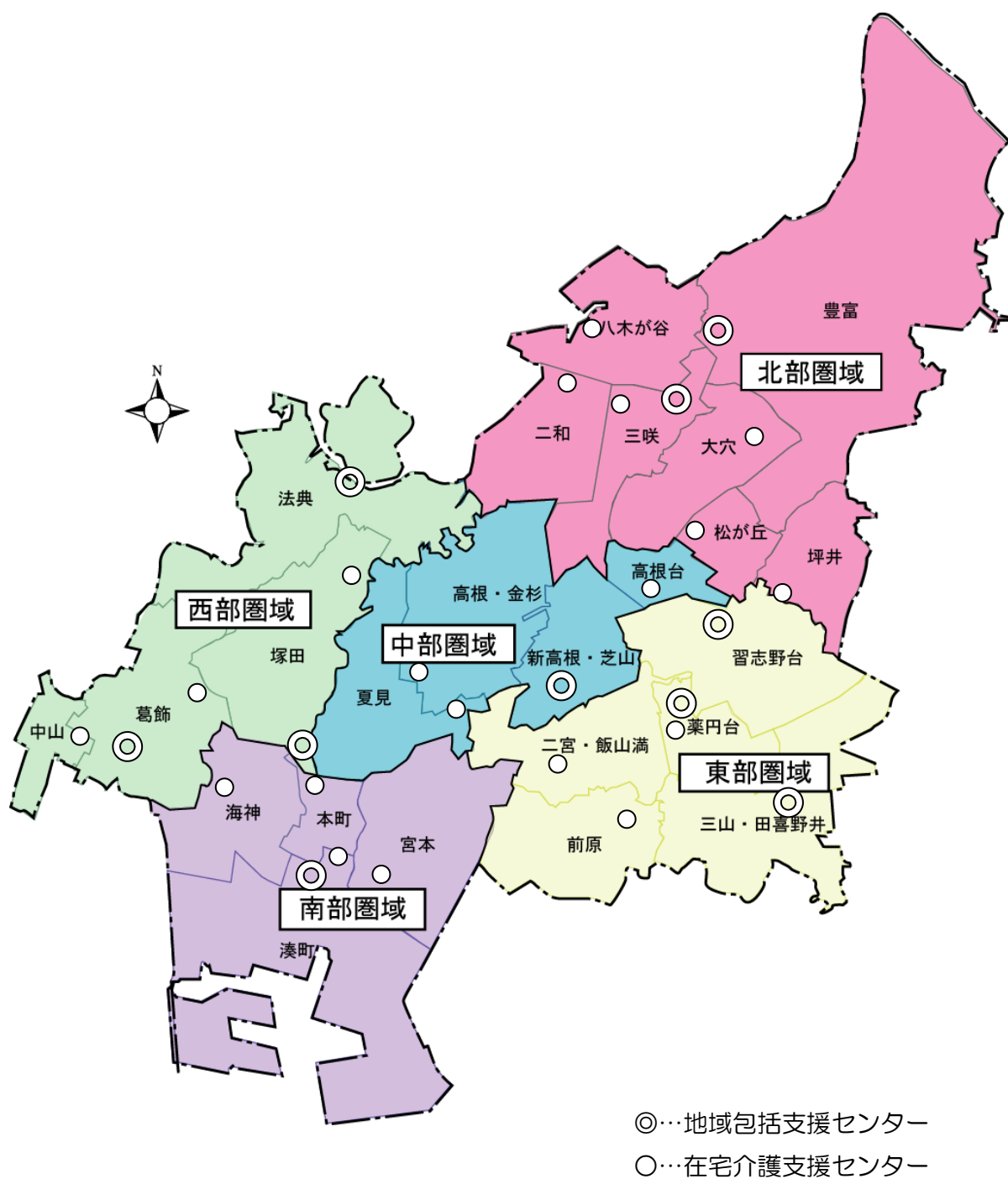
[圏域別基盤整備状況]

（単位：事業所）

圏 域	南部	西部	中部	東部	北部	合計
認知症対応型通所介護	1	1	1	2	1	6
小規模多機能型居宅介護	0	2	3	3	1	9
認知症対応型共同生活介護	6	8	9	11	12	46
介護老人福祉施設	0	5	6	5	10	26
介護老人保健施設	2	1	2	4	5	14
特定施設入居者生活介護	6	4	1	2	1	14
合計	15	21	22	27	30	115

※平成29年10月1日時点

[日常生活圏域（5圏域）の位置図]



日常生活圏域ごとの地域包括支援センター及びその担当エリアは以下のとおりです。

圏 域	名 称	担当エリア
南 部	南部地域包括支援センター	浜町 1～3 丁目、若松 1～3 丁目、湊町 1～3 丁目、 本町 1～7 丁目、日の出 1～2 丁目、栄町 1～2 丁目、 西浦 1～3 丁目、高瀬町、潮見町、宮本 1～9 丁目、 東船橋 1～7 丁目、市場 1～5 丁目、南本町、 海神 1～6 丁目、海神町東 1 丁目、海神町西 1 丁目、 海神町南 1 丁目、海神町 2～3 丁目、東町、 南海神 1～2 丁目、駿河台 1～2 丁目
西 部	西部地域包括支援センター	印内 1～3 丁目、印内町、葛飾町 2 丁目、 古作 1～4 丁目、古作町、西船 1～7 丁目、 東中山 1～2 丁目、本郷町、山野町、二子町、 本中山 1～7 丁目、旭町 1～6 丁目、北本町 1～2 丁目、 行田 1～3 丁目、行田町、前貝塚町、山手 1～3 丁目
	法典地域包括支援センター	上山町 1～3 丁目、藤原 1～8 丁目、馬込町、 馬込西 1～3 丁目、丸山 1～5 丁目
中 部	中部地域包括支援センター	夏見 1～7 丁目、夏見台 1～6 丁目、夏見町 2 丁目、 米ヶ崎町、高根町、金杉台 1～2 丁目、金杉町、 緑台 1～2 丁目、金杉 1～9 丁目
	新高根・芝山、高根台 地域包括支援センター	新高根 1～6 丁目、芝山 1～7 丁目、高根台 1～7 丁目
東 部	東部地域包括支援センター	中野木 1～2 丁目、前原東 1～6 丁目、 前原西 1～8 丁目、滝台 1～2 丁目、滝台町、 二宮 1～2 丁目、飯山満町 1～3 丁目、七林町、 薬円台 1～6 丁目、薬園台町 1 丁目
	三山・田喜野井 地域包括支援センター	田喜野井 1～7 丁目、習志野 1～5 丁目、 三山 1～9 丁目
	習志野台 地域包括支援センター	習志野台 1～8 丁目、西習志野 1～4 丁目
北 部	北部地域包括支援センター	二和東 1～6 丁目、二和西 1～6 丁目、三咲 1～9 丁目、 三咲町、南三咲 1～4 丁目、咲が丘 1～4 丁目、 高野台 1～5 丁目、みやぎ台 1～4 丁目、 八木が谷 1～5 丁目、八木が谷町、松が丘 1～5 丁目、 大穴南 1～5 丁目、大穴北 1～8 丁目、大穴町
	豊富・坪井 地域包括支援センター	大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、 小室町、古和釜町、神保町、鈴身町、坪井町、 豊富町、坪井東 1～6 丁目、坪井西 1～2 丁目

3 地域包括支援センターの状況

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点であり、高齢者やその家族から、介護や福祉、医療、健康、認知症に関することなど、様々な相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止・早期発見に向けた取り組みや虐待対応、成年後見制度の活用支援等を行っています。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケア体制の構築に向けて、地域の様々な関係機関が連携・協働できるネットワークづくりや個々の介護支援専門員への支援等に取り組んでいます。

さらに、要支援認定者や基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された人のケアマネジメントを行っています。

本市では、平成18年4月に日常生活圏域ごとに1か所ずつ地域包括支援センターを市直営で設置しました。その後、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して、平成23年4月に「東部」「西部」「北部」圏域、平成25年4月に「中部」圏域、平成28年4月に「東部」圏域をそれぞれ一部分割し、その分割圏域に民間事業者への委託により新たに1か所ずつセンターを設置しました。現在、市内には直営センター5か所、委託センター5か所、計10か所のセンターが設置されています。

地域包括支援センターの設置状況

(単位：か所)

圏域	南部	西部	中部	東部	北部	合計
直営	1	1	1	1	1	5
委託	0	1	1	2	1	5
合計	1	2	2	3	2	10

第2節 高齢者生活実態調査結果等の概要

1 高齢者生活実態調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料として活用するため、平成28年11月に調査を実施しました。

本調査においては、対象者別に以下の4種類のアンケート調査を無記名式で実施しました。

調査の種類	対象者	実施方法
①高齢者基本調査	市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者を除いた10,000人を抽出	郵送配付 ・郵送回収
②要介護高齢者調査	市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている10,000人を抽出	郵送配付 ・郵送回収
③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査	市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた1,000人を抽出	訪問による聞き取り調査 (一部郵送回収)
④若年調査	市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出	郵送配付 ・郵送回収

※「①高齢者基本調査」「②要介護高齢者調査」の対象者は、24地区コミュニティ別の介護保険第1号被保険者数の人口比で抽出しました。

※「③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査」「④若年調査」の対象者は、日常生活圏域（5圏域）別の介護保険第1号被保険者数の人口比で抽出しました。

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①高齢者基本調査	10,000 人	5,969 票	59.7%
②要介護高齢者調査	10,000 人	4,992 票	49.9%
③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査	1,000 人	811 票	81.1%
④若年調査	1,000 人	416 票	41.6%

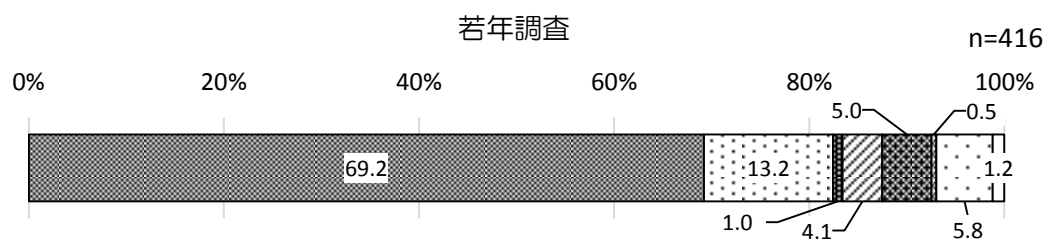
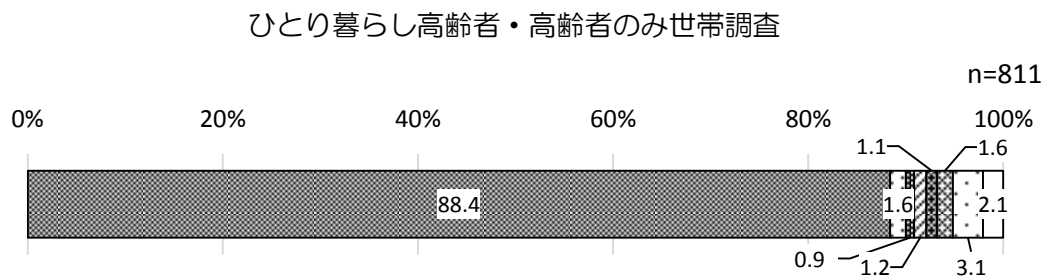
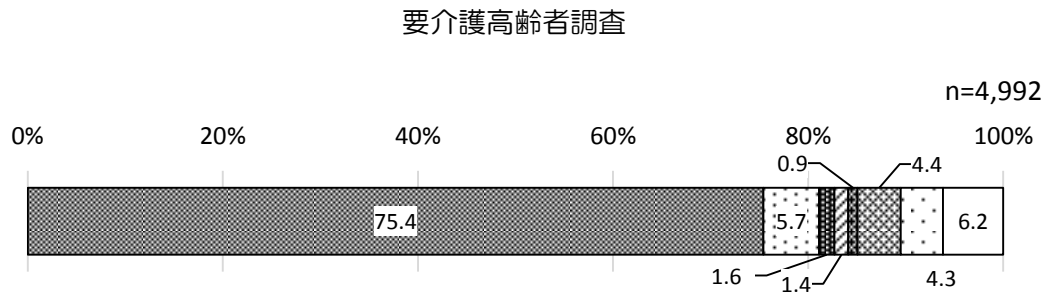
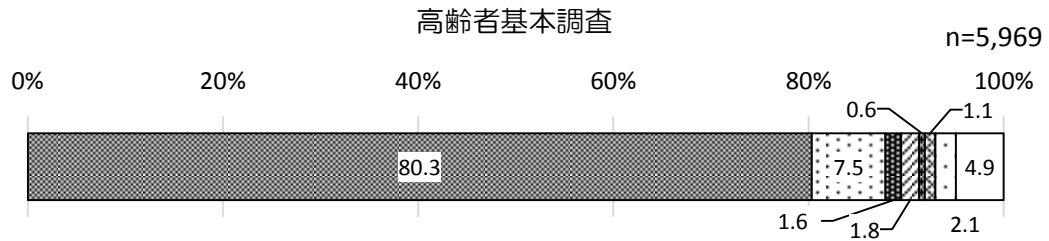
※ 調査結果の見方について

- ・ 集計結果のグラフ・表における比率（％）は、四捨五入の関係で内訳の合計が100（％）にならない場合があります。
- ・ 集計結果の「n＝」の値は、当該設問の回答数を表します。
- ・ 「ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査」は住民基本台帳からひとり暮らし及び高齢者のみ世帯を抽出したため、実態として家族と同居している人が含まれます。

(2) 調査結果からの課題整理に関する項目

I. 住まい

住まいへの意向



☒ 可能な限り今の住まいで生活したい	☐ 今の住まいを改修して住み続けたい
☒ パリアフリー化された住宅に転居したい	☒ 今より家賃の安いところに転居したい
☒ 親族の近く(同居を含む)に転居したい	☒ 医療や介護が受けられる有料老人ホーム等に転居したい
☐ その他	☐ 無回答

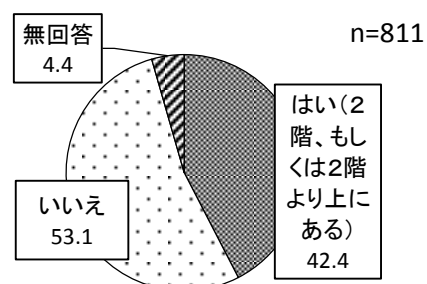
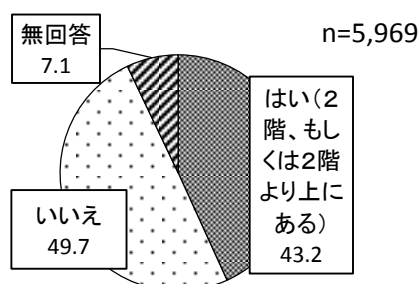
- 住まいへの意向に関しては「可能な限り今の住まいで生活したい」と考える人が最も多く、「今の住まいを改修して住み続けたい」と合わせると、いずれの調査でも8割を超える状況でした。

住まいの階数及びエレベーター設置状況

住まい（主に生活する部屋）が2階もしくは2階より上にあるか

高齢者基本調査

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

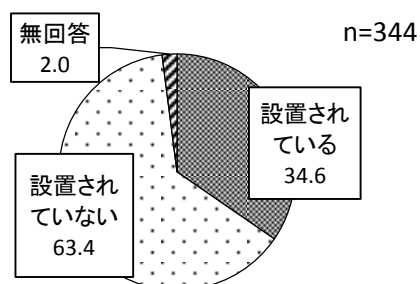
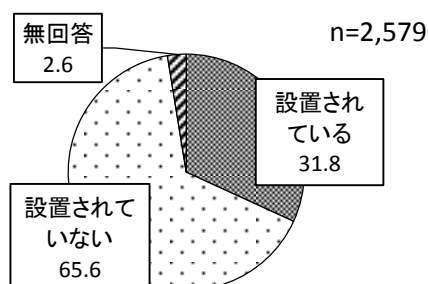


- 住まい（主に生活する部屋）が2階もしくは2階より上にあるかについては、高齢者基本調査において「いいえ」が49.7%、「はい（2階、もしくは2階より上にある）」が43.2%であり、ひとり暮らし高齢者等調査においても概ね同様の傾向がみられました。

お住まいの建物にエレベーターが設置されているか

高齢者基本調査

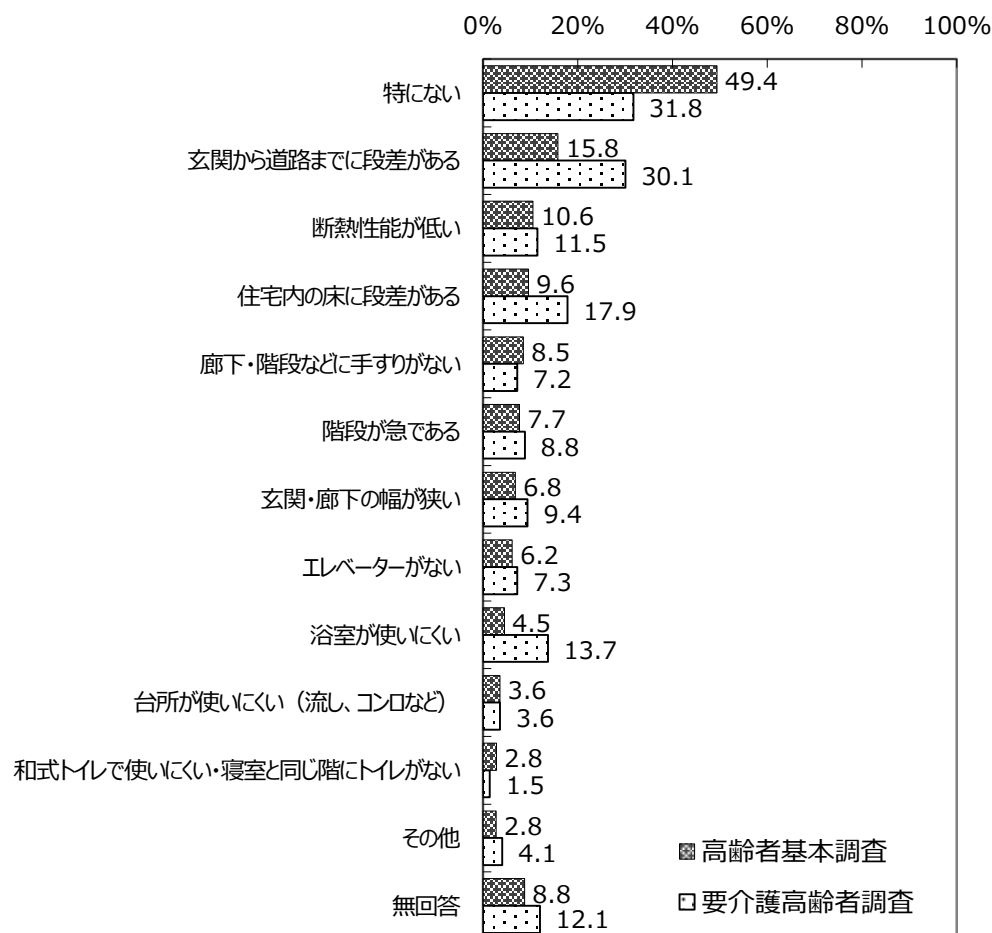
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査



- また、主に生活する部屋が2階以上である場合のエレベーターの設置状況は、高齢者基本調査において「設置されていない」65.6%、「設置されている」31.8%であり、外出するために階段の昇り降りが必要な住まいが一定数あることがうかがえました。

住まいの中で不便なところ

高齢者基本調査（n=5,969）、要介護高齢者調査（n=4,992）

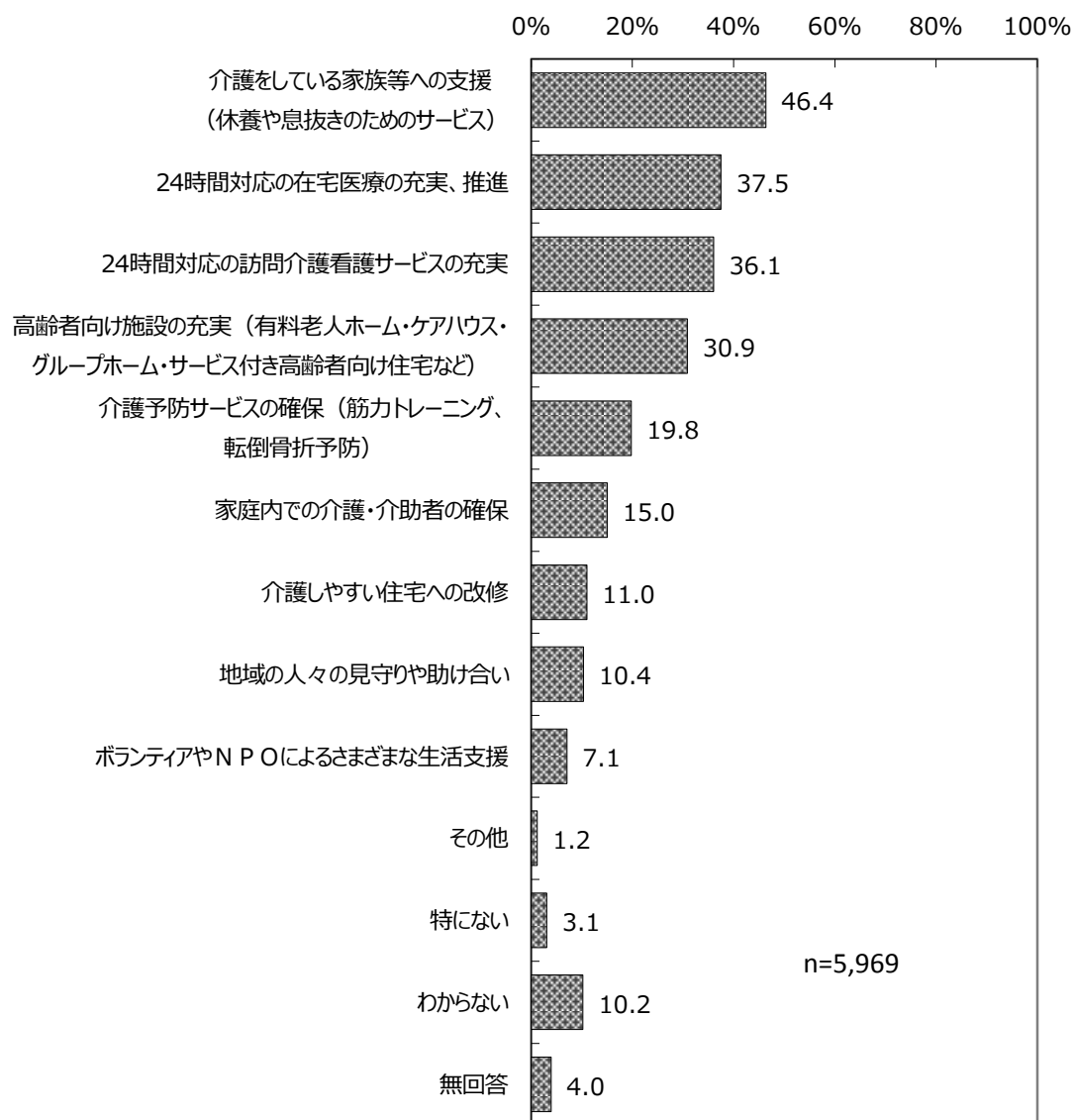


- 住まいの中で不便なところについては、高齢者基本調査では「特にない」との回答が49.4%でしたが、要介護高齢者調査では31.8%となっており、要介護状態である高齢者の多くが何らかの不便を抱えていることがうかがえました。
- また、具体的な内容としては、住宅内外の段差や浴室の使いづらさ、断熱性能の低さを挙げる回答が多い状況でした。

Ⅱ. 予防

住み慣れた地域で暮らし続けるために必要と思うサービス

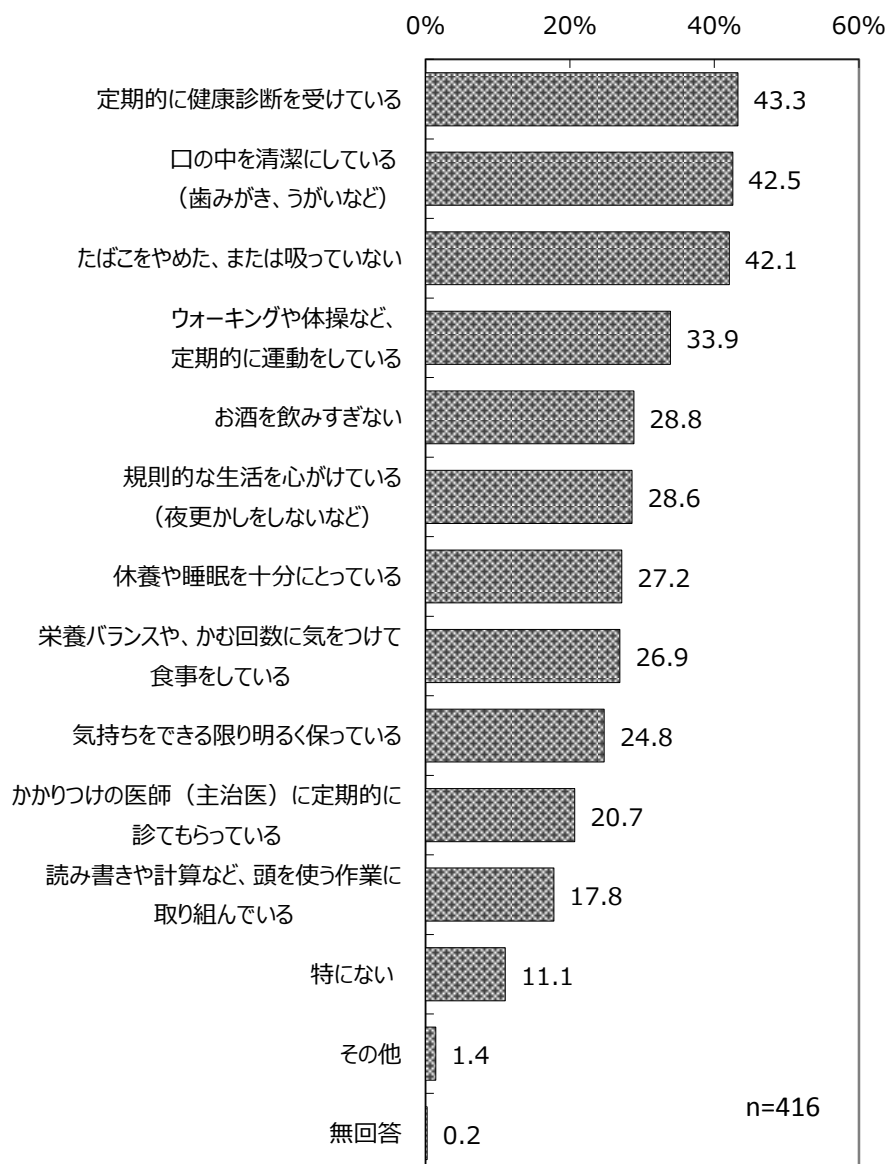
高齢者基本調査



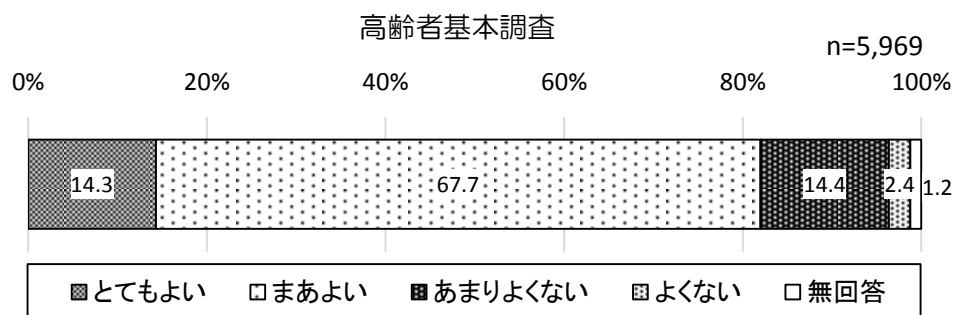
- 高齢者基本調査の結果をみると、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要と思うサービスとして、「介護をしている家族等への支援」46.4%、「24 時間対応の在宅医療の充実、推進」37.5%など、要介護状態となってから受けるサービスが回答として多く挙げられていました。一方、介護予防サービスに関して、「介護予防サービスの確保」は 19.8%にとどまっており、要介護状態になる前から行われる支援・サービスを必要と感じる人は多くないことがうかがえました。

健康や介護予防のために気を付けていること、健康への意識

若年調査



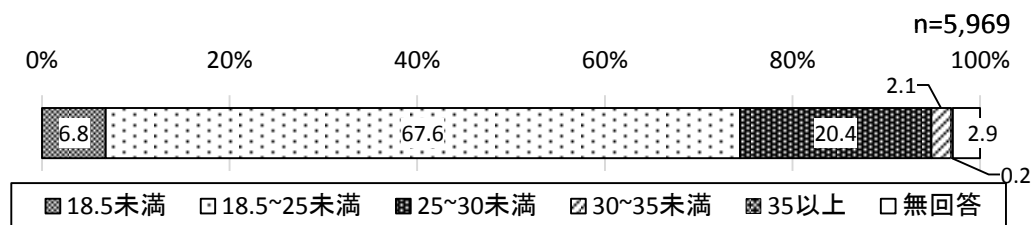
現在の健康状態



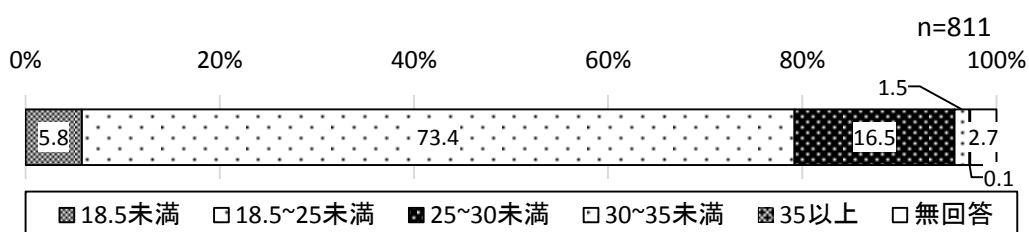
- 40～64 歳の若年者における介護予防等の意識についてみると、普段から健康や介護予防のために気をつけていることは、「特にない」と回答した人が 11.1%存在していました。一方、高齢者基本調査においても、健康状態については「あまりよくない」「よくない」との回答を合わせて 16.8%となっており、体調が良くない高齢者が一定割合いることがうかがえました。

BMIの数値

高齢者基本調査



ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

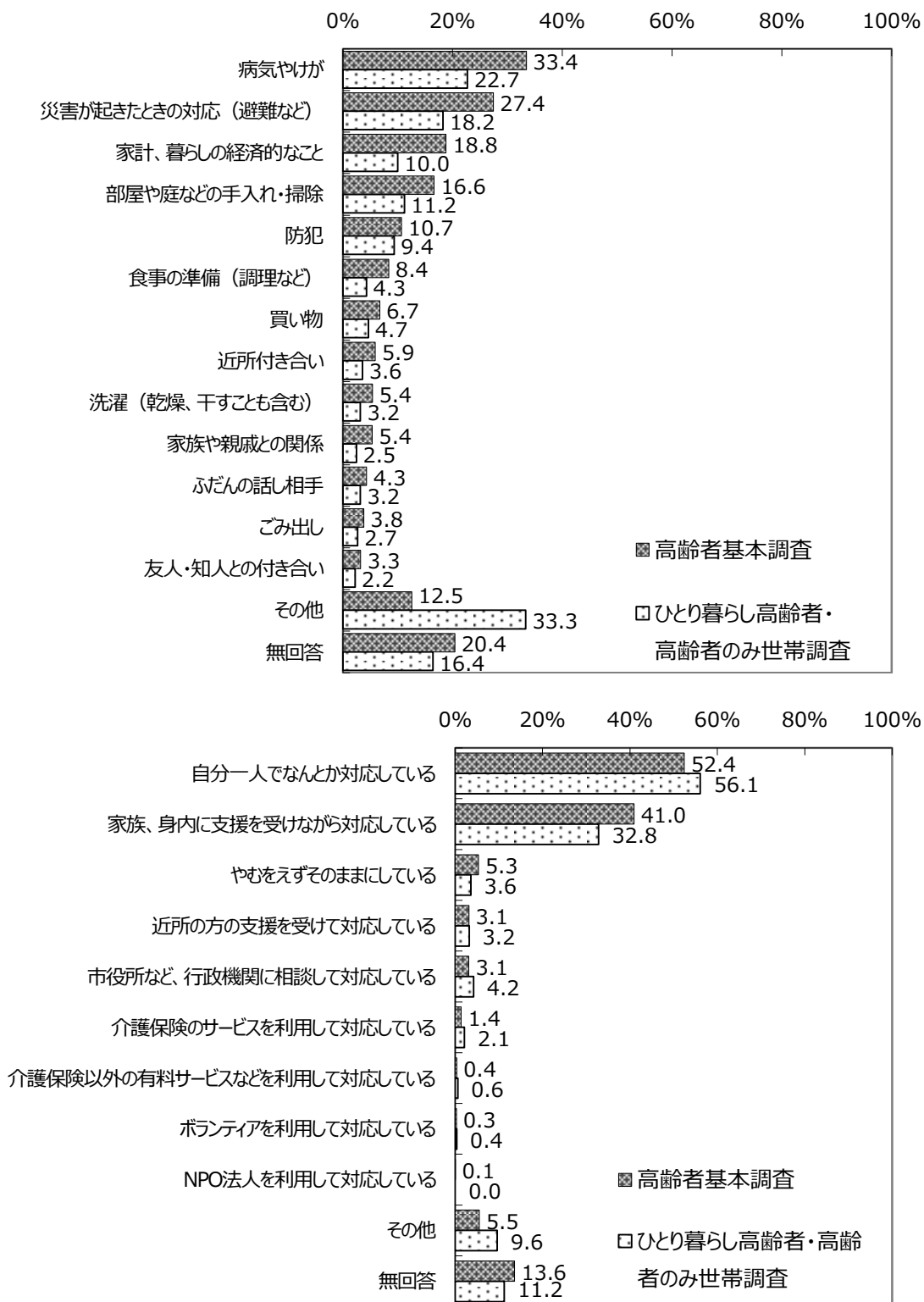


- 健康状態の把握に関して、回答のあった身長・体重から BMI (Body Mass Index) を算出したところ、「18.5~25 未満」(標準)である調査対象者が最も多い状況でしたが、低栄養が疑われる「18.5 未満」の人についても、高齢者基本調査で 6.8%、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査で 5.8%と、一定数が見られる状況でした。

Ⅲ. 生活支援

普段の生活で気になったり、困ったりしていること及びその対応方法

高齢者基本調査（n=5,969）、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査（n=811）

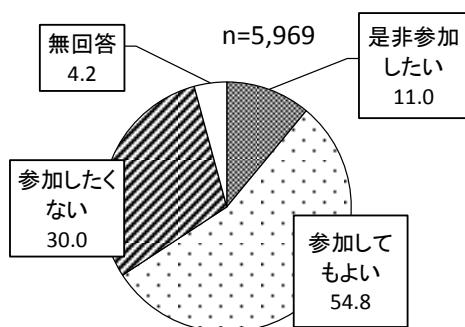


- 気になったり、困ったりしていることについては、「病気やけが」「災害が起きたときの対応」「家計、暮らしの経済的なこと」の回答が多く、気になったり、困ったりしていることへの対応は、「自分一人でなんとか対応している」が半数程度で、近所の方からの支援、行政機関への相談、ボランティア・NPO等の支援は1～3%程度と少ない状況でした。

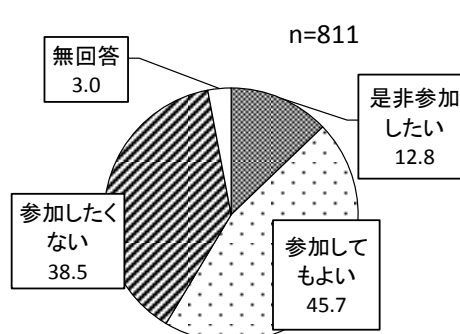
地域活動やボランティアの参加意向

地域活動への参加者としての参加意向

高齢者基本調査

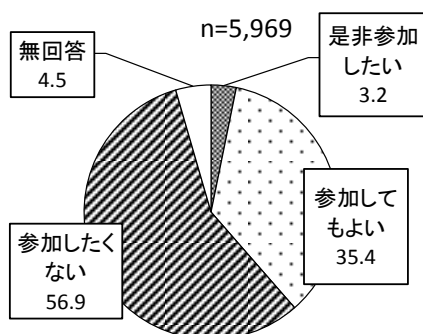


ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

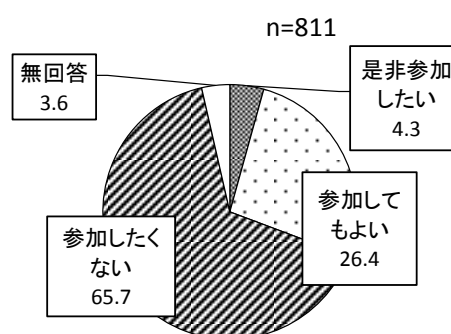


地域活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

高齢者基本調査

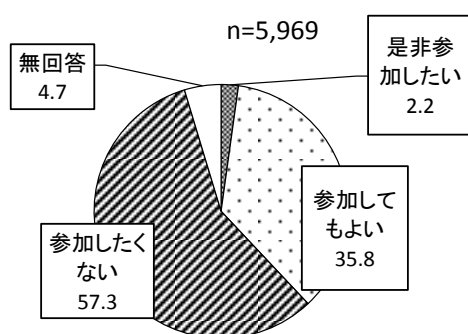


ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

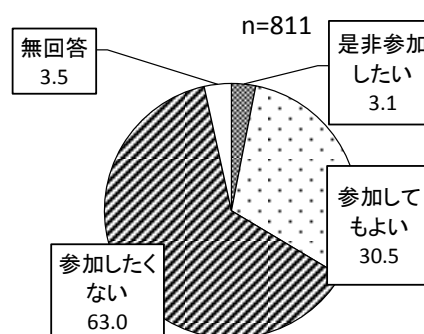


家事援助などのたすけあい活動による地域づくりへのボランティアとしての参加意向

高齢者基本調査



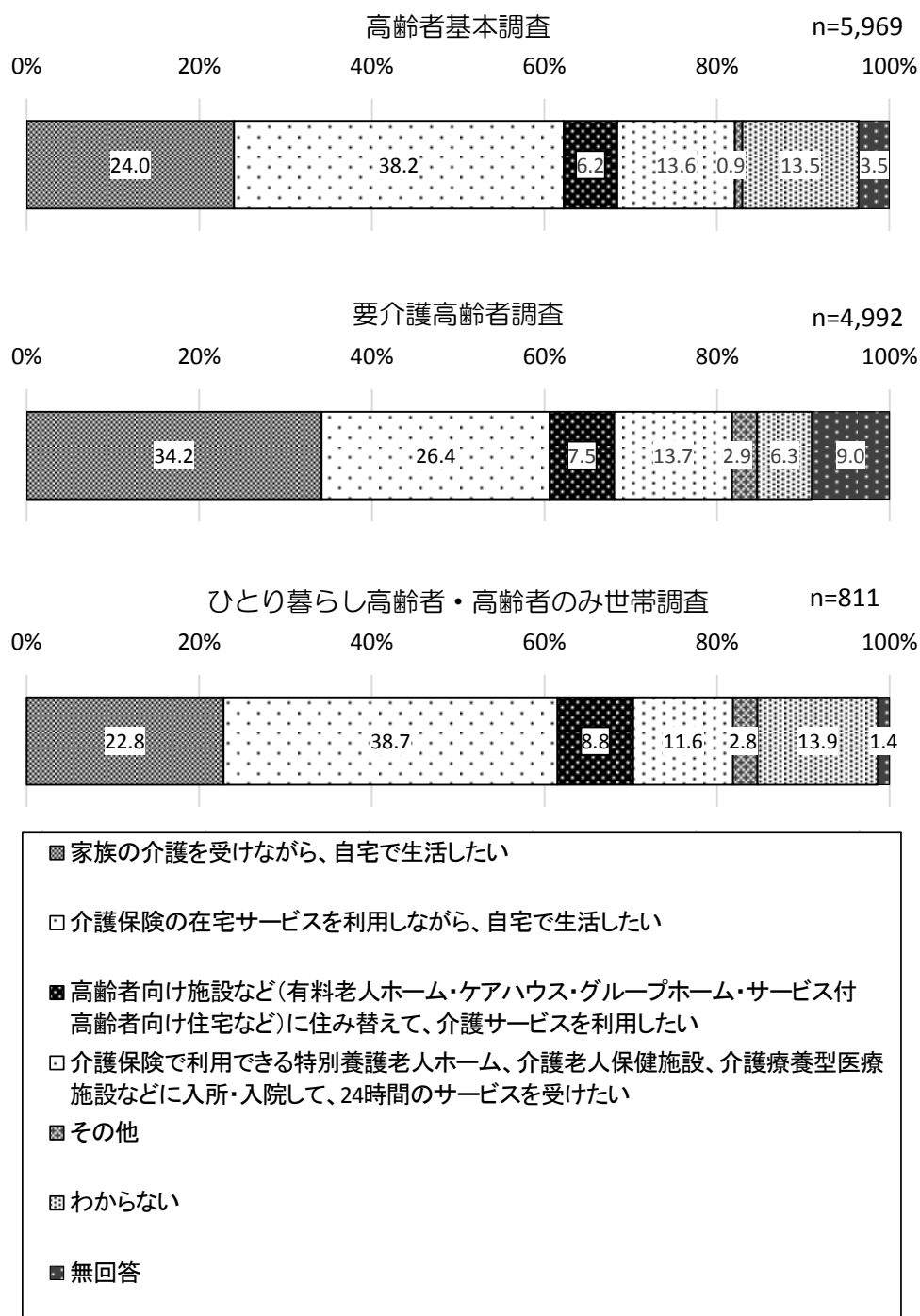
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査



- 地域活動に参加者として是非参加したい、参加してもよいと回答した人は、高齢者基本調査及びひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査で、いずれも6割程度と高い割合がみられました。
- また、地域活動への企画・運営、お世話役や、家事援助といったたすけあい活動にボランティアとして是非参加したい、参加してもよいと回答した人も3～4割程度であり、担い手・ボランティアとしての参加意向を有する人も一定程度いることがうかがえました。

IV. 介護

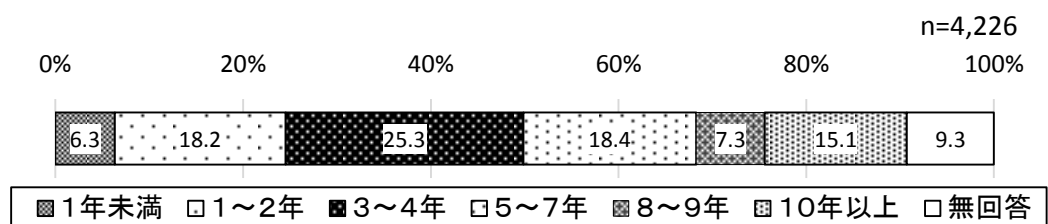
要介護状態となった際の生活の意向



- 要介護認定を受けていない高齢者が、自身が介護を必要とする状態になったとき、どのような介護を受けたいと思うかについては、「介護保険の在宅サービスを利用しながら、自宅で生活したい」「家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」の回答が多くあげられました。現時点で要介護認定を受けている高齢者においてもこの傾向は同様であり、市民の多くに在宅志向がうかがえました。

介護者が本人の介護を始めてからの期間

要介護高齢者調査

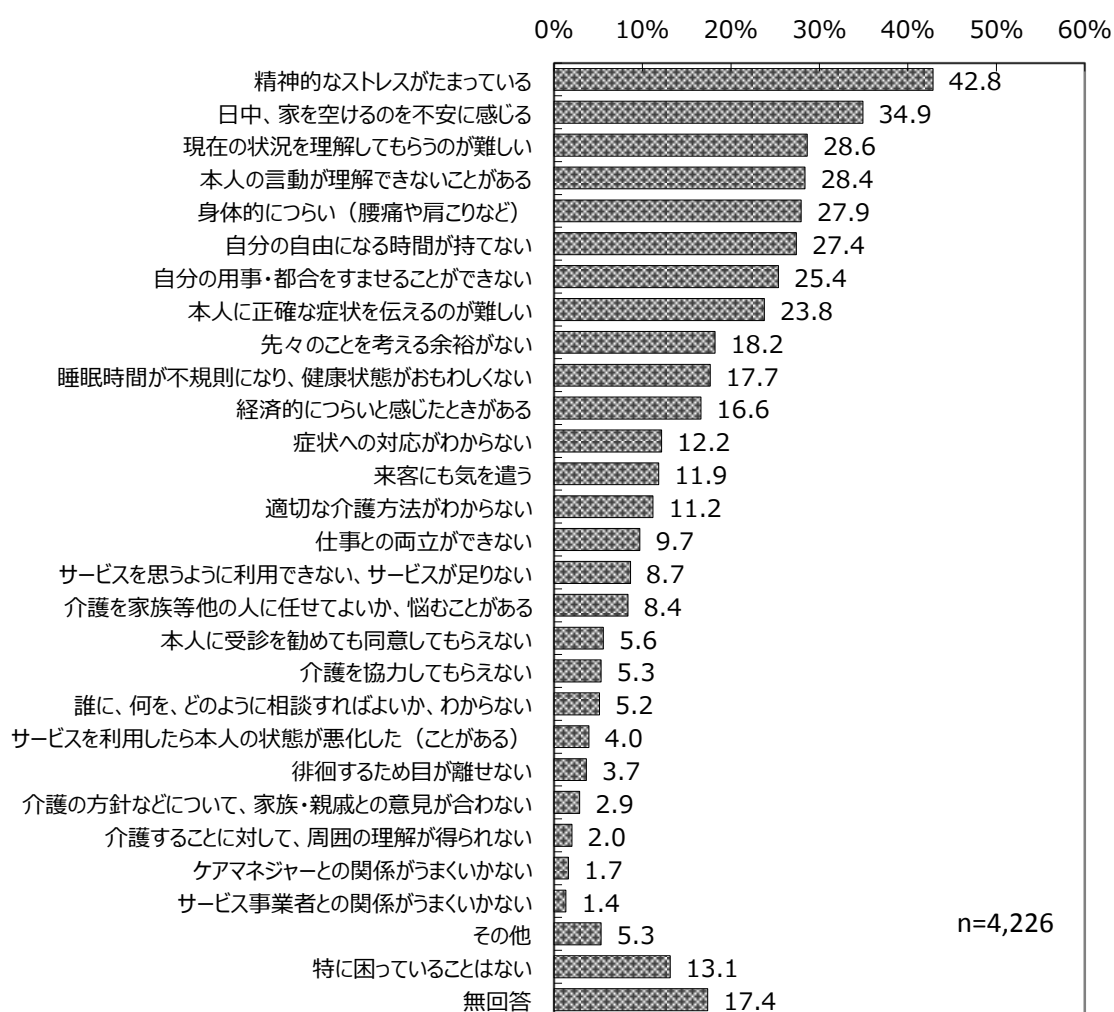


- 実際の介護の状況について、介護者が本人の介護を始めてからの期間をみると、「3～4年」が25.3%と最も多かったですが、「10年以上」も15.1%となっており、長期間介護を続けている人も多い状況でした。

介護での困りごとや対応

介護をされていて困ったことや負担に感じたこと

要介護高齢者調査



第1部 計画の策定にあたって

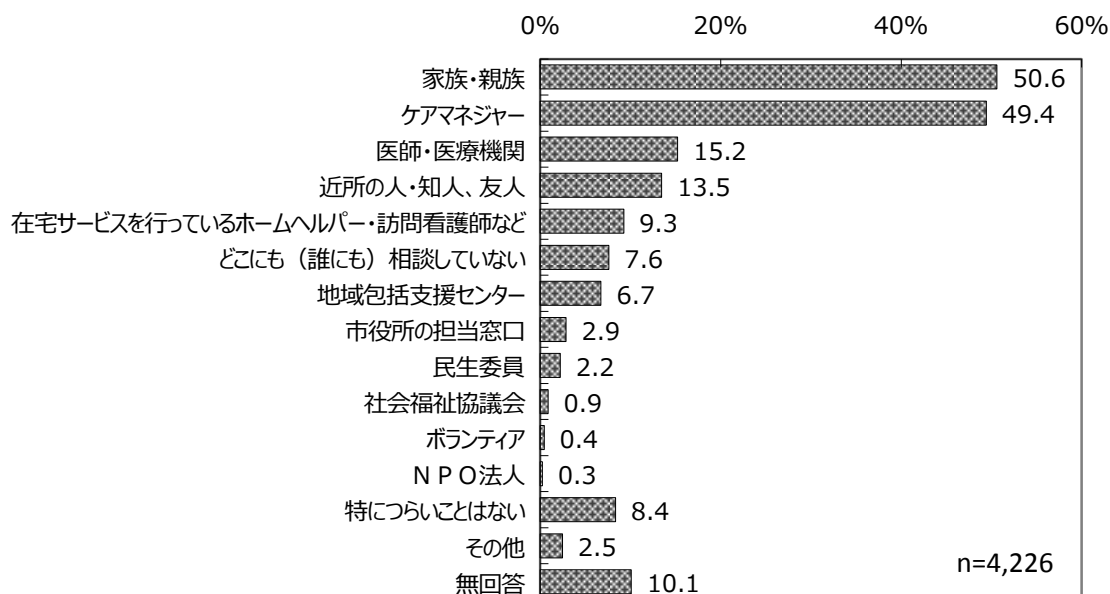
介護をされていて困ったことや負担に感じたこと(介護者が本人の介護を始めてからの期間別)

要介護高齢者調査

	1年未満	1～2年	3～4年	5～7年	8～9年	10年以上	総計
精神的なストレスがたまっている	30.7	41.7	49.3	49.4	49.0	50.3	42.8
日中、家を空けるのを不安に感じる	28.8	35.6	39.7	40.8	39.3	39.1	34.9
現在の状況を理解してもらるのが難しい	19.1	26.4	34.4	34.1	36.7	30.3	28.6
本人の言動が理解できないことがある	21.0	27.4	31.6	33.9	35.4	32.3	28.4
身体的につらい(腰痛や肩こりなど)	18.0	25.3	30.0	33.1	32.5	38.3	27.9
自分の自由になる時間が持てない	22.5	24.7	29.1	33.6	34.4	34.1	27.4
自分の用事・都合をすませることができない	18.4	23.6	28.7	29.1	29.2	31.7	25.4
本人に正確な症状を伝えるのが難しい	20.2	23.1	26.5	30.4	25.0	25.6	23.8
先々のことを考える余裕がない	15.0	15.7	18.3	24.0	20.1	23.6	18.2
睡眠時間が不規則になり、健康状態がおもわしくない	12.7	16.5	17.6	22.1	20.8	23.8	17.7
経済的につらいと感じたときがある	10.9	12.9	17.7	20.7	18.5	24.5	16.6
症状への対応がわからない	9.7	13.4	13.7	13.9	14.3	12.7	12.2
来客にも気を遣う	5.6	11.0	12.6	15.1	15.6	15.2	11.9
適切な介護方法がわからない	10.5	11.3	13.8	12.6	9.4	11.6	11.2
仕事との両立ができない	9.4	9.2	10.7	11.7	11.0	10.9	9.7
サービスを思うように利用できない、サービスが足りない	7.1	7.7	10.7	10.3	9.7	9.2	8.7
介護を家族等他の人に任せてよいか、悩むことがある	6.0	7.0	9.4	10.3	8.4	11.6	8.4
本人に受診を勧めても同意してもらえない	5.2	5.5	5.3	6.8	8.4	6.4	5.6
介護を協力してもらえない	2.2	3.6	6.2	5.9	8.8	7.8	5.3
誰に、何を、どのように相談すればよいか、わからない	4.1	5.8	6.0	4.5	5.2	6.9	5.2
サービスを利用したら本人の状態が悪化した(ことがある)	2.2	2.7	5.1	5.1	3.6	5.2	4.0
徘徊するため目が離せない	1.5	2.7	4.4	4.6	6.5	3.8	3.7
介護の方針などについて、家族・親戚との意見が合わない	1.1	2.9	3.4	2.4	6.2	3.4	2.9
介護することに対して、周囲の理解が得られない	0.4	1.7	2.9	1.7	2.9	2.8	2.0
ケアマネジャーとの関係がうまくいかない	1.1	1.2	1.6	1.8	2.6	2.7	1.7
サービス事業者との関係がうまくいかない	1.1	0.9	1.2	1.7	1.6	2.5	1.4
その他	4.1	5.1	5.2	6.2	7.8	6.1	5.3
特に困っていることはない	20.2	16.6	14.5	12.6	10.7	11.4	13.1

介護でつらいとき、だれに相談しているか

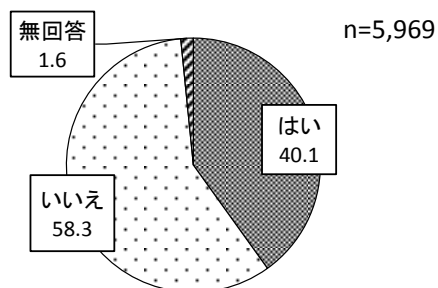
要介護高齢者調査



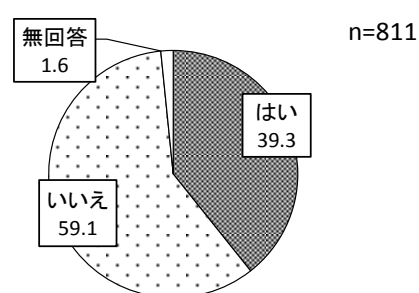
- 介護をしていて困ったことや負担に感じたことについては「精神的なストレスがたまっている」42.8%、「日中、家を空けるのを不安に感じる」34.9%など、精神的負担・不安を挙げる回答が多い状況でした。また、これを介護者が本人の介護を始めてからの期間別にみると、いずれの項目においても介護の年数が長くなるほど困っていることの回答割合が多くなる傾向がみられましたが、「特に困っていることはない」では年数が1年未満の人が最も多い状況でした。
- このように介護でつらいとき、だれに相談しているかについては、「家族・親族」「ケアマネジャー」が約半数ずつと多くなっていました。

物忘れの程度

高齢者基本調査



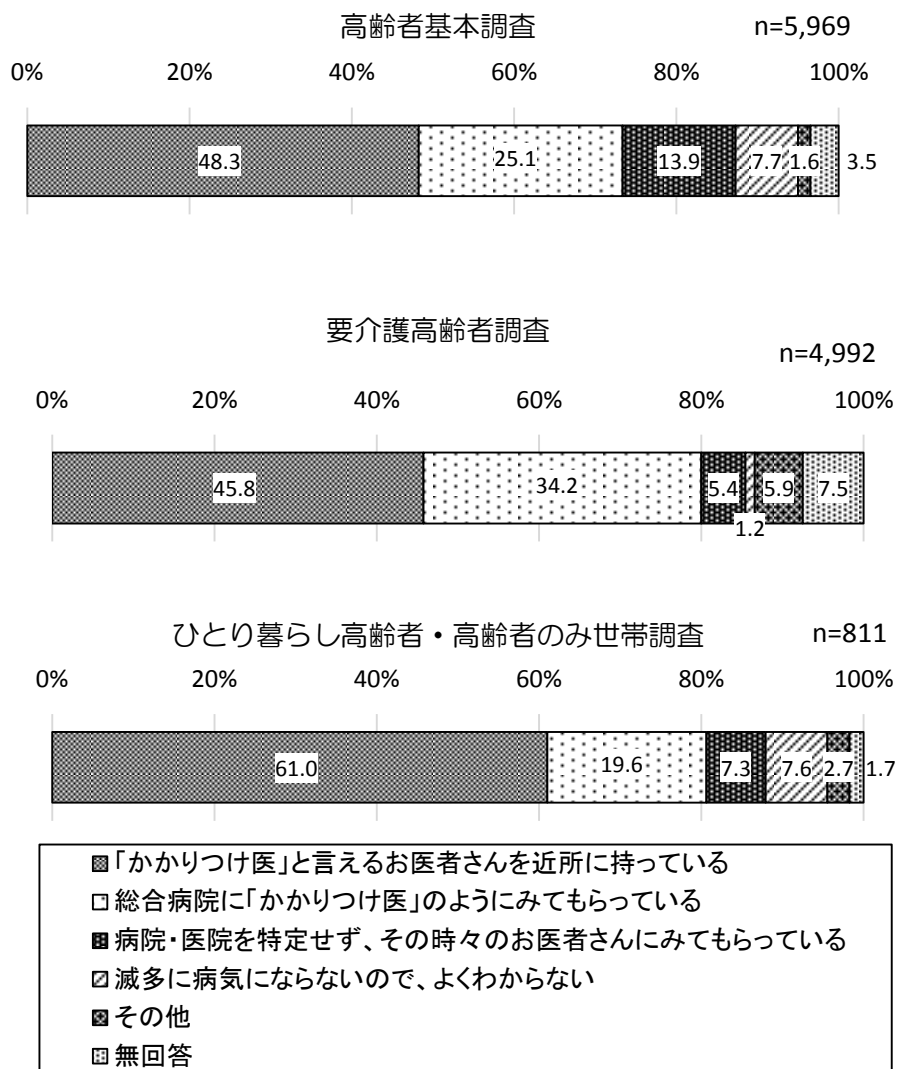
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査



- 物忘れが多いと感じるかについては、高齢者基本調査、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査いずれにおいても4割程度が「はい」と回答しており、認知機能の低下がみられる高齢者が相当数いることがうかがえました。

V. 医療

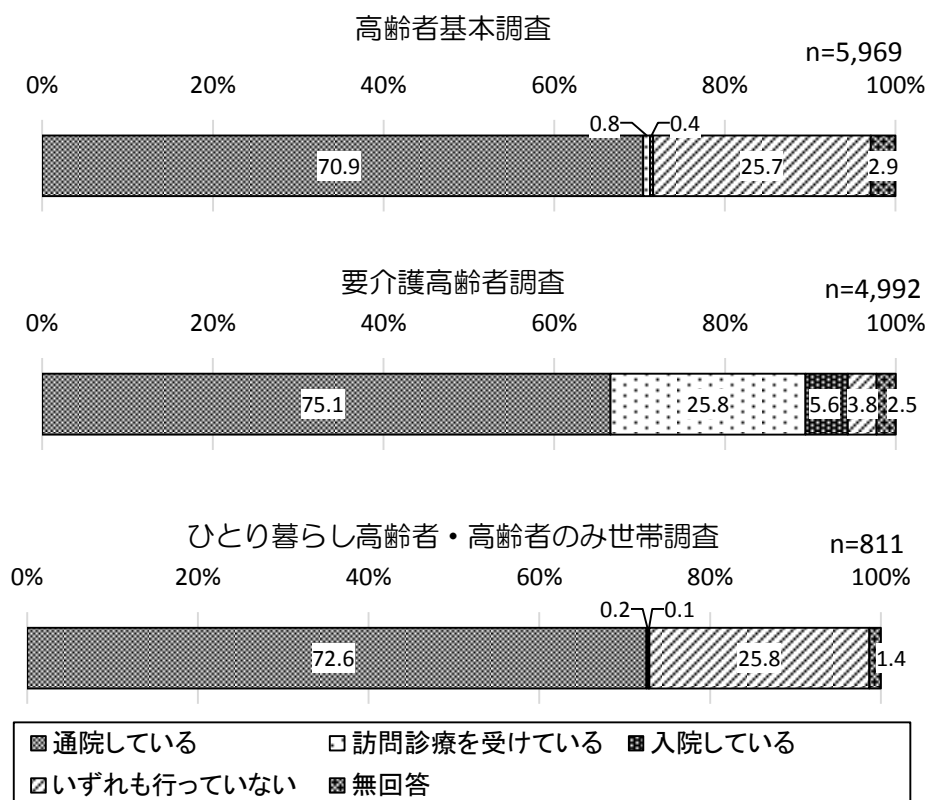
かかりつけ医の有無



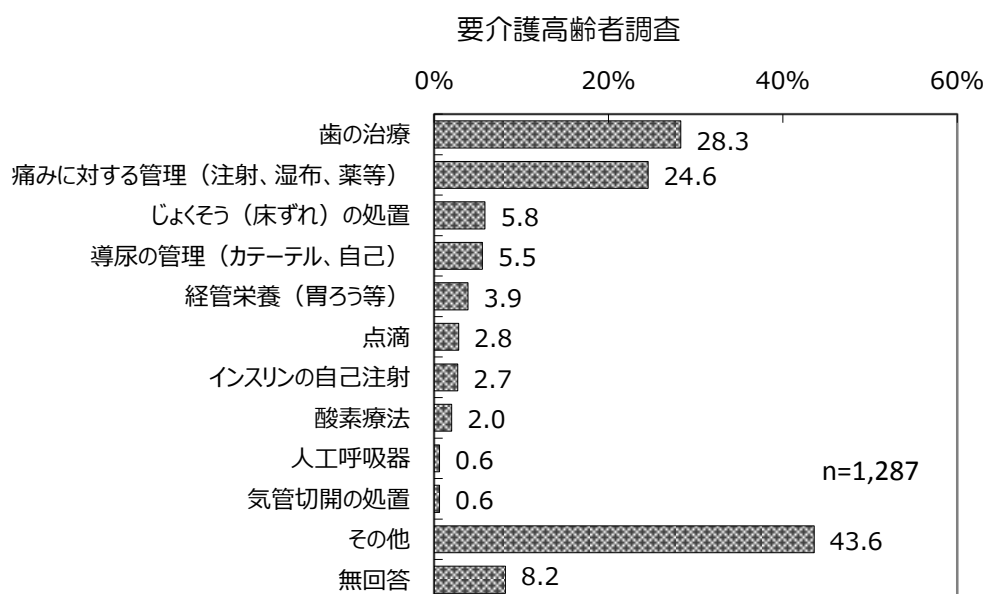
- かかりつけ医を近所に持つ割合は、高齢者基本調査や要介護高齢者調査において 5 割弱程度、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査において 61.0%でした。

通院・訪問診療の状況

通院や訪問診療の有無



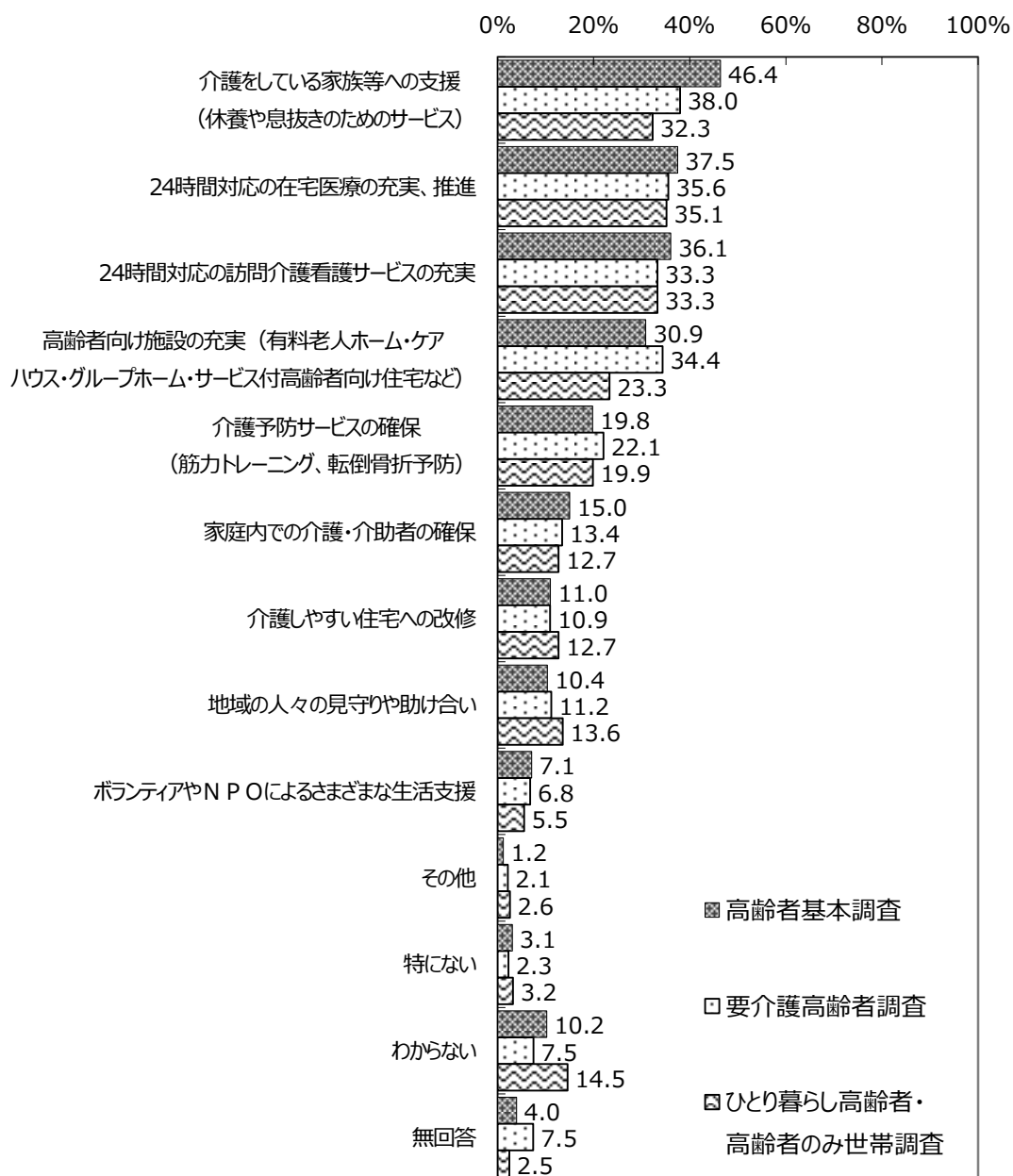
訪問診療の内容



- 通院や訪問診療の状況をみると、高齢者基本調査では訪問診療を受けている人は少ないが、要介護高齢者調査では、訪問診療を受けている人が25.8%と、約4人に1人が訪問診療を受けている状況でした。また、訪問診療の内容については、歯の治療が28.3%、痛みに対する管理（注射、湿布、薬等）が24.6%などとなっていました。

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要と思うサービス

高齢者基本調査（n=5,969）、要介護高齢者調査（n=4,992）、
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査（n=811）



- 市民の意識面についてみると、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要と思うサービスとして、高齢者基本調査では「介護をしている家族等への支援」（46.4％）に次いで「24 時間対応の在宅医療の充実、推進」（37.5％）、「24 時間対応の訪問介護看護サービスの充実」（36.1％）を挙げる意見が多く見られました。この傾向は要介護高齢者調査等でも概ね同様であり、在宅生活の継続にあたって医療・介護サービスを重要視する市民が多い傾向がみられました。

2 JAGES（日本老年学的評価研究）調査の概要

JAGES調査は、国立長寿医療研究センターを中心とした研究チームが行っているもので、平成28年度の調査では全国39市町村が参加する地区分析調査となっています。

本市では、市民が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的とし施策を展開しています。それは、単に運動機能や口腔機能といった身体機能の改善だけを目指すものではなく、リハビリテーションの基本的な概念である「心身機能」「活動」「社会参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、これらによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指しています。

そのためには、市民の暮らしている地域の特性にあった地域包括ケアシステムを構築することが必要となります。

本市は、それぞれの地区の特徴や課題を客観的に把握し、効果的、効率的な介護予防施策を推進するため、平成28年11月にJAGES調査を実施しました。

調査対象者は、平成28年4月1日時点で65歳以上である要介護認定を受けていない高齢者（要支援認定者を含む）で、実施方法は郵送配布・郵送回収としました。

※対象者は、54小学校区別に、1つの小学校区で170名を抽出しました。

配布数	回収数	回収率
9,177人	5,801票	63.2%

集計結果から見た船橋市の特徴

JAGES調査に参加している市町村間の比較において、良い指標と改善の必要な指標について確認できました。

良かった指標	改善が必要な指標
○ 運動機能低下者の割合が最も少ない（第1位） ○ 虚弱者の割合が少ない（第2位） ○ 1年間の転倒ありの割合が少ない（第2位） ○ 認知症リスク者の割合が少ない（第2位） ○ 要介護リスク者の割合が少ない（第3位）	○ 友人知人と会う頻度が高い（月1回以上）者の割合が低い（第34位） ○ ソーシャル・キャピタル（連帯感）が低い（第27位）

3 第7期計画に向けてのポイント

I. 住まい

施策の方向性としては、今の住まいで長く住み続けられることを目指すことが、多くの市民ニーズに沿うことと考えられます。一方、住まいの中で不便なところがあると回答した高齢者も多く存在することから、予防の観点を含めた住宅のバリアフリー化の重要性を周知し、住宅改修を促進することが考えられます。

しかし、エレベーターが設置されていない建物などの場合は、住宅改修も大規模になることから、物理的理由・経済的理由により困難なことも想定されます。このため、住宅改修等による住環境の改善のみならず、希望があれば住み替えなども検討できるよう、居住支援のための施策を進めるとともに、今後も検討を重ねていきます。なお、施策検討に当たっては、高齢者居住安定確保計画など他の計画との調和を図りながら、適切な住まいの確保を図ることとします。

II. 予防

住み慣れた地域で暮らし続けるために市民が必要と考えるサービスは、介護者への支援や、要介護者への公的な介護・看護等サービスが多く挙げられていましたが、要介護状態の予防や重度化の防止において重要な「介護予防サービス」を必要と感じる人は19.8%と、比較的少ない状況にあります。

また、自身の健康状態を「あまりよくない」「よくない」と回答している人が16.8%、健康や介護予防に特に気をつけていない人が11.1%いることから、介護予防や健康の維持に対する意識づけ、きっかけづくりの啓発活動を強化することが重要です。

元気なうちから介護予防に取り組み、健康で自立した生活が継続できる高齢者が増えるよう、介護予防等に関する普及啓発の強化を行うことや、地域活動・ボランティア活動などの住民主体の活動を通じた自立支援、介護予防が推進されるよう、住民主体の活動を支援することの強化・充実が必要です。

また、低栄養が疑われる高齢者に関して、その割合は高くはないものの、世帯類型によらず一定数が存在しています。このため、個別の高齢者支援において口腔機能向上や低栄養防止に関する活動を行うことも必要となります。

III. 生活支援

高齢者が生活で困っていることには様々なものがあるが、自分一人では対応している市民が多く、近所の方やNPOなどの支援はほとんど見られない現状です。一方、地域活動やボランティアについては、3～4割程度の市民が「参加したい」「参加してもよい」と回答していることから、地域活動やボランティア等の情報を積極的に市民に周知することや、ボランティアを受けたいと思っている市民のニーズとボランティアを行う側の

市民の意向とをマッチングさせる取組は効果が高いものと考えます。

具体的には、現在社会福祉法人船橋市社会福祉協議会に委託して実施している「生活支援コーディネーター」が、この点において大きな役割を有する職であることから、24地区コミュニティへの配置を引き続き積極的に進めることが必要です。同時に、これまでの活動における実績、効果、課題等を確認し、評価することで、より円滑かつ効果的な取組に結び付けられるような検討を行うことも有用と考えられます。

こうした取組により、地域住民や地域の多様な主体が我が事として地域活動等に参加し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すことが求められます。

IV. 介護

介護が必要になった際の生活場所としては自宅を希望する市民が多いが、介護の期間が長期間に及ぶことや、介護者の精神的負担・不安が多くみられることから、介護者が自身の生活を大事にしながら介護できるような支援を進める必要があります。具体的には、市民が必要なサービスとして考えている「介護をしている家族等への支援」「24時間対応の在宅医療の充実、推進」「24時間対応の訪問介護看護サービスの充実」などに取り組むことが重要と考えられますが、こうした観点からは、現在の介護保険サービスの一つである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供量の増加等も検討が必要と思われます。

さらに、認知機能の低下が疑われる高齢者が市内に相当数いることがうかがえましたが、認知症の早期発見・早期対応や、外来・在宅医療・入院治療の適切な提供など、その時の状態に応じて最もふさわしい場所（自宅、病院、施設等）で適切なサービスを受けられる仕組みの構築を進めていく必要があります。そのためには、認知症初期集中支援チームを広く市民へ周知するとともに、認知症地域支援推進員の活動促進を図ることなどが考えられます。

介護でつらいときの相談相手として、「家族・親族」が多く挙げられていますが、夫婦2人暮らしの世帯も4割程度を占め、老老介護の状況であることが想定され、このような場合には、ケアマネジャーに相談することが多くなると考えられます（実際に、ケアマネジャーを相談相手として挙げる回答も多くみられます）。ケアマネジャーは、介護者等の身近な相談相手となると同時に適切なアセスメントやケアマネジメントを実施することが求められますが、このためにはケアマネジャーの資質向上、及びケアマネジャーの支援を役割とする地域包括支援センターがより積極的な支援活動に取り組むことが必要となります。

V. 医療

かかりつけ医を近所に持つ高齢者は5～6割程度ですが、在宅医療の推進の観点からも、身近な地域での日常的な医療提供、複数医療機関の受診状況や服薬状況などを一元的・継続的に管理する存在であるかかりつけ医を持つことに加えて、かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局についても、健康寿命の延伸という観点から、その必要性をさらに広めていくべきと考えられます。

訪問診療については、現状、要介護認定を受けている高齢者のうち約4人に1人と、一定の人数が受けており、診療内容は「歯の治療」や「痛みの管理」が多くを占めています。引き続き、市内医療機関の在宅医療提供体制を把握しておくとともに、通院ができなくなった人も、訪問診療や往診などのサービスを受けながら、引き続き在宅での生活を送ることができることについても、周知していく必要があります。

また、在宅生活の継続にあたり、医療・介護サービスの必要性を挙げる回答が多くみられましたが、これは医療・介護双方のニーズが在宅療養生活に存在することが背景にあると考えられます。このことから急性期の医療から在宅医療、介護に至るまでの一連のサービスが切れ目なく提供できる体制を構築していくことが必要となります。

第3章 本市の高齢者施策の状況および将来フレーム

第1節 第6期計画の進捗状況

第6期計画（計画期間：平成27年度から29年度）において推進した各施策の実施状況は以下のとおりとなっています。

施策名	指標	単位	計画値			実績値		
			27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度 (見込)
介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣件数	件	920	970	970	910	938	972
	派遣施設数	か所	44	45	45	43	45	47
介護職員初任者研修等費用助成事業	市内事業所実就業者数	人	100	100	100	39	50	80
生活・介護支援サポーター事業	サポーター登録人数	人	264	259	254	327	353	373
	登録者数(高齢者宅)	人	241	256	272	366	419	444
	登録施設数	か所	8	8	9	7	8	8
介護保険訪問看護職員雇用促進事業	補助対象常勤換算数	人	410	410	410	349	482	598
地域包括支援センター運営事業	相談件数	件	22,700	22,900	23,100	30,651	35,968	35,968
在宅介護支援センター運営事業	相談件数	件	16,800	17,000	17,200	22,063	20,555	20,555
実態把握	実態把握件数	件	805	815	825	849	945	945
相談協力員研修会	参加者数	人	300	300	300	296	279	279
	研修会開催数	回	1	1	1	1	1	1
介護支援専門員研修事業	介護支援専門員研修会延参加者数	人	420	420	420	441	399	420
	介護支援専門員研修会開催数	回	2	2	2	2	2	3
	主任介護支援専門員研修会実参加者数	人	70	70	70	74	171	90
	主任介護支援専門員研修会開催数	回	1	1	1	1	2	1
介護保険事業の普及啓発	介護保険・高齢者福祉ガイド発行部数	部	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	介護保険のてびき(小冊子)発行部数	部	13,500	12,000	11,500	13,500	10,000	9,250
	出前講座開催回数	回	25	20	20	9	7	13
	出前講座参加人数	人	1,400	1,000	1,000	203	157	423
	市民公開講座受講者数	人	500	500	500	158	48	400
介護保険利用者負担助成事業	認定者数	人	200	200	200	120	130	135
介護老人福祉施設利用者負担対策事業	認定者数	人	37	39	41	42	54	58

施策名	指標	単位	計画値			実績値		
			27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度 (見込)
介護給付等費用適正化事業	認定調査結果確認件数	件	7,105	7,600	7,600	5,923	6,316	6,385
	ケアプラン点検事業所数	か所	40	40	40	31	40	35
	住宅改修等の現地調査件数	件	60	60	60	50	60	60
	縦覧点検・医療情報との突合等件数	件	20,520	20,520	20,520	19,599	28,481	25,000
	介護給付費通知送付数	件	70,000	72,000	74,000	69,303	72,248	76,500
要介護認定適正化事業	要介護認定適正化研修	回	1	—	1	1	—	1
家族介護者の相談	地域包括支援センター延相談件数	件	22,700	22,900	23,100	30,651	35,968	35,968
	在宅介護支援センター延相談件数	件	16,800	17,000	17,200	22,063	20,555	20,555
介護用品の支給等	実支給人数	人	2,003	2,133	2,265	1,894	2,045	2,148
家族介護慰労金の支給	延支給人数	件	2	2	2	1	3	3
ファミリー・サポート・センター	実利用会員数	人	515	528	538	550	573	593
	実協力会員数	人	182	182	182	190	188	188
	利用件数	件	3,914	4,013	4,089	3,713	3,845	4,032
認知症家族交流会	認知症者の家族交流会開催数	回	6	6	6	6	6	6
	延参加者数	人	115	115	115	59	59	115
認知症相談事業	相談件数	件	80	80	80	56	83	167
認知症訪問支援サービス	延利用件数	件	330	416	524	363	360	391
やすらぎ支援員訪問事業	登録者数	人	59	63	66	63	66	71
SOSネットワーク	依頼件数	件	38	40	42	36	34	37
徘徊高齢者家族支援サービス事業	利用人数	人	55	60	65	61	66	70
老人福祉センター	年間利用者数(延人数)	人	366,000	374,000	382,000	340,270	338,045	344,468
老人憩の家	施設数	か所	41	41	41	40	37	37
	延年間利用者数	人	51,000	51,000	51,000	53,308	51,409	51,409
老人クラブ	クラブ数	クラブ	263	263	263	262	262	258
	会員数	人	14,400	14,400	14,400	14,130	13,940	13,422
老人生きがい広場	施設数	か所	7	7	7	7	5	5
	延利用者数	人	18,300	18,300	18,300	18,090	14,564	14,564

第1部 計画の策定にあたって

施策名	指標	単位	計画値			実績値		
			27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度 (見込)
市民スポーツ教室	教室数	教室	8～9	8～9	8～9	9	9	7
	延利用者数	人	1,300	1,300	1,300	1,325	1,487	1,155
ひとり暮らし高齢者等 地域交流促進事業	延補助金交付団体数	団体	15	15	15	7	10	8
	延参加高齢者数	人	1,000	1,000	1,000	433	560	500
ふなばし市民大 「いきいき学部」	実学生数	人	375	375	375	362	352	386
	延講座数	件	350	350	350	364	340	342
公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	学級	26	26	26	26	26	26
	高齢者対象講座数	講座	55	55	55	52	54	56
	実参加者数	人	3,500	3,500	3,500	3,724	3,847	3,900
	高齢者対象講座の実参加者数	人	4,300	4,300	4,300	4,464	4,648	5,040
相談窓口の周知	地域包括支援センター延相談件数	件	22,700	22,900	23,100	30,651	35,968	35,968
	在宅介護支援センター延相談件数	件	16,800	17,000	17,200	22,063	20,555	20,555
認知症についての地域住民 及び支援関係者への広報・ 啓発活動	認知症サポーター延受講者数	人	3,000	3,000	3,000	4,111	15,719	8,000
	キャラバン・メイト養成研修の開催 回数(隔年)	回	1	0	1	1	0	0
認知症予防教室	延参加人数	人	300	300	300	281	431	659
認知症予防講演会	実参加人数	人	200	200	200	139	—	—
認知症高齢者への サービス提供	地域包括支援センター成年後見相 談件数	件	750	750	750	1,599	1,193	1,560
	地域包括支援センター(市長申立) 調査件数	件	110	110	110	123	121	133
	市長申し立て件数	件	35	35	35	22	22	22
在宅介護支援教室	開催回数	回	80	80	80	96	75	80
地域介護予防活動支援事業	延参加人数	人	250	250	250	77	72	84
特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査受診率	%	54.0	57.0	60.0	48.9	48.5	52.5
	特定保健指導実施率	%	45.0	50.0	60.0	29.5	27.0	30.0
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	%	51.0	51.0	51.0	52.0	51.6	54.3
高齢者いきいき健康教室	実参加高齢者数	人	570	570	570	569	673	701
ひとり暮らし高齢者いきいき 健康教室	実参加高齢者数	人	180	180	180	184	186	184

第1部 計画の策定にあたって

施策名	指標	単位	計画値			実績値		
			27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度 (見込)
高齢者健やか活動支援事業	開催回数	回	7	7	7	5	4	4
	延参加人数	人	400	400	400	179	95	148
健康教育	健康教育開催回数	回	421	421	421	534	546	542
	延参加者数	人	12,105	12,105	12,105	14,088	16,119	15,660
健康相談	健康相談開催回数	回	800	800	800	764	684	690
	延利用者数	人	12,500	12,500	12,500	11,492	11,777	12,420
在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	回	18	18	18	30	31	29
かかりつけ医等の推進	かかりつけ医と言える医師を近所に有する市民の割合(65歳以上)	%	—	53.1	—	—	48.3	51.2
地域リハビリテーションの推進	リハビリテーション提供機関マップ配付数	部	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
高齢者住宅改造資金の助成	助成件数	件	107	114	121	91	115	122
高齢者住宅整備資金の貸付	貸付件数	件	1	1	1	0	0	1
住宅改修支援事業	「理由書」作成件数	件	180	210	250	73	120	100
高齢者支援協力バス	利用登録者数(累計)	人	5,250	5,500	5,750	5,533	5,913	6,200
	延利用者数	人	17,500	17,500	17,500	20,807	20,983	21,000
バス停留所施設整備基本計画策定、バス停留所施設整備	バス停留所施設設置か所数	か所	20	20	20	25	20	19
緊急通報装置の設置	設置台数	台	1,644	1,721	1,791	1,443	1,578	1,709
	熱中症注意喚起	回	3,672	3,843	3,999	3,460	—	—
声の電話訪問	実利用者数	人	70	74	77	50	60	61
	訪問回数	回	3,360	3,555	3,750	2,558	2,882	2,928
郵便局員訪問事業	実利用者数	人	2	2	2	2	3	2
軽度生活援助員の派遣	実利用者数	人	741	776	808	697	656	671
	派遣時間数	時間	19,933	20,874	21,735	20,400	19,642	20,063
高齢者等食の自立支援事業	配食サービス延配食数	食	19,833	20,830	21,606	11,903	10,625	11,002
	配食サービス登録者数(年度末)	人	179	188	195	152	139	144
	栄養管理サービス訪問回数	回	706	742	770	801	710	733
	栄養管理サービス利用者数	人	98	103	107	96	96	99
寝具乾燥消毒サービス	実利用人数	人	130	136	142	142	153	163
	延派遣回数	回	1,170	1,224	1,278	1,236	1,314	1,402

第1部 計画の策定にあたって

施策名	指標	単位	計画値			実績値		
			27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度 (見込)
日常生活用具の給付	自動消火装置給付数	件	28	29	31	9	15	15
	電磁調理器給付数	件	35	37	38	24	42	42
	シルバーカー給付数	件	43	44	45	47	86	89
杖の支給	支給本数	本	243	249	254	339	425	430
補聴器購入費用助成事業	件数	件	57	59	60	72	67	74
高齢者福祉タクシー	延交付者数	人	6,502	6,912	7,399	6,673	7,193	7,743
	延利用枚数	枚	47,731	50,741	53,875	47,532	50,473	54,187
訪問理美容サービス	実利用者数	人	17	18	19	24	24	26
	延訪問回数	回	37	40	42	44	59	64
緊急一時支援事業	延派遣回数	回	46	48	50	21	32	35
高齢者虐待防止の体制	運営委員会開催回数	回	2	2	2	2	2	2
	担当者会議開催回数	回	12	12	12	12	12	12
高齢者虐待防止の周知と啓発	虐待に係る相談件数	件	750	750	750	912	1,524	1,212
成年後見制度利用支援事業	後見人報酬助成件数	件	38	40	42	54	65	71
成年後見制度普及事業	開催回数	回	2	2	2	2	2	2
	参加者数	人	300	300	300	110	101	101
振り込め詐欺や悪質商法等の被害未然防止対策	出前講座	回	65	65	65	31	28	30
	老人福祉センター定期出張相談・啓発	回	56	56	56	54	56	56
ミニデイサービス事業補助金交付事業	実施回数	回	606	606	606	605	624	676
ふれあいいきいきサロン事業補助金事業	実施回数	回	604	664	664	667	589	687
保健と福祉の総合相談窓口事業	延相談件数	件	6,000	6,000	6,000	13,300	13,767	14,250
ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業	見守り対象高齢者数	人	1,479	1,548	1,612	2,296	2,652	2,766
	補助金交付団体数	団体	25	26	27	35	38	40

第2節 船橋市介護保険事業の動向

介護保険事業の動向（平成12～28年度）について、以下の3つの指標データから概観します。

- 第1号被保険者数
- 要介護認定者数（及び要介護認定者率）
- 給付費（年度集計）

1 3指標データからみた動向

第1号被保険者数については、平成12年度の69,074人から平成28年度には146,584人にまで増加、また、要介護認定者数についても同期間に6,065人から23,981人にまで増加し、結果として要介護認定者率は8.8%から16.4%に上昇しています。

給付費については、平成12年度の約77億円から平成28年度の約330億円にまで増加しています。

給付費に占める施設サービス給付費の割合は、平成12年度の60.9%から平成28年度には27.9%にまで縮小しており、本市における給付費構造が“施設主体”から“在宅生活主体”へシフトしている状況がうかがえます。

			平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第1号被保険者数（人）			69,074	83,317	98,042	114,948	127,213	132,957	138,647	143,210	146,584
認定者数（人）			6,065	10,120	13,386	15,548	18,598	20,182	21,722	22,959	23,981
構成比	要支援	要支援 1	604	958	1,478	1,567	2,036	2,420	2,664	2,774	2,900
		要支援 2			1,330	2,400	2,535	2,582	2,904	3,076	3,155
	要介護 1		1,578	3,254	3,517	3,031	3,869	4,475	4,924	5,251	5,543
	要介護 2		1,166	1,832	2,157	2,562	3,334	3,472	3,773	3,997	4,148
	要介護 3		954	1,392	1,863	2,368	2,551	2,650	2,743	2,983	3,228
	要介護 4		921	1,445	1,738	2,093	2,231	2,434	2,488	2,611	2,730
	要介護 5		842	1,239	1,303	1,527	2,042	2,149	2,226	2,267	2,277
	認定者率			8.8%	12.1%	13.7%	13.5%	14.6%	15.2%	15.7%	16.0%
構成比	要支援	要支援 1	10.0%	9.5%	11.0%	10.1%	11.0%	12.0%	12.3%	12.1%	12.1%
		要支援 2			9.9%	15.4%	13.6%	12.8%	13.4%	13.4%	13.2%
	要介護 1		26.0%	32.2%	26.3%	19.5%	20.8%	22.2%	22.7%	22.9%	23.1%
	要介護 2		19.2%	18.1%	16.1%	16.5%	17.9%	17.2%	17.4%	17.4%	17.3%
	要介護 3		15.7%	13.8%	13.9%	15.2%	13.7%	13.1%	12.6%	13.0%	13.5%
	要介護 4		15.2%	14.3%	13.0%	13.5%	12.0%	12.1%	11.5%	11.4%	11.4%
要介護 5		13.9%	12.2%	9.7%	9.8%	11.0%	10.6%	10.2%	9.9%	9.5%	
給付費（百万円）			7,690	13,894	17,329	21,367	26,693	28,521	30,280	32,021	32,951
構成比	居宅・地域系サービス		2,966	7,519	10,305	13,215	17,280	18,677	20,286	21,482	21,960
	施設サービス		4,682	6,260	6,275	7,121	8,073	8,374	8,466	8,849	9,178
	その他		42	116	750	1,031	1,339	1,470	1,529	1,690	1,812
	居宅・地域系サービス		38.6%	54.1%	59.5%	61.8%	64.7%	65.5%	67.0%	67.1%	66.6%
構成比	施設サービス		60.9%	45.1%	36.2%	33.3%	30.2%	29.4%	28.0%	27.6%	27.9%
	その他		0.5%	0.8%	4.3%	4.8%	5.0%	5.2%	5.0%	5.3%	5.5%

※第1号被保険者数及び認定者数は、各年度9月末時点

※給付費は、端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

※その他には高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、市町村特別給付、審査支払手数料等を含める

2 3指標データの変化と相関

前掲の3指標について、平成12年度値を100.0とする変化指数として経年動向を示すと以下のとおりです。

第1号被保険者の伸び（平成28年度 212.2%）に比べ、認定者の伸び（395.4%）が急であることがわかります（このため、前記のとおり認定者率が上昇しています）。

給付費の伸び（平成28年度 428.5%）についてみると、認定者数の変化曲線と極めて似た動向を示していることがわかります。

また、第1号被保険者一人当たり給付費については、第1号被保険者数が増加していることから介護給付費と比べなだらかに増加しています。

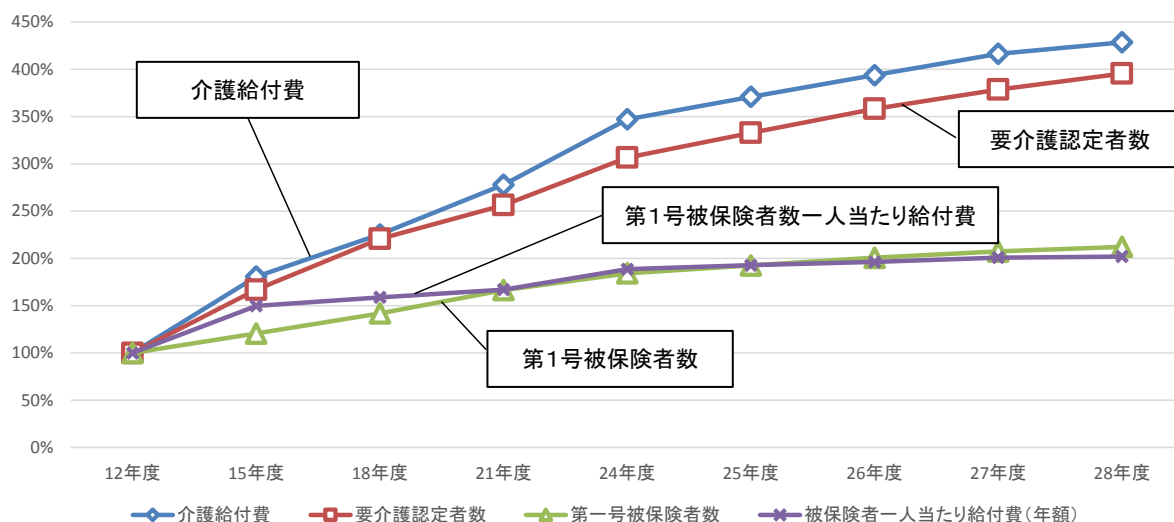
これらの指標を整理すると、給付費の動向と認定者数の傾向との間には、相関関係があると考えられます。

	平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第1号被保険者数（人）	69,074	83,317	98,042	114,948	127,213	132,957	138,647	143,210	146,584
変化指数		120.6%	141.9%	166.4%	184.2%	192.5%	200.7%	207.3%	212.2%
認定者数（人）	6,065	10,120	13,386	15,548	18,598	20,182	21,722	22,959	23,981
変化指数		166.9%	220.7%	256.4%	306.6%	332.8%	358.2%	378.5%	395.4%
給付費（百万円）	7,690	13,894	17,329	21,367	26,693	28,521	30,280	32,021	32,951
変化指数		180.7%	225.3%	277.9%	347.1%	370.9%	393.8%	416.4%	428.5%
第1号被保険者一人当たり給付費（円）	111,330	166,761	176,751	185,884	209,829	214,513	218,396	223,594	224,793
変化指数		149.8%	158.8%	167.0%	188.5%	192.7%	196.2%	200.8%	201.9%

※第1号被保険者数及び認定者数は、各年度9月末時点

※給付費は年度末時点の実績値

主要指標の動向（平成12年度＝100%）



第3節 第6期事業計画値の検証

1 第1号被保険者

第1号被保険者について計画値を検証すると、平成27年度及び平成28年度ともに全体数でほぼ同数となっています。また、65歳から74歳までの高齢者と75歳以上の高齢者の割合をみても計画値に対して差が1%未満であり計画値と実績値は、ほぼ同等の結果となっています。

被保険者数		平成27年度					平成28年度				
		計画値(人)		実績値(人)		実績/計画	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画
			構成比		構成比			構成比		構成比	
	65～74歳	79,853	55.8%	79,870	55.8%	100.02%	79,058	53.9%	79,036	53.9%	99.97%
	75歳以上	63,327	44.2%	63,340	44.2%	100.02%	67,537	46.1%	67,548	46.1%	100.02%
合 計		143,180	100.0%	143,210	100.0%	100.02%	146,595	100.0%	146,584	100.0%	99.99%

※各年度9月末時点

2 要介護（要支援）認定者

要介護認定者の総数について、計画値に対し実績値が平成27年度は2.5%、平成28年度は5.7%下回っています。

その内訳構造については、「要介護認定の適正化に関する評価指標」をもとに算出した平均介護度によると、計画値と実績はほぼ同等の結果となっています。

認定者数	平成27年度					平成28年度				
	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画	計画値(人)		実績値(人)		実績/計画
		構成比		構成比			構成比		構成比	
要支援1	3,015	12.8%	2,774	12.1%	92.0%	3,385	13.3%	2,900	12.1%	85.7%
要支援2	3,107	13.2%	3,076	13.4%	99.0%	3,320	13.1%	3,155	13.2%	95.0%
要介護1	5,538	23.5%	5,251	22.9%	94.8%	6,201	24.4%	5,543	23.1%	89.4%
要介護2	4,033	17.1%	3,997	17.4%	99.1%	4,302	16.9%	4,148	17.3%	96.4%
要介護3	2,856	12.1%	2,983	13.0%	104.4%	2,960	11.6%	3,228	13.5%	109.1%
要介護4	2,647	11.2%	2,611	11.4%	98.6%	2,805	11.0%	2,730	11.4%	97.3%
要介護5	2,344	10.0%	2,267	9.9%	96.7%	2,460	9.7%	2,277	9.5%	92.6%
合計	23,540	100.0%	22,959	100.0%	97.5%	25,433	100.0%	23,981	100.0%	94.3%
平均介護度※	1.9871		2.0108		101.2%	1.9549		2.0057		102.6%

※各年度9月末時点

※「要介護認定の適正化に関する評価指標」による

$((\text{要支援1} + \text{要支援2}) \times 0.375 + (\text{要介護1} \times 1 + \text{要介護2} \times 2 + \text{要介護3} \times 3 + \text{要介護4} \times 4 + \text{要介護5} \times 5)) / \text{総認定者数}$

3 介護サービスの給付費 ～ 平成27～28年の動向

(1) 給付費の計画値と実績値

各サービスの給付費の計画値と実績値は、以下のとおりとなっており、平成27年度から平成28年度にかけて実績値は、約70%から約130%の範囲で推移しています。

(千円)

			予防給付(要支援1～2)		介護給付(要介護1～5)		合計		実績変化指数(H27⇒H28)	
			平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度		
居宅(介護予防)サービス	訪問介護	計画値	296,467	151,737	3,221,278	3,266,998	3,517,745	3,418,735	予防給付	37.6%
		実績値	277,359	104,406	3,669,187	3,698,405	3,946,546	3,802,811	介護給付	100.8%
	訪問入浴介護	計画値	3,830	4,014	199,216	199,625	203,046	203,639	予防給付	80.7%
		実績値	252	204	242,047	246,137	242,299	246,341	介護給付	101.7%
	訪問看護	計画値	32,802	39,277	557,628	620,646	590,430	659,923	予防給付	122.7%
		実績値	28,236	34,658	628,263	706,167	656,499	740,826	介護給付	112.4%
	訪問リハビリテーション	計画値	10,267	10,966	215,818	236,523	226,085	247,489	予防給付	98.1%
		実績値	16,106	15,804	262,263	295,711	278,369	311,515	介護給付	112.8%
	通所介護	計画値	663,192	380,589	4,704,523	3,303,064	5,367,715	3,683,653	予防給付	39.5%
		実績値	514,492	203,018	4,706,413	3,471,156	5,220,905	3,674,175	介護給付	73.8%
	通所リハビリテーション	計画値	67,047	72,782	965,656	1,050,541	1,032,703	1,123,323	予防給付	140.4%
		実績値	66,435	93,296	984,410	1,037,001	1,050,845	1,130,297	介護給付	105.3%
	福祉用具貸与	計画値	38,866	42,973	872,236	943,832	911,102	986,805	予防給付	120.2%
		実績値	39,480	47,469	950,112	996,448	989,592	1,043,917	介護給付	104.9%
	短期入所生活介護	計画値	13,224	15,223	1,245,045	1,279,168	1,258,269	1,294,391	予防給付	100.8%
		実績値	4,467	4,505	1,041,873	1,192,507	1,046,340	1,197,011	介護給付	114.5%
	短期入所療養介護	計画値	1,321	2,035	296,149	319,786	297,470	321,821	予防給付	117.2%
		実績値	1,270	1,488	363,671	368,453	364,941	369,941	介護給付	101.3%
	居宅療養管理指導	計画値	17,727	19,835	406,311	457,969	424,038	477,804	予防給付	100.0%
		実績値	19,325	19,318	463,056	504,408	482,380	523,726	介護給付	108.9%
	特定施設入居者生活介護	計画値	135,139	147,156	2,323,278	2,534,411	2,458,417	2,681,567	予防給付	92.7%
		実績値	80,301	74,431	1,819,267	1,834,577	1,899,568	1,909,008	介護給付	100.8%
地域密着型(介護予防)サービス	居宅介護サービス計画等給付費	計画値	159,984	172,069	1,587,426	1,702,956	1,747,410	1,875,025	予防給付	65.0%
		実績値	163,738	106,464	1,713,548	1,795,331	1,877,286	1,901,795	介護給付	104.8%
	福祉用具購入費	計画値	7,854	7,889	44,167	44,886	52,021	52,775	予防給付	116.6%
		実績値	8,804	10,269	47,546	51,916	56,350	62,184	介護給付	109.2%
	住宅改修費	計画値	78,316	92,717	129,270	140,468	207,586	233,185	予防給付	97.9%
		実績値	51,872	50,760	121,443	133,940	173,315	184,700	介護給付	110.3%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値			505,881	506,156	505,881	506,156	予防給付	-
		実績値			288,647	311,263	288,647	311,263	介護給付	107.8%
	夜間対応型訪問介護	計画値			3,910	3,975	3,910	3,975	予防給付	-
		実績値			2,032	1,972	2,032	1,972	介護給付	97.1%
施設サービス	認知症対応型通所介護	計画値	0	0	217,600	222,978	217,600	222,978	予防給付	-
		実績値	0	0	123,090	101,605	123,090	101,605	介護給付	82.5%
	小規模多機能型居宅介護	計画値	5,247	5,350	311,997	405,807	317,244	411,157	予防給付	155.5%
		実績値	6,687	10,399	331,294	346,149	337,981	356,548	介護給付	104.5%
	認知症対応型共同生活介護	計画値	0	0	2,427,176	2,427,704	2,427,176	2,427,704	予防給付	0.0%
		実績値	0	0	2,069,751	2,192,662	2,069,751	2,192,662	介護給付	105.9%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値			204,626	205,548	204,626	205,548	予防給付	-
		実績値			142,862	189,464	142,862	189,464	介護給付	132.6%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値			296,218	296,281	296,218	296,281	予防給付	-
		実績値			233,078	240,962	233,078	240,962	介護給付	103.4%
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	計画値			66,426	67,597	66,426	67,597	予防給付	-
		実績値			0	0	0	0	介護給付	0.0%
	地域密着型通所介護	計画値				1,817,966		1,817,966	予防給付	-
		実績値				1,467,123		1,467,123	介護給付	-
	介護老人福祉施設	計画値			5,822,167	5,822,686	5,822,167	5,822,686	予防給付	-
		実績値			5,032,931	5,141,862	5,032,931	5,141,862	介護給付	102.2%
	介護老人保健施設	計画値			3,770,934	4,418,876	3,770,934	4,418,876	予防給付	-
		実績値			3,352,182	3,607,231	3,352,182	3,607,231	介護給付	107.6%
	介護療養型医療施設	計画値			539,504	538,462	539,504	538,462	予防給付	-
		実績値			463,779	429,355	463,779	429,355	介護給付	92.6%

※各年度末時点

(2) 実績値の計画値に対する割合

各サービスの給付費の対計画値比率を見ると、計画値を上回ったものは居宅（介護予防）サービスのうち、「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」といった医療系サービスや「訪問介護」「訪問入浴介護」「短期入所療養介護」などでした。

一方、地域密着型サービスは、居宅サービスと比較すると計画値を大きく下回っており、サービス内容の周知及び推進が必要になります。

対計画値比率		予防給付(要支援1～2)		介護給付(要介護1～5)		合計	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度
居宅 (介護予防) サービス	訪問介護	93.6%	68.8%	113.9%	113.2%	112.2%	111.2%
	訪問入浴介護	6.6%	5.1%	121.5%	123.3%	119.3%	121.0%
	訪問看護	86.1%	88.2%	112.7%	113.8%	111.2%	112.3%
	訪問リハビリテーション	156.9%	144.1%	121.5%	125.0%	123.1%	125.9%
	通所介護	77.6%	53.3%	100.0%	105.1%	97.3%	99.7%
	通所リハビリテーション	99.1%	128.2%	101.9%	98.7%	101.8%	100.6%
	福祉用具貸与	101.6%	110.5%	108.9%	105.6%	108.6%	105.8%
	短期入所生活介護	33.8%	29.6%	83.7%	93.2%	83.2%	92.5%
	短期入所療養介護	96.1%	73.1%	122.8%	115.2%	122.7%	115.0%
	居宅療養管理指導	109.0%	97.4%	114.0%	110.1%	113.8%	109.6%
	特定施設入居者生活介護	59.4%	50.6%	78.3%	72.4%	77.3%	71.2%
	居宅介護サービス計画等給付費	102.3%	61.9%	107.9%	105.4%	107.4%	101.4%
	福祉用具購入費	112.1%	130.2%	107.7%	115.7%	108.3%	117.8%
	住宅改修費	66.2%	54.7%	93.9%	95.4%	83.5%	79.2%
地域密着型 (介護予防) サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			57.1%	61.5%	57.1%	61.5%
	夜間対応型訪問介護			52.0%	49.6%	52.0%	49.6%
	認知症対応型通所介護	0.0%	0.0%	56.6%	45.6%	56.6%	45.6%
	小規模多機能型居宅介護	127.4%	194.4%	106.2%	85.3%	106.5%	86.7%
	認知症対応型共同生活介護	0.0%	0.0%	85.3%	90.3%	85.3%	90.3%
	地域密着型特定施設入居者生活介護			69.8%	92.2%	69.8%	92.2%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			78.7%	81.3%	78.7%	81.3%
	看護小規模多機能型居宅介護			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	地域密着型通所介護				80.7%		80.7%
施設 サービス	介護老人福祉施設			86.4%	88.3%	86.4%	88.3%
	介護老人保健施設			88.9%	81.6%	88.9%	81.6%
	介護療養型医療施設			86.0%	79.7%	86.0%	79.7%

サービス区分別給付費（介護予防を含む）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
居宅サービス			
計画値（千円）：A	18,294,037	17,260,135	17,379,137
実績値（千円）：B	18,285,234	17,098,248	17,410,288
実行率（％）：B／A	100.0%	99.1%	100.2%
地域密着型サービス			
計画値（千円）：A	4,039,081	5,959,362	6,450,275
実績値（千円）：B	3,197,441	4,861,599	6,914,509
実行率（％）：B／A	79.2%	81.6%	107.2%
施設サービス			
計画値（千円）：A	10,132,605	10,780,024	12,260,306
実績値（千円）：B	8,848,892	9,178,449	9,514,324
実行率（％）：B／A	87.3%	85.1%	77.6%
合計			
計画値（千円）：A	32,465,723	33,999,521	36,089,718
実績値（千円）：B	30,331,567	31,138,296	33,839,122
実行率（％）：B／A	93.4%	91.6%	93.8%

※給付費は年度末時点の実績値

※平成29年度は5月～9月分の実績より見込み

※合計額に高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、市町村特別給付、
特定入所者介護サービス費等は含まず

第4節 将来フレーム

1 総人口・高齢者人口の将来推計

本市は、平成15年には中核市へ移行し、平成29年度では人口635,249人を擁する都市へと発展してきました。

総人口は、今後も緩やかな増加傾向で推移し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には636,119人にまで増加し、その後減少傾向に転ずるものと推計されます。

一方、高齢者人口は、昭和30年代からの人口急増期に市域に移り住んだ方々が高齢期に達してきていることもあり、急速に増加しています。

また、団塊の世代が高齢期を迎えたため、高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、平成32年には75歳以上の高齢者が65歳から74歳までの高齢者の数を上回っていくと推計されます。

高齢化率は、平成29年の23.5%から平成57年には30.4%にまで上昇することが推計されます。

(人)

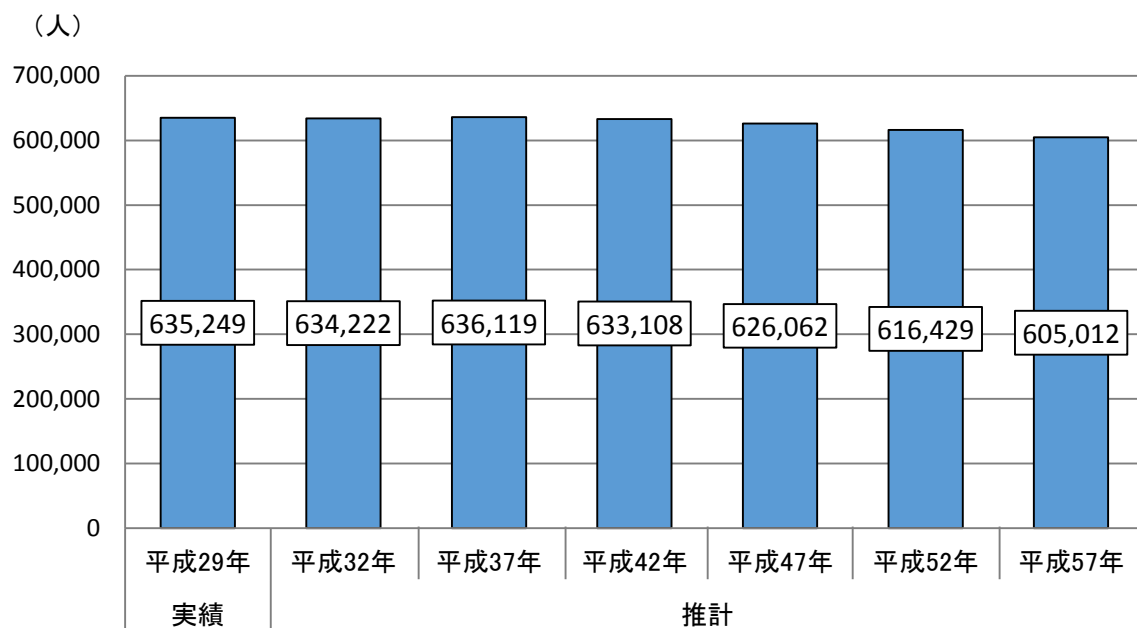
船橋市	実績	推計					
	平成29年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
総人口	635,249	634,222	636,119	633,108	626,062	616,429	605,012
0～39歳人口	268,592	259,511	254,155	254,245	253,431	248,204	239,596
	42.3%	40.9%	40.0%	40.2%	40.5%	40.3%	39.6%
15～64歳人口	401,757	399,192	404,964	402,374	386,991	363,036	346,810
	63.2%	62.9%	63.7%	63.6%	61.8%	58.9%	57.3%
40～64歳人口	217,056	221,908	228,241	222,130	206,909	189,174	181,439
	34.2%	35.0%	35.9%	35.1%	33.0%	30.7%	30.0%
高齢者人口 (65歳以上)	149,601	152,803	153,724	156,733	165,722	179,052	183,977
	23.5%	24.1%	24.2%	24.8%	26.5%	29.0%	30.4%
65～74歳	77,637	72,627	59,649	62,934	78,333	92,686	89,552
	12.2%	11.5%	9.4%	9.9%	12.5%	15.0%	14.8%
75歳以上	71,964	80,177	94,075	93,799	87,389	86,366	94,426
	11.3%	12.6%	14.8%	14.8%	14.0%	14.0%	15.6%

※実績値は住民基本台帳による（平成29年10月1日時点）

※推計値は船橋市人口ビジョン策定基礎データを加工し作成

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり

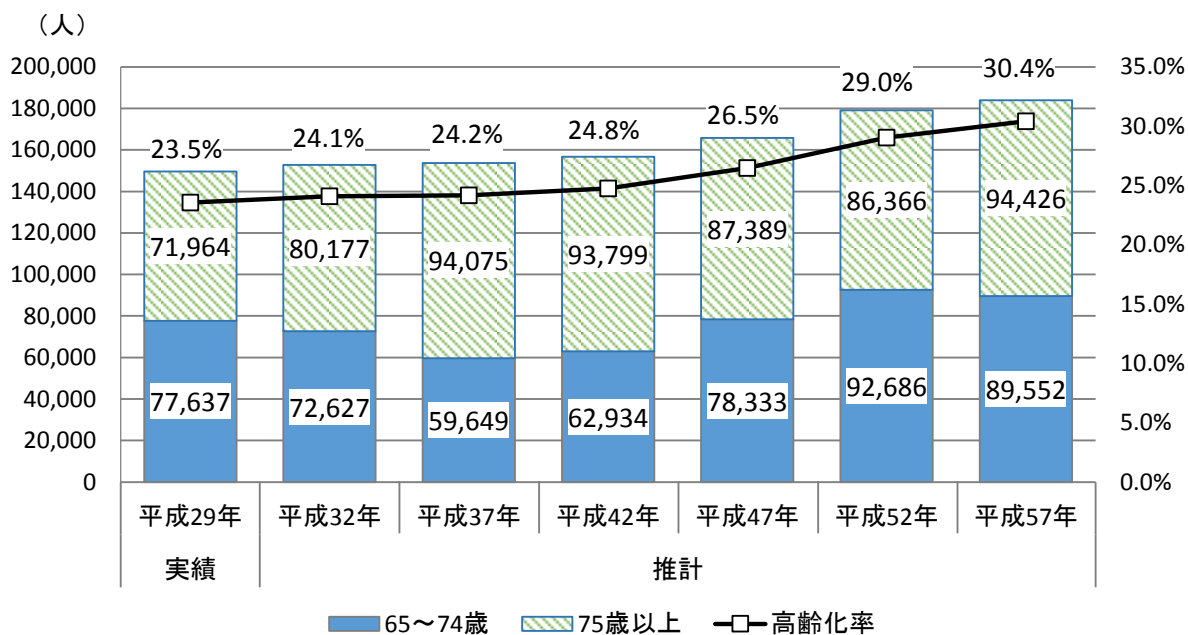
総人口の推計



※実績値は住民基本台帳による（平成29年10月1日時点）

※推計値は船橋市人口ビジョン策定基礎データを加工し作成

高齢者人口と高齢化率の推計



※実績値は住民基本台帳による（平成29年10月1日時点）

※推計値は船橋市人口ビジョン策定基礎データを加工し作成

2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

(1) ひとり暮らし高齢者数

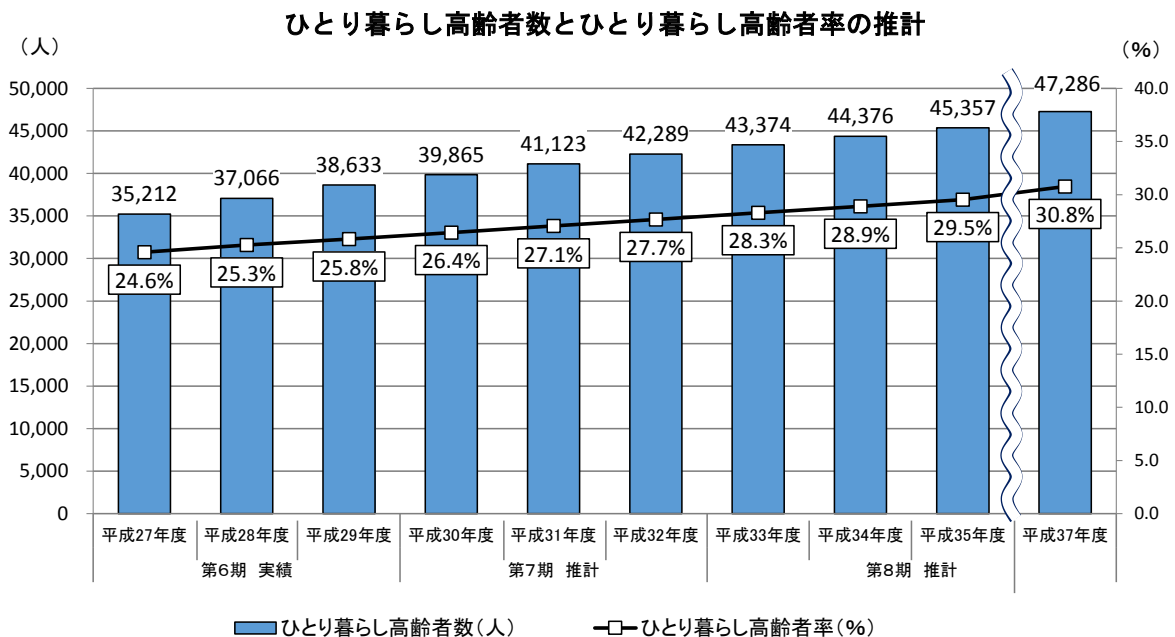
ひとり暮らし高齢者数については、高齢者人口の増加や核家族化の進行等により、平成29年度の38,633人から平成37年度には47,286人にまで増加するものと見込んでいます。

区分	第6期 実績			第7期 推計			第8期 推計			平成37年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
ひとり暮らし高齢者数(人)	35,212	37,066	38,633	39,865	41,123	42,289	43,374	44,376	45,357	47,286
高齢者人口(人)	143,197	146,682	149,601	150,769	151,981	152,803	153,308	153,500	153,616	153,724
ひとり暮らし高齢者率(%)	24.6%	25.3%	25.8%	26.4%	27.1%	27.7%	28.3%	28.9%	29.5%	30.8%

※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）

※高齢者人口、ひとり暮らし高齢者率の推計値は実績から推計、ひとり暮らし高齢者数の推計値は高齢者人口とひとり暮らし高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記



※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点）

※高齢者人口、ひとり暮らし高齢者率の推計値は実績から推計、ひとり暮らし高齢者数の推計値は高齢者人口とひとり暮らし高齢者率から推計（各年度10月1日時点）

※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

(2) 認知症高齢者数

認知症高齢者数については、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴い、平成29年度の15,685人から平成37年度には23,952人にまで増加するものと見込んでいます。

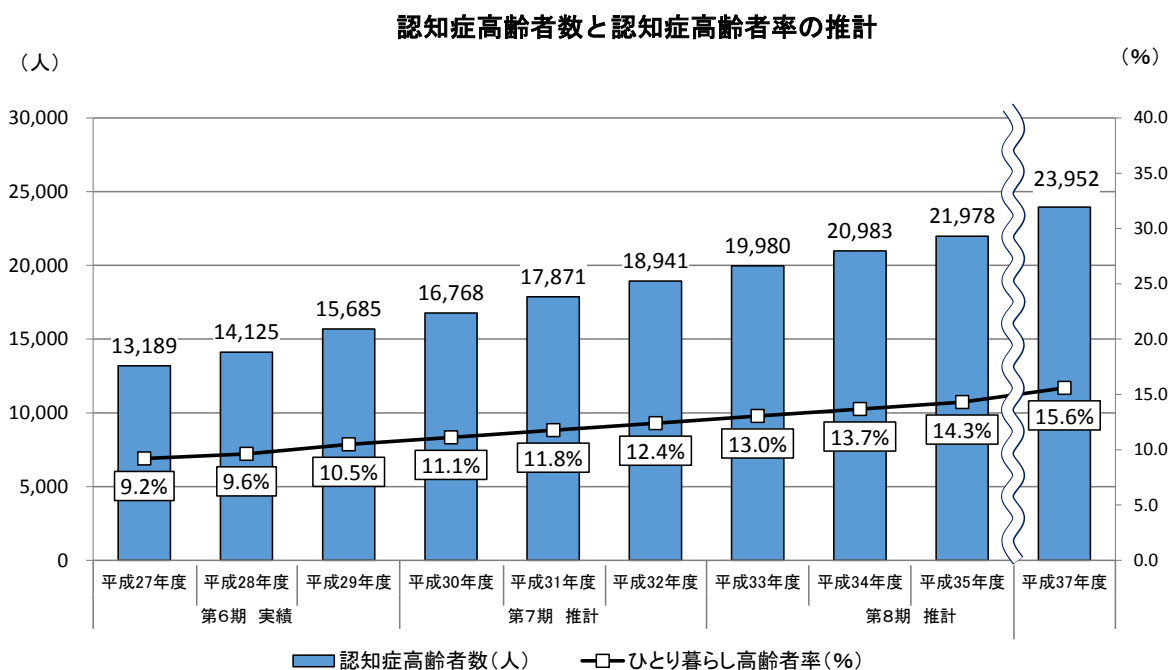
区分	第6期 実績			第7期 推計			第8期 推計			平成37年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
認知症高齢者数(人)	13,189	14,125	15,685	16,768	17,871	18,941	19,980	20,983	21,978	23,952
高齢者人口(人)	143,197	146,682	149,601	150,769	151,981	152,803	153,308	153,500	153,616	153,724
認知症高齢者率(%)	9.2%	9.6%	10.5%	11.1%	11.8%	12.4%	13.0%	13.7%	14.3%	15.6%

※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※実績値は住民基本台帳による(各年度10月1日時点)

※高齢者人口、認知症高齢者率の推計値は実績から推計、認知症高齢者数の推計値は高齢者人口と認知症高齢者率から推計(各年度10月1日時点)

※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記



※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※実績値は住民基本台帳による(各年度10月1日時点)

※高齢者人口、認知症高齢者率の推計値は実績から推計、認知症高齢者数の推計値は高齢者人口と認知症高齢者率から推計(各年度10月1日時点)

※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

第2部

ビジョンの実現に向けた 施策の展開

第1章 ビジョンと基本方針

第1節 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成ではひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯も急増しています。今後、特に団塊の世代（昭和22年～24年生まれを中心とした世代）が75歳以上になる平成37年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

平成28年に実施した高齢者生活実態調査結果では、本市の高齢者の多くが、医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続したいと考えており、このような高齢者の方のご希望を叶えるには、住み慣れた地域において「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていくことが必要となります。

本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあい都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進してきました。

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため5つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく
それぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築

健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

第2節 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

基本方針1 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境の整備及び確保は、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための基本的な条件であり、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、介護老人福祉施設等の施設の整備にも取り組んでいきます。

また、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせるような居住支援体制を構築するため、平成29年5月に船橋市居住支援協議会を設置し、同年7月より住まい探し等の相談窓口として「住まいるサポート船橋」を開設しています。

基本方針2 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

団塊の世代は、わが国の高度成長期を支えた知識や技能、経験を有しており、そうした方々と、その子供世代等さまざまな世代が触れ合う機会が増えることで、知識や技術等の伝承といった活力ある地域社会を創造することができます。

元気な高齢者も増加し、「仕事」「ボランティア」「趣味」等、心の豊かさや生きがい求めて様々な活動を行う人々も増加しています。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、本市では従来の介護予防給付事業を、平成28年3月に介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様なサービスを提供しています。

高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

基本方針3 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

国が検討している地域包括ケアシステムのあり方においては、自助を基本としながら共助・互助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組み等、隣近所の助け合いの関係が周りに広がり、民間の力を借りて様々なサービスと連携及び協力して地域を支えるような仕組みの充実を図ります。

助け合い活動などの支援体制づくりのために、平成30年度までに市内24地区コミュニティ全てに生活支援コーディネーターを配置します。また、行政が行う福祉や介護保険制度といった制度化されたサービスもこうした支援体制に加わることで、高齢者が自分らしく心身ともに安心して暮らせるようサービスの提供に努めます。

介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組んでいきます。

また、高齢者が生きがいを持って、地域の中や地域を越えて様々な活動をしていくためには、安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共交通機関等による移動手段が確保されていることと高齢者が移動しやすい環境が整えられることが必要です。そのため、交通が不便な地域にお住まいの方や高齢者の移動手段を確保する等、安心・安全なまちづくりの推進を図っていきます。

基本方針4 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めていきます。

また、病気を抱えても24時間365日を通じて必要なサービスを利用できれば住み慣れた地域での生活を継続することができます。ついては安心・安全な生活を営む上で必要となる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組んでいきます。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能の

強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。生活支援サービスにおいては、地域での支え合いやボランティア、NPO等様々なサービス主体が一体となることで、サービスが必要とされる高齢者の方へ提供できるよう地域ケア会議を推進し、体制づくりを進めていきます。

さらに、在宅ケア（在宅介護）を進めていくために、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を行う必要があります。今後、高齢者世帯の増加を踏まえ、より一層の介護者への支援を図ります。

平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者等、何らかの支援や介護を必要とする高齢者も増加することが見込まれるため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。さらに、ご本人やご家族の生活の質を高め、介護の負担を減らすため、認知症の早期発見に取り組んでいきます。

基本方針5 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

「地域包括ケアシステム」の構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となっています。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、在宅生活へ円滑に移行できる体制づくりと、医療が必要な重度の要介護者の在宅療養を支えるためには、切れ目のない医療と介護の連携によるサービスの提供が重要になります。

そのため、医療・介護関係団体がそれぞれ協力し、一体的な医療・介護サービスを受けられる仕組みづくりを行うことが必要となります。

医療・介護の必要性の高い要介護者の増加に対応するべく、在宅医療に関する技術力の向上及び人材の確保に努め、市民が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図っていくことが求められています。

本市では平成25年5月に医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークを設立し、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々のより緊密な連携協力体制を整備しています。

また、在宅医療に関する相談に対応するため、平成27年10月より保健福祉センター内に、在宅医療支援拠点ふなぽーとを開設しています。

第3節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予 防 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 地域での支え合い体制の確立 移動支援
	4. 介 護 いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医 療 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

第2章 基本方針別の事業

第1節 各基本方針の施策一覧

【施策一覧（目標値あり）】（★印の項目は重点項目）

基本方針 1. 住まい

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞ 住宅の質の向上					
★ 住宅のバリアフリー改修等に関する情報提供、相談	住まいづくり講演会参加人数	50 人	50 人	50 人	住宅政策課
★ 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	200 件	200 件	200 件	住宅政策課
★ 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10 件	10 件	10 件	住宅政策課
★ 高齢者向けの住宅改修の促進	高齢者住宅改造資金助成件数	129 件	136 件	143 件	高齢者福祉課 住宅政策課
	高齢者住宅整備資金貸付件数	1 件	1 件	1 件	
住宅改修支援事業	「理由書」作成件数	100 件	100 件	100 件	介護保険課
＜施策群＞ 多様な住まいの確保					
★ 市営住宅の計画的な供給	市営住宅新規供給戸数	平成 28 年度から平成 32 年度までに 110 戸 (市営住宅供給計画)			住宅政策課
★ 親・子世帯近居同居の支援	親・子世帯近居同居支援事業助成件数	50 件	50 件	50 件	住宅政策課
＜施策群＞ 居住の支援の充実					
★ 情報提供体制の構築	住まいの講演会参加人数	50 人	50 人	50 人	住宅政策課
★ 持ち家の活用	マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50 人	50 人	50 人	住宅政策課
★ 高齢者の住み替え支援	高齢者住み替え支援事業助成件数	10 件	10 件	10 件	住宅政策課
★ ひとり暮らし高齢者の見守り	緊急通報装置設置台数	1,862 台	2,016 台	2,172 台	高齢者福祉課
	声の電話訪問事業実利用者数	63 人	65 人	66 人	
	声の電話訪問事業訪問回数	3,024 回	3,120 回	3,168 回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
★居住支援の仕組み の構築	「住まいるサポート 船橋」による賃貸物件 成約件数	20 件	20 件	20 件	住宅政策課 地域包括ケア 推進課

基本方針 2. 予防

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞ 活動の場の提供					
★ふなばしシルバーリハ ビリ体操の推進	シルバーリハビリ体操 指導士養成講座 開催数	6 回	6 回	6 回	健康づくり課
	シルバーリハビリ体操 指導士養成数	180 人	180 人	180 人	
	シルバーリハビリ体操 延指導士数	690 人	870 人	1,050 人	
	シルバーリハビリ体操 延上級指導士数	10 人	10 人	10 人	
	シルバーリハビリ体操 指導士により開催され る延体操教室数	60 か所	70 か所	80 か所	
★公園を活用した健 康づくり事業の実施	公園を活用した健康 づくり事業実施公園数	40 か所	54 か所	54 か所	地域保健課
老人福祉センター	延年間利用者数	350,000 人	353,000 人	355,000 人	高齢者福祉課
老人憩の家	施設数	40 か所	40 か所	40 か所	高齢者福祉課
	延年間利用者数	51,000 人	51,000 人	51,000 人	
老人クラブ	クラブ数	263 クラブ	263 クラブ	263 クラブ	高齢者福祉課
	会員数	14,000 人	14,000 人	14,000 人	
老人生きがい広場	施設数	5 か所	5 か所	5 か所	高齢者福祉課
	延利用者数	14,500 人	14,500 人	14,500 人	
高齢者いきいき健康 教室	実参加高齢者数	670 人	670 人	670 人	高齢者福祉課
ひとり暮らし高齢者いき いき健康教室	実参加高齢者数	160 人	160 人	160 人	高齢者福祉課
市民スポーツ教室	教室数	9～10 教室	9～10 教室	9～10 教室	生涯スポーツ課
	延利用者数	1,300 人	1,300 人	1,300 人	
ひとり暮らし高齢者等 地域交流促進事業	延補助金交付団体数	15 団体	15 団体	15 団体	高齢者福祉課
	延参加高齢者数	700 人	700 人	700 人	
＜施策群＞ 健康づくりへの支援					
★ 特定健康診査受診 率、特定保健指導実 施率の向上及び健 診結果の活用、セル フマネジメント支援	特定健康診査受診率	50%	52%	54%	健康づくり課
	特定保健指導実施率	35%	40%	45%	

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
★市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	80 店舗	80 店舗	85 店舗	地域保健課
★栄養相談の充実	栄養相談者数	700 人	710 人	720 人	地域保健課
★成人期の歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査受診率	9 %	9 %	9 %	地域保健課
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	53.2%	54.0%	54.8%	健康づくり課
高齢者健やか活動支援事業	開催回数	6 回	6 回	6 回	高齢者福祉課
	延参加人数	300 人	300 人	300 人	
健康教育	健康教育開催回数	520 回	520 回	520 回	地域保健課
	延参加者数	14,790 人	14,790 人	14,790 人	
健康相談	健康相談開催回数	690 回	690 回	690 回	地域保健課
	延利用者数	12,420 人	12,420 人	12,420 人	
在宅介護支援教室	開催回数	80 回	65 回	65 回	包括支援課
＜施策群＞ 介護予防の推進					
★介護予防ケアマネジメントにおける自立支援効果の向上	事業評価・検討会議開催回数	5 回	—	—	包括支援課
	ケアマネジャー等向け研修会開催回数	2 回	3 回	3 回	
	市民向け講演会開催回数	1 回	3 回	3 回	
	事業実施圏域数	—	2～3 圏域 (試行的実施)	市内全圏域	
ふなばし市民大学 「いきいき学部」	実学生数	430 人	430 人	430 人	社会教育課
	延講座数	400 件	400 件	400 件	
公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	26 学級	26 学級	26 学級	社会教育課
	高齢者対象講座数	58 講座	60 講座	62 講座	
	高齢者学級の 実参加者数	3,900 人	3,900 人	3,900 人	
	高齢者対象講座の 実参加者数	5,220 人	5,400 人	5,580 人	
認知症についての 地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動	認知症サポーター 受講者数	8,000 人	8,000 人	8,000 人	包括支援課
	キャラバン・メイト養成研修の開催回数(隔年)	1 回	0 回	1 回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
認知症訪問支援サービス	延利用件数	405 件	416 件	426 件	介護保険課
認知症高齢者へのサービス提供	地域包括支援センター ー成年後見相談件数	1,230 件	1,620 件	1,630 件	包括支援課
	市長申し立て件数	35 件	35 件	35 件	
活動拠点整備事業	拠点での事業実施回数	1,621 回	1,681 回	1,681 回	地域福祉課

基本方針 3. 生活支援

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞生活支援サービスの提供					
★生活・介護支援サ ポーターの確保	サポーター養成講座 開催回数	年度 2 回	年度 2 回	年度 2 回	高齢者福祉課
	サポーター登録人数	395 人	417 人	443 人	
	登録者数(高齢者宅)	460 人	472 人	484 人	
★人材確保・ボラン ティアの掘り起こし	たすけあいの会	49 団体	54 団体	60 団体	地域福祉課
	ボランティア数	2,515 人	2,715 人	2,915 人	
軽度生活援助員の 派遣	実利用者数	695 人	714 人	731 人	高齢者福祉課
	派遣時間数	20,781 時間	21,349 時間	21,857 時間	
ファミリー・サポート・ センター	実利用会員数	618 人	638 人	657 人	高齢者福祉課
	実協力会員数	188 人	188 人	188 人	
	利用件数	4,202 件	4,338 件	4,468 件	
高齢者等食の自立 支援事業	配食サービス延配食数	11,384 食	11,689 食	11,995 食	高齢者福祉課
	配食サービス登録者数	149 人	153 人	157 人	
	栄養管理サービス 訪問回数	755 回	777 回	792 回	
	栄養管理サービス 利用者数	102 人	105 人	107 人	
寝具乾燥消毒 サービス	実利用人数	177 人	190 人	202 人	高齢者福祉課
	延派遣回数	1,522 回	1,634 回	1,737 回	
杖の支給	支給本数	437 本	441 本	443 本	高齢者福祉課
日常生活用具の 給付・貸与	自動消火装置給付数	16 件	16 件	17 件	高齢者福祉課
	電磁調理器給付数	43 件	44 件	45 件	
	シルバーカー給付数	90 件	91 件	92 件	
補聴器購入費用 助成事業	件数	81 件	88 件	95 件	高齢者福祉課
介護用品の支給等	実支給人数	2,232 人	2,308 人	2,381 人	高齢者福祉課
訪問理美容サービス	実利用者数	28 人	30 人	32 人	高齢者福祉課
	延訪問回数	69 回	74 回	79 回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
緊急一時支援事業	延派遣回数	36 回	37 回	38 回	高齢者福祉課
家族介護慰労金の 支給	延支給人数	3 件	3 件	3 件	高齢者福祉課
ふれあい収集事業	対象世帯数	300 世帯 (※10月より開始)	400 世帯	500 世帯	資源循環課 清掃センター
＜施策群＞ 地域での支え合い体制の確立					
★地域ケア会議の 充実・地域課題 への取り組み	講演会開催回数	9 回	12 回	15 回	包括支援課
ミニデイサービス事業 補助金交付事業	実施回数	672 回	696 回	720 回	地域福祉課
ふれあいいきいきサロ ン事業補助金事業	実施回数	667 回	667 回	667 回	地域福祉課
保健と福祉の 総合相談窓口事業	延相談件数	14,750 件	14,750 件	14,750 件	地域福祉課
ひとり暮らし高齢者等 見守り活動支援 事業	見守り対象高齢者数	2,887 人	3,025 人	3,179 人	高齢者福祉課
	補助金交付団体数	41 団体	43 団体	46 団体	
＜施策群＞ 移動支援					
★高齢者支援協力 バスの活用	利用登録者数	6,450 人	6,700 人	6,950 人	道路計画課
	延利用者数	21,500 人	22,000 人	22,500 人	
★駅改札内外のバリ アフリー化	整備実施駅数	1 駅	2 駅	1 駅	道路計画課
★バス待ち環境の改 善（バス上屋・ ベンチ設置）	停留所施設整備数	国・県道 6 か所 市道 14 か所	国・県道 6 か所 市道 14 か所	国・県道 6 か所 市道 14 か所	道路計画課 道路建設課
高齢者福祉タクシー	延交付者数	8,312 人	8,892 人	9,499 人	高齢者福祉課
	延利用枚数	58,169 枚	62,228 枚	66,475 枚	
その他					
★高齢者を狙った 犯罪・消費者 被害	出前講座	32 回	32 回	32 回	消費生活 センター
	消費者講座	10 回	10 回	10 回	
	消費者月間記念 講演会	1 回	1 回	1 回	
	民生委員等研修会	10 回	10 回	10 回	
	消費生活モニター 事業	9 回	9 回	9 回	
	生き活き展の開催	1 回	1 回	1 回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
	暮らしの情報の発行	3回	3回	3回	
	老人福祉センター 定期出張相談・啓発	56回	56回	56回	
★高齢者虐待防止 の体制	運営委員会開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	担当者会議開催回数	12回	12回	12回	
高齢者虐待防止の 周知と啓発	虐待に係る相談件数	1,580件	2,070件	2,080件	包括支援課
成年後見制度利用 支援事業	後見人報酬助成件数	76件	81件	87件	高齢者福祉課
成年後見制度普及 事業	開催回数	2回	2回	2回	包括支援課
	参加者数	300人	300人	300人	

基本方針 4. 介護

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞ 介護サービスの質の確保					
★介護人材の確保	市内事業所 実就業者数	140 人	140 人	140 人	介護保険課
★認知症訪問支援サ ービス（市町村 特別給付）の拡充	延利用件数	405 件	416 件	426 件	介護保険課
★介護保険訪問看護 職員雇用促進事業 の実施	補助対象常勤換算数	585 人	585 人	585 人	介護保険課
介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣 件数	996 件	1,068 件	1,140 件	高齢者福祉課
	派遣施設数	47 か所	50 か所	53 か所	
生活・介護支援サポ ーター事業	登録施設数	8 か所	8 か所	9 か所	高齢者福祉課
＜施策群＞ 地域包括支援センターの機能強化					
★在宅介護支援セン ターから地域包括 支援センターへの 移行	地域包括支援センター 設置数	10 か所	13 か所	13 か所	包括支援課
	地域包括支援センター 相談件数	37,200 件	48,800 件	49,100 件	
	在宅介護支援センター 相談件数	21,200 件	18,100 件	18,200 件	
★地域ケア会議の 充実・地域課題 への取り組み 【再掲】	講演会開催回数	9 回	12 回	15 回	包括支援課
実態把握	実態把握件数	980 件	830 件	840 件	包括支援課
相談協力員研修会	参加者数	300 人	300 人	300 人	包括支援課
	研修会開催数	1 回	1 回	1 回	
介護支援専門員 研修事業	介護支援専門員研修 会延参加者数	420 人	420 人	420 人	包括支援課
	介護支援専門員研修 会開催数	3 回	3 回	3 回	
	主任介護支援専門員 研修会実参加者数	70 人	70 人	70 人	
	主任介護支援専門員 研修会開催数	1 回	1 回	1 回	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞ 認知症対策の推進					
★認知症初期集中 支援チーム・認知症 地域支援推進員の 設置	認知症初期集中支援 チーム	医師会と協議した 上で、5チーム体 制に移行します。	5チーム体制で実施します。		包括支援課
	認知症地域支援 推進員	研修を受講し、 継続して配置し ます。	委託型地域包 括支援センターの 増設に伴い、増 員します。	研修を受講し、 継続して配置し ます。	
★本人や家族の交流 の場や、本人の社会 参加や生きがいに つながる場の創出	認知症カフェ PR 事業登録件数	30 件	45 件	60 件	包括支援課
	認知症カフェ 運営補助金交付件数	15 件	15 件	15 件	
	認知症カフェ 交流会開催回数	2 回	2 回	2 回	
★認知症の人や家族 を地域で見守り、 支え合う体制の 構築	徘徊模擬訓練 実施地区数 （新規開催分）	5 地区	5 地区	4 地区 ※24 地区全て の訓練を実施	包括支援課
	メモリーウォーク 開催回数	1 回	1 回	1 回	
★やすらぎ支援員訪問 事業の制度周知	登録者数	76 人	81 人	86 人	高齢者福祉課
認知症家族交流会	認知症者の家族 交流会開催数	6 回	6 回	6 回	包括支援課
	延参加者数	115 人	115 人	115 人	
	相談件数	180 件	180 件	180 件	
認知症相談事業	相談件数	180 件	180 件	180 件	包括支援課
認知症予防教室	実参加人数	670 人	690 人	710 人	健康づくり課
S O Sネットワーク	依頼件数	40 件	43 件	47 件	高齢者福祉課
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	利用人数	75 人	80 人	85 人	包括支援課
＜施策群＞ 介護サービスの円滑な利用					
★相談窓口の多様化	事業協力施設数	-	100 か所 (5 地区× 20 か所)	150 か所 (5 地区× 30 か所)	地域包括ケア 推進課
介護保険事業の普及 啓発	介護保険・高齢者 福祉ガイド発行部数	35,000 部	35,000 部	35,000 部	介護保険課
	介護保険のてびき (小冊子)発行部数	9,500 部	9,000 部	8,500 部	
	出前講座開催回数	20 回	15 回	15 回	
	出前講座参加人数	400 人	300 人	300 人	

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護保険利用者負担 助成事業	認定者数	150人	150人	150人	介護保険課
介護老人福祉施設 利用者負担対策事業	認定者数	60人	62人	64人	介護保険課
介護給付等費用 適正化事業	認定調査結果 確認件数	7,400件	7,500件	7,600件	介護保険課
	ケアプラン 点検事業所数	40か所	40か所	40か所	
	住宅改修等の 現地調査件数	60件	60件	60件	
	縦覧点検・医療情報 との突合等件数	25,000件	25,000件	25,000件	
	介護給付費通知 送付数	79,500件	81,500件	83,500件	
要介護認定適正化 事業	要介護認定適正化 研修	-	1回	-	介護保険課

基本方針 5. 医療

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞ 在宅医療の推進					
★在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修開催回数	3 回	3 回	3 回	地域包括ケア推進課
	実践研修開催回数	2 回	2 回	2 回	
	アドバンス研修開催回数	2 回	2 回	2 回	
★在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぽーと）	在宅医紹介制度登録医療機関数	43 機関	46 機関	49 機関	健康政策課
★在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぽーと、在宅医療・介護の講演会・相談会）	市民公開講座開催回数	1 回	1 回	1 回	健康政策課
	在宅医療・介護の講演会・相談会開催回数	10 回	10 回	10 回	
★在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	310 機関	330 機関	350 機関	地域包括ケア推進課
★医療・介護関係者の情報共有の支援	システム操作体験会開催回数	10 回	10 回	10 回	健康政策課
在宅医療の推進	訪問診療件数	5,709 件	5,738 件	5,767 件	健康政策課 地域包括ケア推進課
	在宅医療実施医療施設数	65 施設	69 施設	73 施設	
在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの症例検討会等の開催回数	30 回	30 回	30 回	地域包括ケア推進課
＜施策群＞ 地域医療連携の推進					
★かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ65 歳以上の市民の割合	54.1%	57.0%	60.0%	健康政策課
＜施策群＞ 看護職の確保					
★看護職の復職支援	就業看護職員数	4,539 人	4,648 人	4,757 人	健康政策課
★介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数	585 人	585 人	585 人	介護保険課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

施策名	指標	年度			担当課
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
＜施策群＞ 地域リハビリテーションの推進					
★地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション 拠点事業 リハビリ関係者向け 地区勉強会開催回数	3 回	3 回	3 回	健康政策課
	地域リハビリテーション 拠点事業 リハビリ関係者向け 研究大会開催回数	2 回	2 回	2 回	
	地域リハビリテーション 拠点事業 市民向け講演会 開催回数	2 回	2 回	2 回	
	訪問リハビリ 提供施設数	13 施設	14 施設	16 施設	
＜施策群＞ 歯科口腔保健の推進					
★訪問歯科診療の 充実	訪問歯科診療事業 件数（さざんか・ かざぐるま）	663 件	706 件	718 件	健康政策課
★口腔保健支援事業 の実施	口腔ケア講習会・ 市民講演会開催回数	4 回	4 回	4 回	健康政策課

【施策一覧（重点事業・目標値なし）】

基本方針	施策群	事業名	担当課
住まい	住宅の質の向上	賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進	住宅政策課 高齢者福祉課
		高齢化しているマンション管理組合の支援	住宅政策課
	多様な住まいの確保	質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給	住宅政策課
		空き家等の有効活用	住宅政策課
予防	活動の場の提供	既存事業における各種プログラムのメニュー化	健康づくり課
	健康づくりへの支援	運動器チェック事業の創出	健康づくり課 地域包括ケア推進課
	介護予防の推進	一般介護予防事業の実施（介護予防教室）	健康づくり課
生活支援	生活支援サービスの提供	買い物弱者対策	生活支援部会
		ワンコインサービスの周知	高齢者福祉課
		生活支援コーディネーターの活動の活性化	地域福祉課
	地域での支え合い体制の確立	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備	障害福祉課
		生活保護受給高齢者の見守り体制の強化	生活支援課
	移動支援	高齢ドライバーへの対応	生活支援部会
介護	介護サービスの量の確保	特別養護老人ホームの整備	高齢者福祉課
		介護老人保健施設の整備	高齢者福祉課
		特定施設の整備	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）	高齢者福祉課
		地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）	高齢者福祉課
		施設整備全体	高齢者福祉課
	多様なサービスの提供	生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】	地域福祉課
	地域包括支援センターの機能強化	相談支援の充実強化	包括支援課
	認知症対策の推進	成年後見制度の利用促進	各関係課
	介護サービスの円滑な利用	介護サービス事業所情報の提供	介護保険課
		地域共生社会の実現に向けた取り組み	各関係課
医療	在宅医療の推進	顔の見える関係づくりの推進 （在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）	地域包括ケア推進課
		在宅医療のコーディネーターの機能強化	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護連携に関する相談支援 （在宅医療支援拠点ふなぽーと）	健康政策課
		在宅医療の資源の把握	地域包括ケア推進課
		在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）	地域包括ケア推進課
	地域医療連携の推進	後方支援の担い手等の支援体制の確立及びグループ診療の推進	地域包括ケア推進課

第2節 各基本方針の重点事業

基本方針 1. 住まい

○住宅の質の向上

1 住宅のバリアフリー改修等に関する情報提供、相談（住宅政策課）

高齢者ができるだけ長く自宅で住み続けるために必要となる住宅のバリアフリー改修や断熱改修、耐震診断・改修等の住宅の安全・安心に向けた取り組みについて、建築士関係団体や市の福祉部門と連携した講演会を開催し、情報提供を行います。

また、安全な住環境を整備するため、建築士や増改築相談員等の専門家の協力により、建築住宅相談、増改築相談等を行い、住宅のバリアフリー改修等を推進します。

	30 年度	31 年度	32 年度
住まいづくり講演会参加人数	50 人	50 人	50 人

2 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が、自宅を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合に、バリアフリー化等（バリアフリー改修、断熱改修）の費用の一部を助成します。また、自宅のバリアフリー化等を促進するため、支援内容の見直しを検討します。

さらに、「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」の参加者に周知するなど、要介護状態となる前のバリアフリー化等の必要性を啓発します。

	30 年度	31 年度	32 年度
住宅バリアフリー化等支援事業 助成件数	200 件	200 件	200 件

3 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

マンション管理組合が、マンションの出入口や共用廊下の段差解消、共用階段への手すり設置等、共用部分のバリアフリー化等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

また、マンション管理組合を対象とした、大規模修繕、長期修繕計画等をテーマとした講演会や出前セミナー等において、共用部分のバリアフリー化等の必要性等について普及啓発します。

	30 年度	31 年度	32 年度
分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10 件	10 件	10 件

4 高齢者向けの住宅改修の促進（高齢者福祉課・住宅政策課）

介護を必要とする方のために、高齢者住宅改造資金助成事業、高齢者住宅整備資金貸付事業の活用を促進することで、高齢者の住まいの改修を支援します。

また、民生委員、ケアマネジャー、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等、多様な専門職を対象に、住宅改修に関する講演会への参加を促し、住宅改修の知識を持った専門職を増やすとともに専門職同士のネットワークづくりを促進します。それにより、住宅改修に関する相談体制の充実を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
高齢者住宅改造資金助成件数	129 件	136 件	143 件
高齢者住宅整備資金貸付件数	1 件	1 件	1 件

5 賃貸住宅のバリアフリー改修等の促進（住宅政策課・高齢者福祉課）

新たな住宅セーフティネット制度※の活用による登録住宅の改修に対する支援について情報提供します。

また、民間賃貸住宅に住む介護認定を受けている方が、バリアフリー改修を必要とする場合、高齢者住宅改造資金助成事業により、その費用の一部を助成します。

※ 賃貸住宅への入居を断られやすい単身高齢者や低所得者向けに、空き家や空き部屋を活用する新たな制度

6 高齢化しているマンション管理組合の支援（住宅政策課）

入居者の高齢化が進み、マンション管理の担い手が少なくなった分譲マンションについて、マンション管理士、建築士を派遣することにより、適切な管理ができるように支援します。

○多様な住まいの確保

7 市営住宅の計画的な供給（住宅政策課）

市営住宅供給計画に基づき、住宅セーフティネットである市営住宅の供給を計画的に行います。

また、市営住宅の優先入居の制度を活用して、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が入居しやすくなる取り組みを引き続き行います。

今後は、建物のバリアフリー化や安否確認サービス、高齢者の生活を支援する施設の併設等により、高齢者が安心して居住できる市営住宅であるシルバーハウジングプロジェクト^{※1}について研究します。

さらに、市営住宅の一定のバリアフリー化^{※2}について検討します。また、市営住宅の一部の住戸に設置されている緊急通報装置について、緊急時における警備員の駆け付けや、センサーによる24時間体制の見守りなど、安否確認を強化した新たなサービスの検討を行います。

	30年度	31年度	32年度
市営住宅新規供給戸数	平成28年度から平成32年度までに110戸 (市営住宅供給計画)		

※1 生活相談や安否の確認、緊急時対応を行うライフサポートアドバイザー（LSA）を配置した公営住宅

※2 2か所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消（住生活基本計画（全国計画）平成28年3月）

8 質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたり、事業者には「船橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」による配慮を求めることで、質の高い高齢者向け住宅の供給を図ります。

また、事業者が入居者に適切な医療・介護サービスが提供されるよう必要な協議を行い、入居者が必要とするサービスを地域で受けることができるよう、医療・介護サービス事業所との連携を促進します。

さらに、事業者が地域の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されるよう、適正な運営を促進します。

これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅に対し、定期報告や立入検査等を行うことにより、適正な運用を促進します。

9 親・子世帯近居同居の支援（住宅政策課）

子供から高齢者までの多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう、親と子と孫からなる三世帯近居・同居に対する費用の一部を助成します。

また、親世帯、子世帯がUR都市機構の定めるエリア内で対象となるUR賃貸住宅を新たに契約し、近居することになった場合、契約したUR賃貸住宅の家賃を、一定期間引きする制度の周知を行います。

	30 年度	31 年度	32 年度
親・子世帯近居同居支援事業 助成件数	50 件	50 件	50 件

10 空き家等の有効活用（住宅政策課）

船橋市居住支援協議会を通して関係団体等と連携し、高齢者向けのシェアハウス※¹やグループリビング※²、グループホーム、地域のサロン等として幅広く利活用するなど、空き家・空き室の利活用の手法を検討します。

また、空き家・空き室を新たな住宅セーフティネット制度の入居を拒まない賃貸住宅として登録するよう、宅地建物取引業者等を通じて周知を図ります。

※1 複数人で住居を借り、台所、風呂などは共同で利用するが、個室がある住まい

※2 ひとり暮らしの高齢者や高齢の夫婦などがお互い助け合いながら共同生活を送る住居

○居住の支援の充実

11 情報提供体制の構築（住宅政策課）

セミナーや相談会の開催、広報紙やホームページでの情報提供等により、高齢者の住まいに係る情報を提供します。

高齢者の住まいに関する総合的な相談窓口の設置を、住宅部局と福祉部局が連携して検討します。

	30 年度	31 年度	32 年度
住まいの講演会参加人数	50 人	50 人	50 人

12 持ち家の活用（住宅政策課）

高齢者が、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を活用して、自宅を子育て世帯等に貸し付け、その家賃収入を住み替え先の家賃に充てることで、適切な住まいに住み替えることを支援します。

また、自宅に住みながら持ち家を資産として活用する社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の「不動産担保型生活資金制度」（いわゆるリバースモーゲージ制度※）や独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」等の取り組みについて情報提供を行います。

	30 年度	31 年度	32 年度
マイホーム借上げ制度説明会参加人数	50 人	50 人	50 人

※ 自宅を担保にして銀行などの金融機関から借金をし、その借金を毎月（あるいは毎年）受け取る一種の年金制度

13 高齢者の住み替え支援（住宅政策課）

高齢者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じて住み替えをする場合等に、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう、転居にかかる費用の一部を助成します。

平成 29 年度からUR賃貸住宅への住み替えも助成対象に追加したところであり、今後も引き続き事業に取り組みながら、助成対象となる住み替え要件の拡大や、よりよい周知方法等を検討していきます。

また、家賃の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等の理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者世帯等に対して、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住みいるサポート船橋」を通じて、住宅情報の提供や居住支援サービスの紹介を行うとともに、低所得者に家賃等債務保証契約時に要する費用の一部を助成する「民間賃貸住宅入居支援事業」について、新たな住宅セーフティネット制度の活用による家賃債務保証料の低廉化等の見直しを検討します。

	30 年度	31 年度	32 年度
高齢者住み替え支援事業助成件数	10 件	10 件	10 件

14 ひとり暮らし高齢者の見守り（高齢者福祉課・地域福祉課）

高齢者が閉じこもりになったり、地域とのコミュニケーションがなくならないように、地域住民等と連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるようなネットワークの構築を図ります。

ひとり暮らし高齢者については、引き続き、緊急通報装置の貸与、声の電話訪問により安否確認を行います。

また、突発的な病気等の緊急時や災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
緊急通報装置設置台数	1,862 台	2,016 台	2,172 台
声の電話訪問事業			
実利用者数	63 人	65 人	66 人
訪問回数	3,024 回	3,120 回	3,168 回

15 居住支援の仕組みの構築（住宅政策課・地域包括ケア推進課）

高齢者からの住まいに関する相談について、個別具体の課題を解決するため、平成 29 年度に船橋市居住支援協議会を設立し、相談窓口「住まいるサポート船橋」を開設しました。

「住まいるサポート船橋」を通じて、不動産関係団体と連携し高齢者等が入居できる賃貸物件情報を提供し、入居後には、住宅部局と福祉部局、関係機関、関係事業者等が連携して居住支援サービス※を提供します。

今後は「住まいるサポート船橋」の相談事例を踏まえ、居住支援サービスの内容の拡充等について検討します。

また、船橋市居住支援協議会を通して関係団体等と連携し、高齢者向けのシェアハウスやグループリビング、グループホーム、地域のサロン等として幅広く利活用するなど、空き家・空き室の利活用の手法を検討します。

	30 年度	31 年度	32 年度
「住まいるサポート船橋」による賃貸物件成約件数	20 件	20 件	20 件

※ 入居後の生活を支援する緊急通報装置の設置や死後の手続きなどのサービス

基本方針 2. 予防

○活動の場の提供

1 ふなばしシルバーリハビリ体操の推進（健康づくり課）

健康寿命の延伸を目的とし、平成 37 年の本市の 65 歳以上人口の約 100 人に 1 人の割合で初級指導士を養成することを目標に推進するとともに、平成 30 年度からは各地区において初級指導士が活動できるようにマネジメントを行って頂くための上級指導士の養成も行っています。また、公民館での体験教室、出前講座での体操教室、体操指導士による体操教室の開催及びその支援を行う体操普及事業を実施していきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
シルバーリハビリ体操指導士養成講座 開催数	6 回	6 回	6 回
シルバーリハビリ体操指導士養成数	180 人	180 人	180 人
シルバーリハビリ体操延指導士数	690 人	870 人	1,050 人
シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10 人	10 人	10 人
シルバーリハビリ体操指導士により 開催される延体操教室数	60 か所	70 か所	80 か所

2 公園を活用した健康づくり事業の実施（地域保健課）

生涯にわたる健康づくりの一環として、幅広い世代を対象に、市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的に継続して実施できることを目的としています。自治会連合協議会との共催で行っており、公園で健康づくりメニューが提供できる市民団体を協力員とし、平成 27 年度に 3 か所のモデル公園で開始、平成 28 年度から順次協力団体を募り実施公園を増やし、平成 31 年度までに 54 か所程度の公園で実施を目指します。

公園が少ないエリアへは、地域ケア会議や保健師の地区活動を通じて、事業紹介や活動団体の情報収集を積極的に行っていきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
公園を活用した健康づくり 事業実施公園数	40 か所	54 か所	54 か所

3 既存事業における各種プログラムのメニュー化（健康づくり課）

住み慣れた地域で行われている介護予防に資する活動を見つけるために、簡潔で分かりやすい情報を提供する必要があります。

各地区社会福祉協議会や公民館に協力いただき、地域で年間を通じて実施されているミニデイサービスやふれあいいきいきサロン、また公民館事業などを紹介する印刷物を作成し、気軽に問い合わせ、参加できるようにすることで、閉じこもり等を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

○健康づくりへの支援

4 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援（健康づくり課）

特定健康診査では40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に実施され、内臓脂肪症候群の早期発見と予防を目的とした健康診査を行っています。また、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された人に対し、特定保健指導を実施しています。

目標値に近づくための新たな取り組み事例について研究し、実施率等を向上させることで、健康寿命の延伸を図っていきます。

また、健診結果から生活習慣病のリスク判定以外の指標により、介護予防を必要とする者を把握するなど、健診結果の有効活用を検討するとともに、特定保健指導修了者が、自ら生活習慣病の予防継続と今後の運動機能の低下等を予防するため、日常生活の中で自ら実施するためのセルフマネジメントが確立できる支援を行います。

	30年度	31年度	32年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%

5 運動器チェック事業の創出（健康づくり課・地域包括ケア推進課）

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）が従事する医療機関・介護事業所、柔道整復師が従事する柔道整復施術所、その他整体師等が従事する施術所も候補として、運動器チェックの実施を検討します。対象者として、当面は65歳、70歳、73歳、75歳以上で、要介護認定を受けていない方を想定しています。市民への周知方法としては、基本チェックリストの送付時に案内を同封する方法を基本として、各事業所の一覧から身近な事業所等へ受検の電話予約の上参加していただくことを予定しています。

6 市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備（地域保健課）

高齢化の進展により、地域の高齢者等が身近な飲食店で健康・栄養状態を適切に保つことができ、かつ口から食べる楽しみを十分に得られるような食環境の整備が求められています。平成27年県民健康・栄養調査より、千葉県では全ての年代で食塩を2g以上目標量より過剰に摂取している状況です。

塩分控えめ・野菜たっぷりメニュー・摂食嚥下に配慮した食事の提供等により市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等の登録店舗数を拡充します。飲食店等でも市民が自分自身の状況にあった望ましい食事が選択できるように適切な情報提供を行い、市民自らの健康づくりの支援を図っていきます。

	30年度	31年度	32年度
市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等 店舗数	80店舗	80店舗	85店舗

7 栄養相談の充実（地域保健課）

地域の高齢者が、生活習慣病の重症化予防、健康寿命の延伸につなげるため、身近な相談先として保健センターを活用し、自分に合った食事や食事のとり方を知ることができるよう栄養相談事業の充実を図ります。

広報、ホームページ、ポスターなどにより、保健センターや公民館など身近な場所で栄養相談ができることの周知を図ります。

	30年度	31年度	32年度
栄養相談者数	700人	710人	720人

8 成人期の歯科健康診査の実施（地域保健課）

今まで、40 歳以上 10 年ごとの年齢を対象としていた歯周疾患検診を、成人歯科健康診査と名称を変更し、20 歳・30 歳・65 歳についても対象として加え、さらに 65 歳及び 70 歳の健診項目に口唇・舌・嚥下機能の診査を追加しました。

拡大した対象者も含め、受診票を個別に送付するとともに、広報・ホームページ・ポスターにより広く周知活動を行っていきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
成人歯科健康診査受診率	9%	9%	9%

○介護予防の推進

9 一般介護予防事業の実施（介護予防教室）（健康づくり課）

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進し、介護予防を機能強化する観点から一般介護予防事業として、①介護予防把握事業（基本チェックリスト送付）、②介護予防普及啓発事業（介護予防教室）、③地域介護予防活動支援事業（アクティブシニア補助金）、④一般介護予防事業評価事業（JAGES 調査）、⑤地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリ専門職派遣）を実施しています。

各事業の利用者にアンケートを実施し、要望を把握するとともに、定期的に広報紙に掲載し周知を図ります。

また、介護予防の視点から前期高齢者が目的を持って外出する仕組みづくりや、ひとり暮らしの男性が外出するきっかけ作りの創出を検討するとともに、個々の健康状態等から選択できるプログラムの提供として、新たに「フレイル※」を主眼とした対象者の把握と外出機会を促す取り組みについて検討します。

※「フレイル」とは、「加齢とともに、心身の活力（例えば運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存の影響もあり、生活機能が障害され心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されています。

出典：平成 29 年 4 月「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン 暫定版」
厚生労働省保険局高齢者医療課

10 介護予防ケアマネジメントにおける自立支援効果の向上（包括支援課）

介護保険法第1条及び第4条に自立支援に向けた介護保険サービスの活用が掲げられていますが、現在、ケアマネジメントの取り組みにおいて、サービス利用が目的とみられるものが少なくありません。対象者の自立に向けたケアプランの作成や、本人の状況に応じた適切なサービス提供等の支援の確立が課題となっています。

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの確立を目指すため、ケアマネジャーが行う事前評価等のアセスメント時に、医療機関等に所属するリハビリテーション専門職が同行訪問し、利用者の心身機能から生活機能、生活環境等を多角的に評価し、助言を行います。それにより、ケアマネジャー及びサービス事業者等関係者が自立支援に向けたケアマネジメントを実施し、利用者が自立支援の意識を持ち生活に取り組むことができるよう支援します。

また、ケアマネジャー等の専門職を対象に自立支援型ケアマネジメントについての研修会を開催します。あわせて、市民向けに自立支援に向けた介護予防サービスの利用方法等についての講演会を開催し、周知を図っていきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
事業評価・検討会議開催回数※	5 回	-	-
ケアマネジャー等向け研修会 開催回数	2 回	3 回	3 回
市民向け講演会開催回数	1 回	3 回	3 回
事業実施圏域数	-	2～3圏域 (試行的実施)	市内全圏域

※ 31 年度以降は、包括支援課及び地域包括支援センター内部で事業の評価・検討を実施します。

基本方針 3. 生活支援

○生活支援サービスの提供

1 買い物弱者対策（生活支援部会）

地区によっては、高齢化や生鮮三品（青果・鮮魚・精肉）店の退店の影響により、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々（買い物弱者）が発生しています。地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織である買い物支援作業部会において、市内の買い物弱者の現状を把握・分析し、現在実施している宅配ガイドブックの配布以外にも、必要な支援を検討していきます。

2 生活・介護支援サポーターの確保（高齢者福祉課）

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、高齢者宅や介護施設に派遣しています。

平成 28 年度にサポーター養成講座を 2 回開催し、29 人のサポーターを養成しました。

今後、介護を必要とする高齢者の更なる増加が予想される中で、安定的に生活支援サービスを提供できるようサポーターを養成し、ボランティアの人材確保を継続していきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
サポーター養成講座開催回数	年度 2 回	年度 2 回	年度 2 回
サポーター登録人数	395 人	417 人	443 人
登録者数（高齢者宅）	460 人	472 人	484 人

3 人材確保・ボランティアの掘り起こし（地域福祉課）

現在、「たすけあいの会」は37団体ありますが、市内の西・南側にはないため、まずは市内全域に発足させる必要があります。また、ボランティアにおいても高齢化が進んでいるため、新たな人材を発掘し、ボランティアを養成する必要があります。

たすけあいの会の発足と、ボランティアの確保については、地域福祉支援員が出前講座を行うことで周知を図るとともに、生活支援コーディネーターが各地区で掘り起こしを行うことで解決を図っていきます。また、ボランティア新規獲得の一助になるよう、（仮称）たすけあいポイントの導入が可能かどうかを、地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織であるボランティア作業部会において研究していきます。

	30年度	31年度	32年度
たすけあいの会	49団体	54団体	60団体
ボランティア数	2,515人	2,715人	2,915人

4 ワンコインサービスの周知（高齢者福祉課）

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団において、70歳以上の世帯を対象に、1回500円で30分以内でできる軽易な生活援助（ワンコインサービス）を行っています。

事業団では、広報紙への掲載、市民まつりや福祉まつりでのチラシの配布、公共施設へのチラシの備え置き等を行っていますが、今後も、更なる周知に努めます。

5 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）

現在、生活支援コーディネーターの配置を進めており、平成30年度中には全地区への配置が完了する予定であることから、今後は生活支援コーディネーターの活動を活性化させるための支援が重要になってきます。

特に、地域の特性に合ったサービスを提供できるよう、利用者のニーズを把握するための調査の実施を生活支援コーディネーターに促していく必要があります。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行っています。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促していきます。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討していきます。

○地域での支え合い体制の確立

6 地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み（包括支援課）

地域包括ケアを推進するためには、地域関係者に加え、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会（三師会）を中心とした医療関係機関や介護事業所の専門職の参加が不可欠です。また、地域の課題解決への取り組みを進めるためには、会議に参加している構成員の所属団体にも地域ケア会議の役割を理解してもらい、協力を得る必要があります。そのために、地域ケア会議の役割や具体的な取り組み等について事例集などを作成するとともに、各地区の地域ケア会議が主体となり、認知症高齢者徘徊模擬訓練や講演会などを開催し、周知を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
講演会開催回数	9 回	12 回	15 回

7 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備（障害福祉課）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における支援体制を整備する必要があります。

地域における支援体制について船橋市自立支援協議会の部会等で協議を行っており、その支援を行うための地域生活支援拠点事業を平成 32 年度末までに実施します。

8 生活保護受給高齢者の見守り体制の強化（生活支援課）

生活保護受給者のうち 65 歳以上の方が占める割合が高く、年々増加しているため、見守り体制の強化が必要となります。

現状、高齢者世帯に対しては、少なくとも3ヶ月に1回以上は訪問を行い、生活状況を確認しています。今後とも、定期的な訪問による見守りを継続するとともに、特に親族及び地域との交流を望まない世帯については、民生委員等に協力を依頼するなど総合的な見守り体制の強化を行っていきます。

○移動支援

9 高齢者支援協力バスの活用（道路計画課）

高齢者の移動支援事業として自動車学校・教習所の協力により教習生送迎用バスに 65 歳以上の高齢者（登録者）が乗車できる事業に加え、医療センターへのアクセス確保を目的として、老人福祉センター送迎バスの空き時間を活用した移動支援事業を実施しています。

現在は、自動車学校・教習所（4事業所）による5ルート、老人福祉センター（4センター）による 12 ルートを運行しています。いずれの事業についても、バスを利用する際は、「交通不便地域支援事業パスカード」の提示が必要です。

地元要望、利用者累計をもとに、交通不便地域において利用者数の増加が図れるルート設定を行います。

	30 年度	31 年度	32 年度
利用登録者数	6,450 人	6,700 人	6,950 人
延利用者数	21,500 人	22,000 人	22,500 人

10 駅改札内外のバリアフリー化（道路計画課）

高齢者の移動における利便性、安全性の向上を目的とし、駅改札内外のバリアフリー化を進めていきます。

改札の内外におけるバリアフリー化した経路（1 つ以上）を市内の全ての駅へ設置しました（平成 28 年度末）。今後は、各鉄道事業者と連携しながら、バリアフリー化した経路（2 つ目以上）、ホームドア又は可動式ホーム柵、内方線付点状ブロック、多機能トイレ等の整備を進めていきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
整備実施駅数	1 駅	2 駅	1 駅

11 バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）（道路計画課・道路建設課）

公共交通機関としてのバス利用を促進するため、バス停留所施設である上屋、ベンチの設置を進めていきます。国・県道（バス事業者へ補助金を交付）については、バス待ち環境の速やかな改善のため、平成30～31年度に市の補助率を嵩上げし、停留所施設の整備を推進します。市道（市施行）についてはバス待ち環境の速やかな改善のため、停留所施設の整備を推進します。

	30 年度		31 年度		32 年度	
停留所施設	国・県道	6か所	国・県道	6か所	国・県道	6か所
整備数	市道	14か所	市道	14か所	市道	14か所

12 高齢ドライバーへの対応（生活支援部会）

高齢による身体的衰えにより、歩行能力、荷物の持ち運びに不安を感じ、かつ（核家族化の進展により）身近に親戚等が住んでいないため、止むを得ず自動車を運転せざるを得ない高齢者も多くなっており、高齢者が起こす事故のリスクも高くなっています。

車を運転する目的は人それぞれであり、目的毎の解決策が必要です。「交通事故の減少」に向けて、地域包括ケアシステム推進本部生活支援部会の下部組織である移動支援作業部会において検討するなど、各課で連携を進め、市全体で解決していきます。

○その他

13 高齢者を狙った犯罪・消費者被害（消費生活センター）

振り込め詐欺や利殖商法、送り付け商法等、デジタルコンテンツ関連の詐欺や高額請求、また次々に作り出される新たな手口による犯罪等から消費者を守るには、消費者自身が正しい知識を身に着け、正しく判断・行動することが重要です。

日頃、高齢者など地域を見守る立場にある民生児童委員や訪問介護事業者など、消費者教育の担い手となる方が効率的な啓発活動を行うことができるよう研修会を実施します。

	30 年度	31 年度	32 年度
出前講座	32 回	32 回	32 回
消費者講座	10 回	10 回	10 回
消費者月間記念講演会	1 回	1 回	1 回
民生委員等研修会	10 回	10 回	10 回
消費生活モニター事業	9 回	9 回	9 回
生き生き展の開催	1 回	1 回	1 回
暮らしの情報の発行	3 回	3 回	3 回
老人福祉センター定期出張相談・啓発	56 回	56 回	56 回

14 高齢者虐待防止の体制（包括支援課）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守っていきます。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

	30 年度	31 年度	32 年度
運営委員会開催回数	2 回	2 回	2 回
担当者会議開催回数	12 回	12 回	12 回

基本方針 4. 介護

○介護サービスの量の確保

1 特別養護老人ホームの整備（高齢者福祉課）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めていきます。

2 介護老人保健施設の整備（高齢者福祉課）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。在宅復帰の機能を果たせるように整備を進めていきます。

3 特定施設の整備（高齢者福祉課）

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めていきます。

4 地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホーム）（高齢者福祉課）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めていきます。

5 地域密着型サービスの整備（グループホーム以外）（高齢者福祉課）

高齢化がますます進むなか、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要があることから、地域密着型サービスの整備に取り組みます。

6 施設整備全体（高齢者福祉課）

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加傾向にある中で、施設介護の需要も高まると見込まれます。高齢者が安心して利用できるよう、サービスの質の確保に努めながら、必要なサービス量が確保できるよう、施設整備を進めていきます。

○介護サービスの質の確保

7 介護人材の確保（介護保険課）

平成37年には全国において38万人、千葉県において2.3万人の介護人材が不足すると見込まれています。また介護ニーズの高度化・多様化に対応するため、介護人材の質的向上が求められています。

介護職員初任者研修・実務者研修に係る受講費用を助成することで、介護サービスに係る就業促進及び従事者の資質向上を図ります。

	30年度	31年度	32年度
市内事業所実就業者数	140人	140人	140人

8 認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）の拡充（介護保険課）

認知症高齢者の在宅生活を支援するため、法定の訪問介護とは別に、市独自の給付として実施している「認知症訪問支援サービス」を拡充します。

訪問介護を利用する際の「不穏の解消」「徘徊時の搜索等」に加え、これまで家族（介護者）の外出時に限って認めていた見守りについて、家族が在宅中であっても利用可能とするほか、家族が本人を病院等に連れて行く場合に、訪問介護員の付き添いを可能とするメニューを新設し、本人の在宅生活の継続と認知症高齢者を支える家族の負担軽減を図ります。

	30年度	31年度	32年度
延利用件数	405件	416件	426件

9 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課）

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	30年度	31年度	32年度
補助対象常勤換算数	585人	585人	585人

○多様なサービスの提供

10 生活支援コーディネーターの活動の活性化（地域福祉課）【再掲】

現在、生活支援コーディネーターの配置を進めており、平成 30 年度中には全地区への配置が完了する予定であることから、今後は生活支援コーディネーターの活動を活性化させるための支援が重要になってきます。

特に、地域の特性に合ったサービスを提供できるよう、利用者のニーズを把握するための調査の実施を生活支援コーディネーターに促していく必要があります。

生活支援コーディネーターは地区社会福祉協議会と連携して生活支援サービスを提供できる体制の整備に向けた活動を行っていきます。主な取り組みとしては、たすけあいの会を全地区に整備できるように、ボランティアを掘り起こし、たすけあいの会の立ち上げを促していきます。既存のたすけあいの会に対しても、会員の減少を防ぐために新たなボランティアを拡充する策を検討していきます。

○地域包括支援センターの機能強化

11 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行（包括支援課）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定を図るため、また保健医療の向上と福祉の増進のため、必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけており、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

支援を必要とする 75 歳以上高齢者や認知症高齢者の増加が予測される一方で、地域包括支援センターに求められる役割は年々多様化しています。これらに対応するため、在宅介護支援センターを機能強化し、地域包括支援センターとして整備します。

	30 年度	31 年度	32 年度
地域包括支援センター設置数	10 か所	13 か所	13 か所
地域包括支援センター相談件数	37,200 件	48,800 件	49,100 件
在宅介護支援センター相談件数	21,200 件	18,100 件	18,200 件

12 地域ケア会議の充実・地域課題への取り組み（包括支援課）【再掲】

地域包括ケアを推進するためには、地域関係者に加え、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会（三師会）を中心とした医療関係機関や介護事業所の専門職の参加が不可欠です。また、地域の課題解決への取り組みを進めるためには、会議に参加している構成員の所属団体にも地域ケア会議の役割を理解してもらい、協力を得る必要があります。そのために、地域ケア会議の役割や具体的な取り組み等について事例集などを作成するとともに、各地区の地域ケア会議が主体となり、認知症高齢者徘徊模擬訓練や講演会などを開催し、周知を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
講演会開催回数	9 回	12 回	15 回

13 相談支援の充実強化（包括支援課）

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立不安や悩みに対する相談支援の充実強化を図ります。

そのために、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、市民がより相談しやすい体制を検討します。

○認知症対策の推進

14 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置（包括支援課）

認知症初期集中支援チームについては、平成 29 年度より3チームで市内全域をカバーする体制となりました。今後は、各日常生活圏域に1つずつ、計5チームの設置を目指します。認知症地域支援推進員については、平成 26 年度より直営地域包括支援センターの職員による研修受講を開始し、平成 29 年度には直営地域包括支援センターには各3名ずつ、委託型地域包括支援センターには各1名以上の配置となりました。今後は、現体制が維持できるよう、毎年継続して研修を受講します。

	30 年度	31 年度	32 年度
認知症初期集中支援チーム	医師会と協議した上で、5チーム体制に移行します。	5チーム体制で実施します。	
認知症地域支援推進員	研修を受講し、継続して配置します。	委託型地域包括支援センターの増設に伴い、増員します。	研修を受講し、継続して配置します。

15 本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出（包括支援課）

認知症家族交流会の開催や本人や家族が交流できる場である認知症カフェの開設支援を行っていますが、カフェに関しては 15 か所であり、地区等を考慮すると十分とは言えない状況にあります。カフェは交流の場としてだけでなく、給仕などの運営スタッフとして関わることで認知症の本人の社会参加にもつながるものです。更に増設を促すため補助金と並行して立ち上げ支援セミナーの実施を検討します。また、安定的なカフェの運営を支援するため、認知症カフェ運営者の交流会や認知症カフェ PR 事業などにより、継続支援を充実させます。

	30 年度	31 年度	32 年度
認知症カフェ PR 事業登録件数	30 件	45 件	60 件
認知症カフェ運営補助金交付件数	15 件	15 件	15 件
認知症カフェ交流会開催回数	2 回	2 回	2 回

16 認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築（包括支援課）

平成 28 年度より、認知症への理解を深めるとともに地域で声かけ、見守り、保護していく仕組みを考え整備することを目的に「認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会」を組織しました。認知症高齢者本人の気持ちに配慮した声かけ方法などを学ぶ認知症高齢者徘徊模擬訓練や認知症に対する偏見をなくし、理解を深めるために行う認知症メモリーウォークを実施します。また、医師会が中心となり活動している認知症ネットワーク研究会の主催事業である認知症シンポジウムとの連携協力を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
徘徊模擬訓練実施地区数 （新規開催分）	5 地区	5 地区	4 地区 ※24 地区全ての 訓練を実施
メモリーウォーク開催回数	1 回	1 回	1 回

17 成年後見制度の利用促進（各関係課）

成年後見制度利用促進法に基づき、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とした成年後見制度利用促進基本計画が定められました。市町村の役割として、中核機関の設置、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立及び市町村計画の策定が努力義務となっています。本市では、包括支援課、高齢者福祉課、保健総務課、地域福祉課、障害福祉課が関係しており、今後の進め方等について協議します。

18 やすらぎ支援員訪問事業の制度周知（高齢者福祉課）

認知症高齢者を在宅で介護する家族を支援する「やすらぎ支援員訪問事業」について、平成 28 年 4 月 1 日より、訪問回数を週 1 回 3 時間から週 2 回 6 時間まで拡大した事により利用時間の増加につながりました。

継続して制度を周知し、利用を促すことで認知症高齢者を介護している家族の負担軽減を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
登録者数	76 人	81 人	86 人

○介護サービスの円滑な利用

19 介護サービス事業所情報の提供（介護保険課）

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。

また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っています。

このサービスは、本市や近隣市（市川市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市、習志野市）に所在する事業者で、本市をサービス提供エリアとする事業者の基本情報や営業情報、法人情報等を毎月更新される情報を基に提供するもので、特に、居宅介護支援事業所や訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリをはじめ、グループホームや認知症デイを含む地域密着型サービスの空き情報も公開することにより、市民が利用しやすい環境づくりに努めています。

20 相談窓口の多様化（地域包括ケア推進課）

市民に介護（予防含む）に関する理解を深めてもらうために、介護（予防含む）が必要になる前に、あらかじめ簡単な予備知識を提供する軽易な案内サービスを、市内に点在する介護施設、事業所に協力をいただき、平成31年度以降に実施することを検討します。

	30 年度	31 年度	32 年度
事業協力施設数	-	100 か所 (5 地区×20 か所)	150 か所 (5 地区×30 か所)

21 地域共生社会の実現に向けた取り組み（各関係課）

地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障害者、児童等、全ての人々を対象とする相談支援のあり方について検討していきます。

基本方針 5. 医療

○在宅医療の推進

1 顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）

（地域包括ケア推進課）

市全体の在宅医療推進に資するため、医療・介護関係者等の緊密な連携協力体制構築のためのひまわりネットワーク活動のほか、自主的に活動している各地区での動きを捉え、ひまわりネットワークの活動に反映していくか検討する必要があります。

また、ひまわりネットワークの活動を地域に波及させる方法の検討も必要です。

まずは、1市1エリアでのひまわりネットワークの活動を、東部・西部・南部・北部・中部の5ブロック（または北部・中東部・南西部の3ブロック）で展開していきます。

2 在宅医療のコーディネーターの機能強化（地域包括ケア推進課）

医療・介護連携を円滑に行うべく、入退院における困りごとを解決するために必要な約束事を明示した「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」の浸透率、及び運用の効果について把握・検証するために、医療・介護関係者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を参考に「心得」の改定を検討します。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぽーと）（健康政策課）

平成27年度に開設した在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、在宅医療を希望する患者及びその家族からの相談を受け、適切な医療機関・介護サービスを紹介します。

また、医療・介護関係者からの相談を受け、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

4 在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

より多くの人に参加してもらえよう、ひまわりネットワーク研修体系に基づき、研修内容の充実を図るとともに、東部・西部・南部・北部・中部の5ブロック（または北部・中東部・南西部の3ブロック）ごとの開催を検討していきます。

また、研修体系に位置付けられた研修を、規定回数以上受講した者に贈られる「ひまわりマイスター」を取得した医療・介護関係者に、事業所等が位置する地域でのリーダーになってもらうため必要な働きかけを行い、地域の多職種連携を活性化していきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回
実践研修開催回数	2回	2回	2回
アドバンス研修開催回数	2回	2回	2回

5 在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぽーと）（健康政策課）

市医師会の在宅医紹介制度に登録のある医療機関及び市医師会在宅医療委員会を中心として「船橋在宅医ネット」が発足しました。在宅医療の質の向上及び在宅医療に関する資源を増やしていくことを目的として、在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、市内の在宅医療関係者等を対象とした船橋在宅医ネット研修会を開催していきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
在宅医紹介制度登録医療機関数	43 機関	46 機関	49 機関

6 在宅医療の資源の把握（地域包括ケア推進課）

在宅医療資源（在宅医・訪問看護師等の人材、在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション等の施設など）が足りているのか、将来に渡る需給関係はどうなるのか等、実態と将来状況を把握するための調査を行います。また、調査結果を基に、今後どのようにしていくべきか、ひまわりネットワークにおいて医療・介護関係者と協働して検討していきます。

7 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくような周知が必要なため、ひまわりネットワークにおいて、「最期まで自分らしくを考える」をテーマとした市民公開講座を、毎年11月に保健福祉センターを定点として継続実施していきます。

また、本人が希望する場所での生活を支えるための在宅医療等のサービスがあり、病院以外でも生活が続けられる場合があることを市民が理解し、それらのサービスを活用していただくとともに、在宅医療に関する啓発冊子を作成して、65歳以上の高齢者がいる世帯に配布します。

8 在宅医療推進に係る市民への普及啓発（在宅医療支援拠点ふなぽーと、在宅医療・介護の講演会・相談会）（健康政策課）

平成28年度より、在宅医療支援拠点ふなぽーとにおいて、市民公開講座及び出前講座等を実施しており、今後も継続して在宅医療の普及啓発を図っていきます。

また、「在宅医療・介護の講演会・相談会」においては、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会を開催するとともに、講演会後に、医療・介護の専門家が患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる無料相談会を開催していきます。

	30年度	31年度	32年度
市民公開講座開催回数	1回	1回	1回
在宅医療・介護の講演会・相談会開催回数	10回	10回	10回

9 在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化（地域包括ケア推進課）

市内で在宅医療・緩和ケアを提供している機関を掲載した「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」では公開していない詳細データについても在宅医療支援拠点ふなぽーとで活用していく必要があります。

また、アンケート調査に回答しない資源（提供機関）を把握する必要もあります。

このことから、市民配信 Web-GIS やオープンデータなど、より効果的なツールを検討していきます。

	30年度	31年度	32年度
「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	310 機関	330 機関	350 機関

10 医療・介護関係者の情報共有の支援（健康政策課）

在宅医療・介護関係者が、日々変化する在宅療養患者の情報を多職種でリアルタイムに共有し、患者の療養環境の向上に資するために、ICT（情報通信技術）を活用した情報連携基盤を運用していきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
システム操作体験会開催回数	10 回	10 回	10 回

○地域医療連携の推進

11 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（健康政策課）

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理したり、病状の悪化時等に病院を紹介したり、在宅看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋げたり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行っていきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	54.1%	57.0%	60.0%※

※「船橋市総合計画後期基本計画」目標値より

12 後方支援の担い手等の支援体制の確立及びグループ診療の推進（地域包括ケア推進課）

各事業所間のつながりが不透明となっており、把握する必要があります。

各事業所間の連携の可視化、つながりを確認・把握するためのアンケートを実施し、サービスの使い方についてのケースとして、ひまわりネットワークホームページで医療・介護関係者に発信していきます。

○看護職の確保

13 看護職の復職支援（健康政策課）

今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の確保を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
就業看護職員数	4,539 人	4,648 人	4,757 人

14 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課）【再掲】

高齢者人口の増加に伴い、訪問看護職員の需要も高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	30 年度	31 年度	32 年度
補助対象常勤換算数	585 人	585 人	585 人

○地域リハビリテーションの推進

15 地域リハビリテーションの推進（健康政策課）

市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

これまでの介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーションを運営し、地域で生活しながら継続してリハビリを行うことができる事業を実施していきます。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談や啓発活動を行い、家族や医療・介護の専門家等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援していきます。

また、船橋市リハビリテーション提供機関マップを船橋市在宅医療・緩和ケア提供機関マップ（ひまわりマップ）と統一して作成しています。

	30 年度	31 年度	32 年度
地域リハビリテーション拠点事業			
リハビリ関係者向け地区勉強会開催回数	3 回	3 回	3 回
リハビリ関係者向け研究大会開催回数	2 回	2 回	2 回
市民向け講演会開催回数	2 回	2 回	2 回
訪問リハビリ提供施設数	13 施設	14 施設	16 施設

○歯科口腔保健の推進

16 訪問歯科診療の充実（健康政策課）

平成 27 年 10 月に指定管理を開始した「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図るとともに、関係機関の周知可能な場所（研修会や事業等）の情報を集め、要援護者の口腔ケア及び訪問診療を含む特殊歯科診療の重要性についての情報提供や診療所の周知を図っていきます。

	30 年度	31 年度	32 年度
訪問歯科診療事業件数 （さざんか・かざぐるま）	663 件	706 件	718 件

17 口腔保健支援事業の実施（健康政策課）

「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」を目的として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講演会を実施します。

	30 年度	31 年度	32 年度
口腔ケア講習会・市民講演会 開催回数	4 回	4 回	4 回

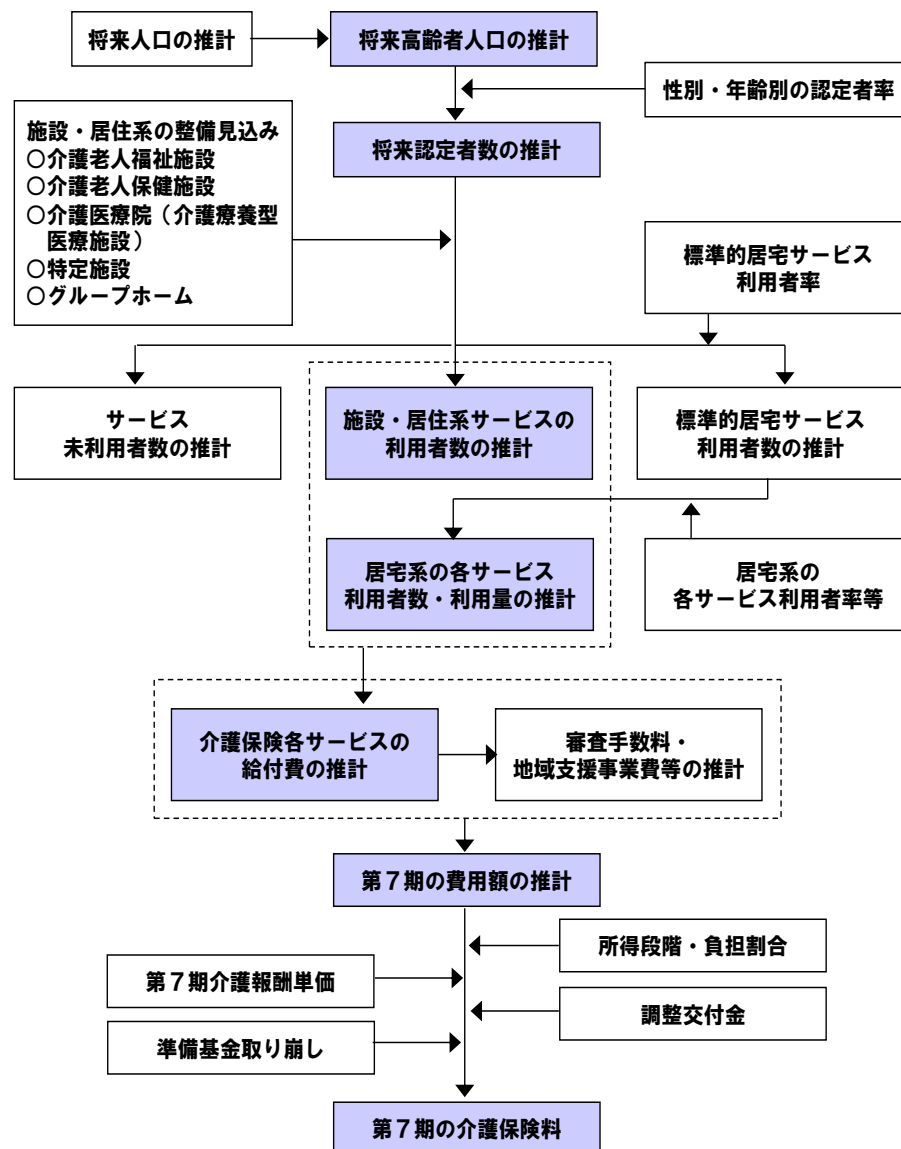
第3部 介護保険事業の現状と 見込み

第1章 被保険者の現状と見込み

第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積ることが重要となります。

このことから、厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し、下記の方法で推計を行いました。



第2節 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である平成 32 年度に、第1号被保険者が152,803人、第2号被保険者が221,908人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第6期 実績			第7期 計画			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
総数	354,943	360,752	366,539	368,455	371,927	374,711	381,965
第1号被保険者	143,210	146,584	149,483	150,769	151,981	152,803	153,724
65～74歳	79,870	79,036	77,587	75,409	73,508	72,627	59,649
75歳以上	63,340	67,548	71,896	75,361	78,473	80,177	94,075
第2号被保険者	211,733	214,168	217,056	217,686	219,947	221,908	228,241

※各年度 10 月 1 日時点

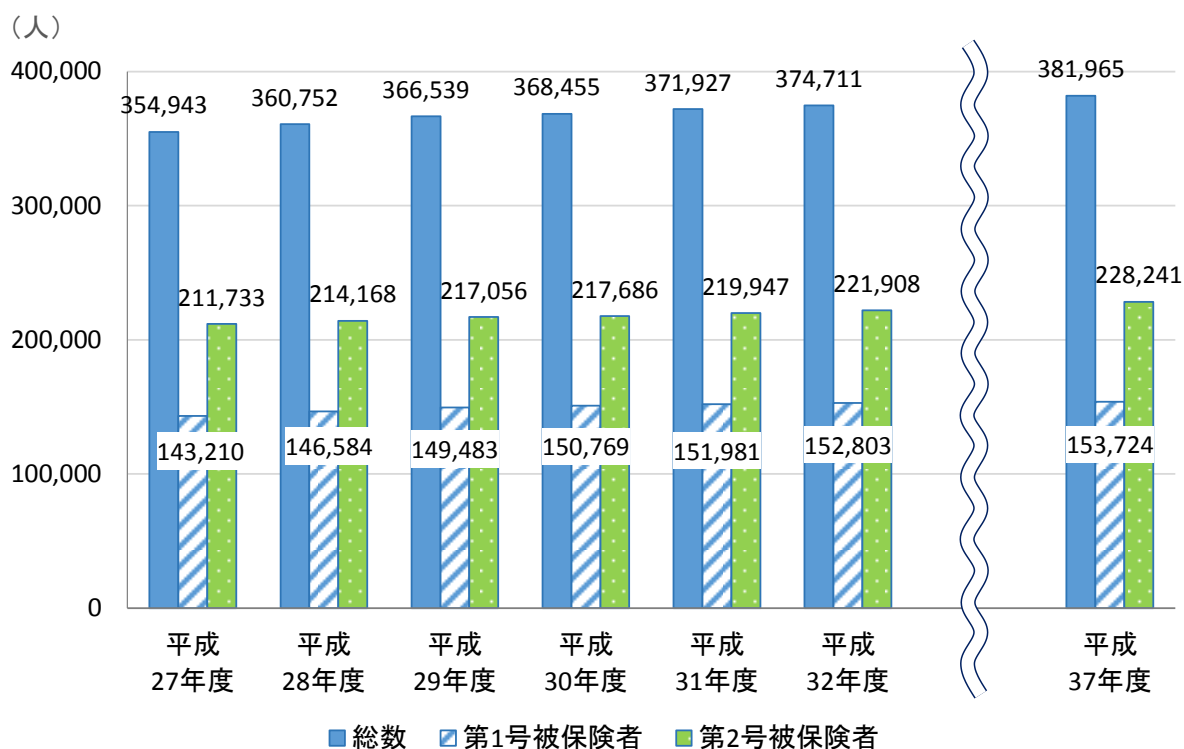
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※第2号被保険者数の実績は、各年度 10 月 1 日時点の住民基本台帳

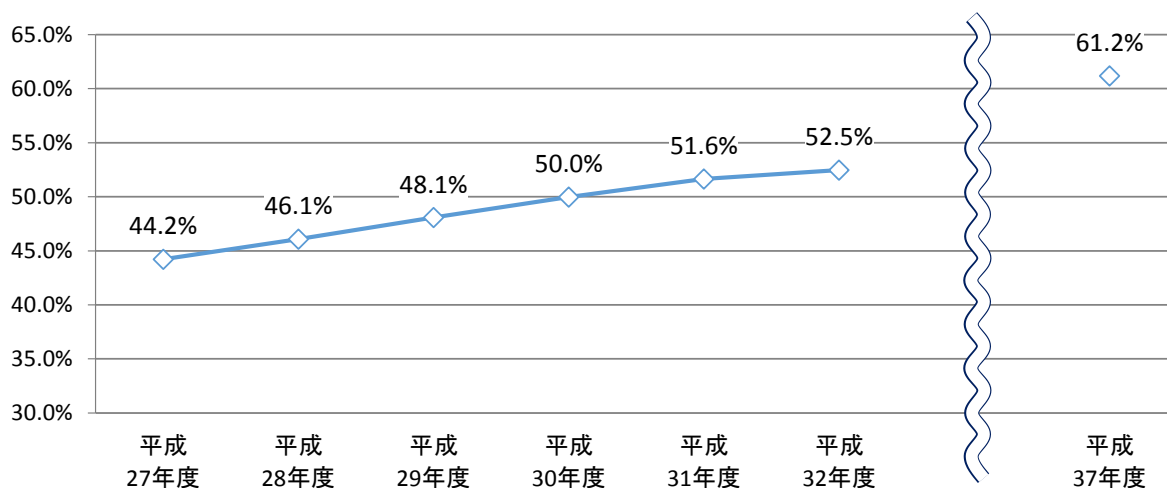
※計画値は船橋市人口ビジョン策定基礎データを加工し作成

第1号被保険者に占める 75 歳以上の高齢者の割合についてみると、平成 29 年度の 48.1%から平成 32 年度には 52.5%へと 4.4 ポイント上昇するものと予測されます。

被保険者数の推計



第1号被保険者に占める 75 歳以上の高齢者の割合



第3節 要支援・要介護認定者数

〔推計の考え方：認定者数〕

認定者数は、平成 29 年度の要介護認定者率の変化が将来にわたって一定であると仮定し、認定者率の各年度の推計値を各年度の被保険者数に乗じて推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、平成 29 年度の 25,878 人から平成 32 年度には 29,431 人にまで増加し、第 1 号被保険者数に対する認定者率は、同期間に 17.3%から 19.3%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65 歳以上）に占める 75 歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
認定者数(人)	22,959	23,981	25,878	27,043	28,253	29,431	35,569
認定者率	16.0%	16.4%	17.3%	17.9%	18.6%	19.3%	23.1%

※認定者率は「認定者数÷第 1 号被保険者数」

※各年度 10 月 1 日時点

要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護 1～5）の比率についてみると、平成 29 年度の 72.8%から本計画期間においては 72.4%から 71.1%の水準でやや減少傾向にあります。一方、要支援者（要支援 1～2）の比率は平成 29 年度の 27.2%から本計画期間において 27.6%から 28.9%とやや増加傾向にあります。

被保険者数 (人)		第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
認定者 計		22,959	23,981	25,878	27,043	28,253	29,431	35,569
	要支援 1	2,774	2,900	3,244	3,429	3,634	3,826	4,654
	要支援 2	3,076	3,155	3,785	4,046	4,366	4,693	5,948
	要介護 1	5,251	5,543	5,504	5,593	5,632	5,648	6,256
	要介護 2	3,997	4,148	4,603	4,842	5,102	5,361	6,629
	要介護 3	2,983	3,228	3,456	3,683	3,928	4,186	5,320
	要介護 4	2,611	2,730	2,932	3,122	3,286	3,445	4,271
	要介護 5	2,267	2,277	2,354	2,328	2,305	2,272	2,491
認定者構造	要支援者	25.5%	25.2%	27.2%	27.6%	28.3%	28.9%	29.8%
	要介護者	74.5%	74.8%	72.8%	72.4%	71.7%	71.1%	70.2%

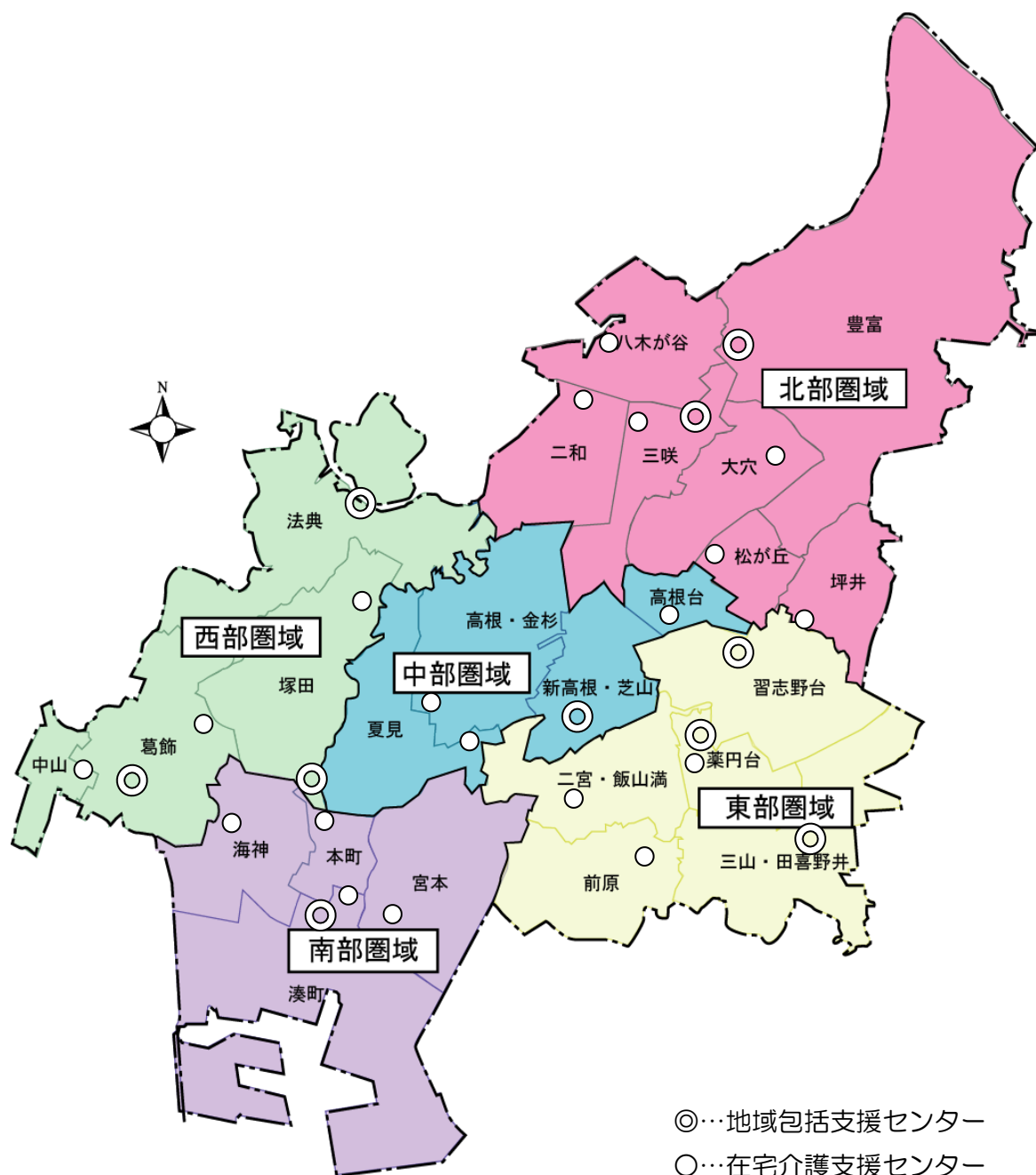
※各年度 10 月 1 日時点

第2章 第7期介護保険事業計画の施設等整備方針

第1節 日常生活圏域

本市は、市総合計画における行政ブロックを5つの地区（南部・西部・中部・東部・北部）で設定しています。

介護保険事業計画が調和を求められている市総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、第3期計画において5つの日常生活圏域を設定しました。



第2節 地域包括支援センターの整備方針

1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

2 これまでの経緯

第3期計画「直営5か所」

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

第4期計画「直営5か所＋委託3か所」

平成23年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第5期計画「直営5か所＋委託4か所」

平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

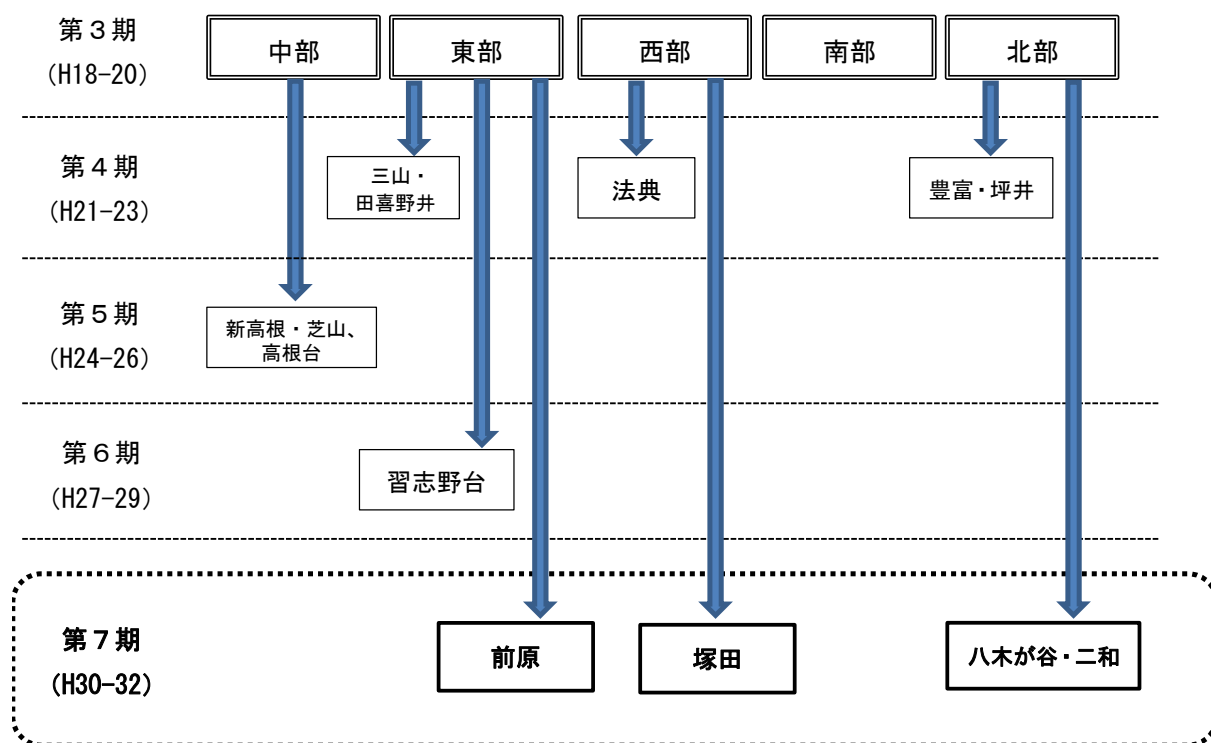
第6期計画「直営5か所＋委託5か所」

平成28年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

3 第7期計画による整備「直営5か所＋委託8か所」

直営の地域包括支援センターが担当する地区コミュニティにおいて、既に高齢者人口が8千人を超えており、かつ将来1万人を超えることが想定される地区については、在宅介護支援センターの機能強化の観点から地域包括支援センターへ移行する必要があります。

該当する地区は、「前原」、「塚田」及び「八木が谷・二和」の3か所となります。それぞれ圏域を一部分割し、分割先を民間事業者へ委託します。平成30年度に受託法人の選定を行い、開設は平成31年4月を予定しています。



第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

1 施設整備の考え方

第7期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第6期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めていきます。

2 施設等整備計画数の設定

(1) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めていきます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。在宅復帰の機能を果たせるように整備を進めていきます。

[介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成24年度以降は新設を認めないとしていくことから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

[介護医療院]

介護医療院は、平成30年4月に新たに創設されるサービス類型です。医療療養病床等から介護医療院に転換する分は、計画数に含まないことになっているため、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生

活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めていきます。

[特定施設（混合型）]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めていきます。

（２）施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険 3 施設及び居住系サービス整備計画数

（単位：床）

	第 6 期末 整備済 予定数	第 7 期整備計画数				第 7 期末 整備済 予定数
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	計	
介護老人福祉施設 （広域型）	2,186	0	290	0	290	2,476
介護老人福祉施設 （地域密着型）	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,515	0	100	0	100	1,615
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
小計	3,779	0	390	0	390	4,169
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	836	0	0	54	54	890
特定施設入居者生活介護 （介護専用型）	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 （地域密着型）	87	0	0	0	0	87
小計	993	0	0	54	54	1,047
合計	4,772	0	390	54	444	5,216
特定施設入居者生活介護 （混合型）	1,000	0	0	70	70	1,070
総合計	5,772	0	390	124	514	6,286

(3) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第6期末整備済予定数 8事業所)

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があります。

現在、市内全域でサービスを提供することが可能となっておりますが、随時の通報に迅速に対応するためには、事業所が近距離にあることが望ましいことから、平成32年度までに、2事業所の整備数を設定します。

[夜間対応型訪問介護] (第6期末整備済予定数 1事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護] (第6期末整備済予定数 6事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進していきます。平成32年度までに3事業所の整備数を設定します。

[小規模多機能型居宅介護] (第6期末整備済予定数 10事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の居宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進していきます。平成32年度までに3事業所の整備数を設定します。

[看護小規模多機能型居宅介護] (第6期末整備済予定数 0事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護については、平成32年度までに2事業所の整備数を設定します。

〔地域密着型通所介護〕（第6期末整備済予定数 86事業所）

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となりました。

市内に86事業所が整備済であることから、本計画期間においては整備数は見込まないものとします。

（4）その他の施設について

〔養護老人ホーム〕

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方のための施設で、要介護状態になっても暮らし続けられるような体制を整えており、1施設が整備されています。本計画期間においては、整備数を見込まないものとします。

〔軽費老人ホーム〕

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、また高齢などのため独立して生活するのに不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設で、8施設が整備済です。本計画期間においては、整備済の施設によって利用に対応できているため、整備数を見込まないものとします。

〔老人福祉センター〕

現在、船橋市内には5つの行政ブロックにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

第3章 サービス量推計

第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

1 介護給付（予防給付）サービスの現状と見込み量

第7期計画期間中における介護給付（予防給付）サービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

[推計の考え方：サービス見込み量]

- 見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（平成30年～平成32年）を加えて推計しました。なお、平成37年の整備見通しについても、同様に推計しています。
- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、平成29年度までに介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）にすべて移行することから、平成30年以降は当該サービス利用を見込まないものとします。
- 介護報酬の請求情報を基に推計しているため、報酬体系により単位が異なります。（例：訪問介護と通所介護の報酬は、予防給付では「1月あたり〇〇円」と設定されているため、請求情報からは利用回数を集計できず、単位が「人」になります。一方、介護給付では「1回あたり〇〇円」と設定されているため、単位が「回」になります。）
- 単位が「人」になっているものは、月ごとの延べ人数です。（ある1人の被保険者が12か月間毎月サービスを利用した場合、12人になります。）
- 本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数）として算出しています。

＜サービス種類体系＞

居宅（介護予防）サービス	(1)訪問介護
	(2)訪問入浴介護
	(3)訪問看護
	(4)訪問リハビリテーション
	(5)居宅療養管理指導
	(6)通所介護
	(7)通所リハビリテーション
	(8)短期入所生活介護
	(9)短期入所療養介護
	(10)特定施設入居者生活介護
	(11)福祉用具貸与
	(12)福祉用具販売
	(13)住宅改修
	(14)介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16)夜間対応型訪問介護
	(17)認知症対応型通所介護
	(18)小規模多機能型居宅介護
	(19)認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	(20)地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22)看護小規模多機能型居宅介護
	(23)地域密着型通所介護
施設サービス	(24)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	(25)介護老人保健施設
	(26)介護療養型医療施設
	(27)介護医療院

(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	15,311 人	5,999 人	68 人				
介護給付	1,198,912 回	1,259,162 回	1,379,093 回	1,444,594 回	1,493,688 回	1,528,608 回	1,834,555 回
	51,003 人	51,733 人	52,910 人	53,376 人	53,292 人	52,944 人	54,624 人

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成	平成	平成	平成	平成	平成	
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
予防給付	30 回	25 回	83 回	168 回	168 回	168 回	216 回
	7 人	8 人	42 人	84 人	84 人	84 人	108 人
介護給付	19,932 回	20,237 回	20,515 回	21,919 回	22,019 回	21,523 回	25,663 回
	4,024 人	3,960 人	4,099 人	4,044 人	3,924 人	3,708 人	3,780 人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	7,745 回	9,235 回	10,978 回	12,577 回	13,279 回	12,962 回	22,680 回
	920 人	1,079 人	1,518 人	1,704 人	1,896 人	2,028 人	2,652 人
介護給付	129,487 回	142,358 回	163,421 回	179,759 回	191,692 回	204,139 回	203,040 回
	14,953 人	17,020 人	19,648 人	22,044 人	24,384 人	26,784 人	32,664 人

(4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	5,470 回	5,388 回	7,745 回	7,978 回	8,119 回	8,328 回	10,598 回
	561 人	562 人	834 人	840 人	840 人	840 人	972 人
介護給付	86,983 回	96,922 回	100,335 回	114,548 回	125,980 回	137,357 回	158,984 回
	7,674 人	8,517 人	9,033 人	10,032 人	11,004 人	11,976 人	13,932 人

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	1,805 人	1,854 人	2,001 人	2,040 人	2,064 人	2,040 人	2,436 人
介護給付	39,573 人	42,642 人	47,518 人	51,132 人	54,408 人	57,540 人	69,072 人

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	17,863 人	7,470 人	30 人				
介護給付	607,277 回	450,444 回	364,803 回	384,887 回	405,376 回	425,651 回	495,430 回
	64,456 人	49,297 人	42,309 人	44,364 人	46,128 人	47,820 人	54,480 人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	2,064 人	2,953 人	4,715 人	5,772 人	6,792 人	7,860 人	10,140 人
介護給付	110,601 回	121,455 回	125,013 回	140,081 回	150,701 回	161,764 回	198,641 回
	14,740 人	16,134 人	17,027 人	18,528 人	19,956 人	21,456 人	26,208 人

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	714 日	717 日	855 日	900 日	900 日	1,140 日	1,872 日
	153 人	146 人	195 人	180 人	180 人	228 人	312 人
介護給付	123,503 日	145,206 日	184,557 日	200,414 日	215,807 日	231,902 日	289,967 日
	10,468 人	11,267 人	13,287 人	14,352 人	15,372 人	16,428 人	19,284 人

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	135 日	164 日	278 日	437 日	361 日	286 日	286 日
	29 人	41 人	61 人	84 人	84 人	84 人	108 人
介護給付	31,864 日	32,917 日	29,899 日	31,422 日	32,306 日	32,516 日	45,464 日
	3,230 人	3,261 人	3,001 人	3,024 人	3,048 人	2,988 人	3,516 人

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	1,058 人	1,066 人	1,069 人	1,068 人	1,056 人	1,032 人	1,332 人
介護給付	9,360 人	9,589 人	9,953 人	10,080 人	10,140 人	10,116 人	11,628 人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	8,313 人	9,507 人	12,325 人	13,680 人	14,940 人	16,224 人	20,940 人
介護給付	67,043 人	72,058 人	78,996 人	84,780 人	90,108 人	95,364 人	116,760 人

(12) 福祉用具販売

入浴や排泄に用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその7割から9割を支給します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	349 人	377 人	388 人	408 人	456 人	420 人	552 人
介護給付	1,576 人	1,744 人	1,536 人	1,728 人	1,860 人	2,100 人	2,544 人

(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20万円を上限に7割から9割を支給します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	482 人	486 人	572 人	576 人	552 人	552 人	600 人
介護給付	1,232 人	1,373 人	1,314 人	1,488 人	1,668 人	1,776 人	2,112 人

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	34,210 人	21,841 人	11,173 人	11,436 人	11,604 人	11,736 人	13,752 人
介護給付	117,762 人	123,449 人	132,085 人	138,156 人	143,220 人	148,032 人	167,316 人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	1,854 人	2,083 人	2,394 人	2,688 人	2,928 人	3,180 人	3,660 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2 事業所	1 事業所	1 事業所	2 事業所	2 事業所	8 事業所

(16) 夜間対応型訪問介護 地域密着型

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	110 人	87 人	134 人	120 人	120 人	144 人	144 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0 事業所	1 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	1 事業所

(17) 認知症対応型通所介護 地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護給付	11,181 回	9,010 回	8,157 回	8,040 回	8,390 回	9,005 回	10,871 回
	1,210 人	1,009 人	910 人	912 人	948 人	1,008 人	1,224 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	6 事業所

(18) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	102 人	149 人	181 人	252 人	300 人	348 人	456 人
介護給付	1,584 人	1,587 人	1,667 人	1,716 人	1,824 人	1,992 人	2,292 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3 事業所	2 事業所	0 事業所	1 事業所	4 事業所	10 事業所

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(19) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護給付	8,184 人	8,708 人	9,358 人	9,852 人	10,140 人	10,788 人	13,224 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	12 事業所	8 事業所	6 事業所	12 事業所	9 事業所	47 事業所

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型

定員 29 人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	753 人	981 人	1,017 人	1,044 人	1,044 人	1,044 人	2,292 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1 事業所	0 事業所	1 事業所	1 事業所	0 事業所	3 事業所

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	935 人	944 人	935 人	936 人	936 人	936 人	1,116 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0 事業所	0 事業所	0 事業所	2 事業所	1 事業所	3 事業所

(22) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	0 人	0 人	0 人	168 人	180 人	192 人	216 人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(23) 地域密着型通所介護 地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	0 回	209,306 回	419,571 回	434,027 回	452,082 回	470,243 回	536,688 回
	0 人	24,674 人	48,405 人	50,772 人	52,824 人	54,888 人	62,976 人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
事業所数	26 事業所	13 事業所	11 事業所	23 事業所	13 事業所	86 事業所

(24) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	20,329 人	21,022 人	20,907 人	22,224 人	23,052 人	23,856 人	27,852 人

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	12,643 人	13,454 人	14,220 人	15,300 人	15,300 人	17,472 人	20,616 人

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付	1,405 人	1,292 人	1,428 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人	

(27) 介護医療院

介護保険施設の新たな類型として、平成 30 年度から新設される施設であり、要介護高齢者の長期療養が可能な生活施設として、医療・介護等の提供を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	実績		見込	計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付							
介護給付				0 人	0 人	0 人	1,212 人

※介護医療院は、現在国において詳細な規定等を検討中

第2節 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであり、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、支援を要する高齢者等（要支援者）の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するものです。

地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談などを行う「包括的支援事業」は、こうした地域包括支援センターの運営のほか、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業といった事業が含まれており、当事業により多職種間の連携推進や認知症の早期発見・早期対応、地域づくり等、様々な取組が推進されています。

また、その他の保険者独自の取組として「任意事業」があります。

本市で実施されている地域支援事業は、下記の通りです。

介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年3月から実施）	
介護予防・生活支援サービス事業	・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ・生活支援サービス
一般介護予防事業	・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業	
総合相談支援事業	高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。 ・地域包括支援センター委託事業 ・地域包括支援センター運営協議会 ・総合相談支援 ・在宅介護支援センター運営事業 ・相談協力員研修会 ・実態把握
権利擁護事業	高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。 ・高齢者虐待への対応 ・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会 ・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議 ・高齢者虐待防止研修会
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。 ・介護支援専門員研修事業 ・介護支援専門員個別相談窓口の設置
地域ケア会議の推進	高齢者個人に対する支援とそれを支えるための社会基盤の整備を行います。 ・全体会議（定例会） ・個別ケア会議
在宅医療・介護連携の推進	船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者、在宅医療支援拠点、行政が協力、連携の上、推進します。
認知症施策の推進	認知症高齢者について、正しい理解の普及と理解の向上を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。 ・認知症初期集中支援チーム等
生活支援サービスの体制整備	住民主体による地域における助け合い活動を活発化していきます。 ・生活支援コーディネーター ・協議体の設置

任意事業	
介護給付等費用 適正化事業	介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付の適正化を通じて、介護給付費や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。 ・ケアプランの点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費通知
家族介護支援事業	要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施します。 ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・認知症サポーター養成事業 ・キャラバンメイト養成研修事業 ・専門医による認知症相談 ・認知症家族交流会
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施しています。 ・住宅改修支援事業 ・緊急通報システム運営事業 ・やすらぎ支援専門員訪問事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度普及事業 ・介護相談員派遣事業

第3節 市町村特別給付

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症高齢者等の在宅生活を継続するために必要となる「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」のサービスを提供することにより、本人及び認知症高齢者等を抱える家族の支援を行います。

【認知症訪問支援サービスの概要】

(1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、要介護認定等の申請に係る主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

(2) サービスの見込量

単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
延利用件数／年	405 件	416 件	426 件	501 件
給付費	5,000 千円	6,000 千円	6,200 千円	7,300 千円

※給付費3か年（第7期計画期間）計：17,200 千円

第4節 介護保険財政と介護保険料

(1) 総給付費見込額

平成30年度から32年度までの3年間及び平成37年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
総給付費	35,743,594	37,110,012	39,610,873	112,464,479	46,002,727

※この他に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料、市町村特別給付、地域支援事業等を加えた額を基礎として、介護報酬等が確定後、最終的な推計を行います。

(2) 第1号被保険者の負担割合

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分(27%)、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分(23%)と調整交付金が5%に満たない分(4%)となります。

(3) 保険料基準額(月額)

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合で補正したものです。

平成30年～32年までの保険料基準額

保険料基準額(月額)(円)	月額 5,000 円後半
---------------	--------------

平成37年度の保険料基準額

保険料基準額(月額)(円)	月額 7,000 円後半
---------------	--------------

※(1)から(3)の上記の数値については、現段階での推計値となっています。

第5節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
 - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
 - ・ケアプランの点検
 - ・住宅改修等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ・縦覧点検・医療情報との突合
 - ・介護給付費通知
 - ・実地指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

計画策定の体制と経緯

[計画策定の体制]

① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18人の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

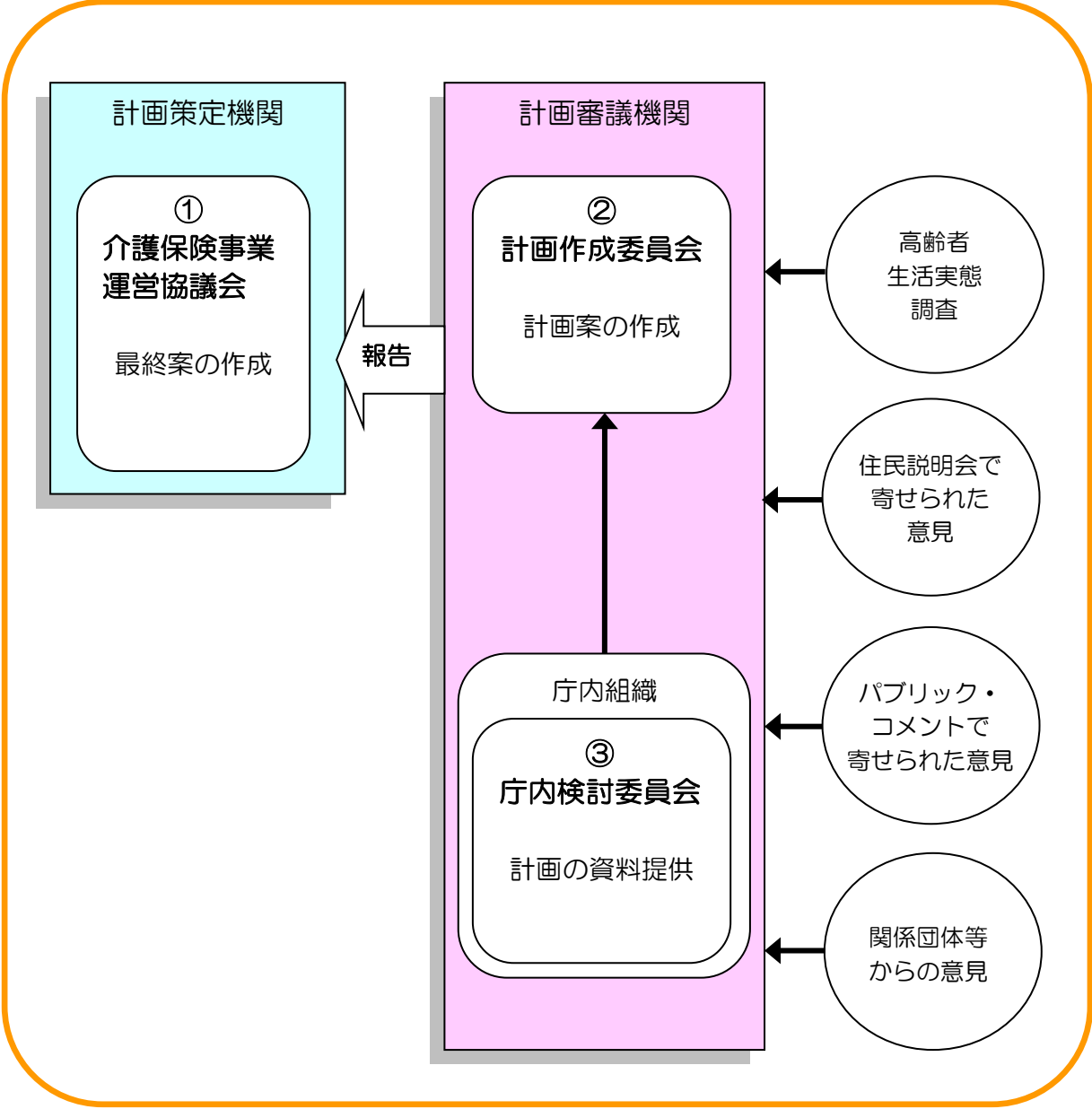
② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者など15人の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長・所長19人で構成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

平成 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③庁内検討委員会	市の動き
28					
	11				高齢者生活 実態調査
29					
	5	第1回運営協議会		第1回検討委員会	
	6		第1回作成委員会		
	7				
	8		第2回作成委員会		
	9				
	10		第3回作成委員会	第2回検討委員会	
	11	第2回運営協議会			
	12				パブリック・ コメント
30					
	1		第4回作成委員会		パブリック・ コメント 住民説明会
	2	第3回運営協議会			

[各会議の概要]

第1回運営協議会

平成29年5月10日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防ケアマネジメント）モデル事業の実施について
- 3) 船橋市高齢者生活実態調査報告書（抜粋版）について

第1回検討委員会

平成29年5月25日（木）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 今期計画における計画値と実績値の比較
- 3) 今期施設整備の進捗状況
- 4) 次期計画における地区診断

第1回作成委員会

平成29年6月6日（火）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 今期計画における計画値と実績値の比較
- 3) 今期施設整備の進捗状況

第2回作成委員会

平成29年8月22日（火）

- 1) 船橋市の人口推計等について
- 2) 地域包括支援センターに関する課題
- 3) 船橋市の地域包括ケアシステム構築に係る取組み状況

第2回検討委員会

平成 29 年 10 月 12 日（木）

- 1) 施設等整備について
- 2) 介護保険料設定等について
- 3) 地域包括支援センターの整備方針について
- 4) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況について
- 5) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

第3回作成委員会

平成 29 年 10 月 25 日（水）

- 1) 施設等整備について
- 2) 介護保険料設定等について
- 3) 地域包括支援センターの整備方針について
- 4) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

第2回運営協議会

平成 29 年 11 月 8 日（水）

- 1) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況について
- 2) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について
- 3) その他

第4回作成委員会

平成 30 年 1 月 31 日（水）

- 1)
- 2)
- 3)

第3回運営協議会

平成 30 年 2 月

- 1)
- 2)
- 3)

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 平成 28 年 11 月

調査目的 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

① 高齢者基本調査

市内在住の 65 歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護 1～5）、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者を除いた 10,000 人を抽出

② 要介護高齢者調査

市内在住の 65 歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護 1～5）を受けている 10,000 人を抽出

③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護 1～5）を除いた 1,000 人を抽出

④ 若年調査

市内在住の 40～64 歳の市民から、1,000 人を抽出

[住民説明会]

内 容	①「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」説明会 ②認知症サポーター養成講座	
開催日・会場	平成30年1月10日（水）	二和公民館
	平成30年1月13日（土）	西部公民館
	平成30年1月16日（火）	市民文化創造館
	平成30年1月19日（金）	東部公民館
	平成30年1月22日（月）	高根台公民館

[パブリック・コメント]

内 容	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
期 間	平成29年12月15日（金）～ 平成30年1月26日（金）
対 象	市内在住、在勤、在学の方、事業者
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、包括支援課、 地域包括ケア推進課、住宅政策課、保健所健康づくり課、地域福祉課、 健康政策課、行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、 出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、 老人福祉センター、保健センター

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者 2名
- 二 保健・医療又は福祉の専門家 11名
- 三 被保険者の代表者 2名
 - 1) 第一号被保険者の代表者 1名
 - 2) 第二号被保険者の代表者 1名
- 四 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

（職務）

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- 一 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
 - 二 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
 - 三 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
 - 四 介護保険に関する施策の重要事項
 - 五 その他市長が必要と認める事項
- 2 協議会は、「苦情等」のため調査等を指示する場合には、国が示す「介護保険に係る相談・苦情対応マニュアル」に基づくものとする。
- 3 協議会は、「苦情等」のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。
- 5 協議会は、「苦情等」のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

（意見具申）

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

（協議会の責務）

- 第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。
- 2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。
- 3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

種 別	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名
1号 委員	学識経験者	淑徳大学	教 授	藤野 達也
		弁護士		齋藤 吉宏
2号 委員	保健・医療 又は福祉の 専 門 家	一般社団法人船橋市医師会	会 長	◎玉元 弘次
		公益社団法人船橋歯科医師会	会 長	尾崎 隆
		一般社団法人船橋薬剤師会	会 長	土居 純一
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会 長	吉田 幸一郎
		公益社団法人千葉県看護協会	常 任 理 事	福留 浩子
		社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	会 長	若生 美知子
		公益財団法人船橋市福祉サービス公社	常 務 理 事	鈴木 隆
		船橋市民生児童委員協議会	会 長	高橋 強
		船橋市自治会連合協議会	副会長兼事務局長	○吉田 壽一
		千葉県在宅サービス事業者協議会	会 長	畔上 加代子
		公益社団法人認知症の人と家族の会	千葉県支部副代表	児島 和子
3号 委員	被保険者の 代 表 者	第 1 号被保険者		佐藤 博巳
		第 2 号被保険者		津田 高信
4号 委員	要介護等被保険者の家族の代表者	公募委員		柳田 秀子
		公募委員		八本 節子
		公募委員		加藤 美智子
			18名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うにあたり、両計画の個別的、専門的事項について調査及び審議を行い、整合性のとれた計画策定を行うため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- （1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成に関すること
- （2）その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案作成に必要な事項

（組織）

第3条 作成委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）運営協議会の委員
- （3）船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- （4）船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- （5）船橋市医師会代表
- （6）船橋歯科医師会代表
- （7）船橋薬剤師会代表
- （8）船橋市老人福祉施設協議会代表
- （9）船橋市介護老人保健施設協会代表
- （10）千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- （11）船橋市介護支援専門員協議会代表
- （12）船橋市民生児童委員協議会代表

（会長及び副会長）

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（災害補償）

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（事務局）

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局健康・高齢部介護保険課が行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	区 分	氏 名
1号委員	学識経験者（淑徳大学）	藤野 達也
	学識経験者（和洋女子大学）	中島 明子
2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会委員	吉田 壽一
		八本 節子
3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会委員	光野 清美
4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会委員	児島 和子
5号委員	船橋市医師会代表	◎玉元 弘次
		高木 康博
6号委員	船橋歯科医師会代表	尾崎 隆
7号委員	船橋薬剤師会代表	杉山 宏之
8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	竹内 直之
9号委員	船橋市介護老人保健施設協会代表	塩原 貴子
10号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会代表	畔上 加代子
11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	○佐藤 高広
12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	相島 良次
		15名

◎ 会長 ○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

（1）計画案に関する事項

（2）計画を作成するための必要な事項

（組織）

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

2 庁内検討委員会の委員長は、健康・高齢部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第4条 庁内検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

（事務局）

第5条 庁内検討委員会の事務局は、健康・高齢部介護保険課に置く。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

1 この要綱は平成29年4月21日から施行する。

2 この要綱は平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長 財政課長
経済部	消費生活センター所長
市民生活部	自治振興課長
健康・高齢部	健康政策課長 地域包括ケア推進課長 国民健康保険課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長
保健所	地域保健課長 健康づくり課長
福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）
（第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）

いきいき安心プラン

発行日：平成29年（2017年）12月

発 行：船橋市

編 集：健康福祉局健康・高齢部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307